

宗像市歴史的風致維持向上計画

平成 30 年 3 月 26 日 認 定

平成 30 年 8 月 13 日 認定変更

平成 31 年 3 月 20 日 軽微な変更

令和 2 年 3 月 25 日 軽微な変更

令和 4 年 4 月 1 日 軽微な変更

宗像市

～計画策定にあたって～

宗像市は、北部九州に位置し、北は玄界灘に面し、三方向を山に囲まれ、市中央を水源である釣川が貫流する自然豊かな都市です。

福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置する恵まれた地理的条件から、昭和40年代頃から国鉄（現JR九州）鹿児島本線の電化、宗像バイパス（現国道3号）の開通、大規模な住宅団地開発等が相次ぎ、急速に都市化が進んで人口が急増しました。その後、平成15年に旧玄海町と旧宗像市の合併、平成17年に旧大島村との合併を経て、現在の宗像市が誕生しています。

古から宗像地域として歴史を重ね、ともに発展してきた市町村が1つになり、宗像大社の三宮（沖津宮、中津宮、辺津宮）が同じ自治体に所在するようになったことで、世界遺産登録活動に弾みがつき、平成29年7月には『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』として念願の世界遺産登録を果たしました。

宗像地域における人の生活の起源は約3万年前から1万年前の後期石器時代に遡ります。市内には、世界遺産の構成資産はもとより、悠久の歴史を物語る建造物が多数存在しており、そこで営まれる人々の生活と一体となって、宗像ならではの風情や情緒を醸し出しています。

本計画は、これら先人が育んできた歴史的風致を維持するだけでなく、復原や修景等の手法により、積極的に向上させていこうとするものです。計画の推進により、かけがえのない貴重な歴史文化を将来に渡って守り継ぐことで、市民の「ふるさと宗像」に対する誇りや愛情が一層深まることを心から願っています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会委員の皆様、パブリック・コメントでご意見をいただきました市民の皆様、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の皆様など、ご協力を賜りました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成30年3月26日

宗像市長 谷井 博美



認定式（国交省にて）

目 次

序章	1
1. 計画策定の背景・目的.....	1
2. 計画期間.....	4
3. 計画策定の体制及び経緯.....	4
第1章 宗像市の歴史的風致形成の背景	6
1. 自然的環境.....	6
2. 社会的環境.....	13
3. 歴史的環境.....	23
4. 文化財等の分布状況.....	33
第2章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致	46
1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致.....	50
2. 宗像の浦々にみる歴史的風致.....	67
3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致.....	77
4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致.....	84
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	93
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題.....	93
2. 上位関連計画の状況と関連性.....	96
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針.....	107
4. 計画の実施体制.....	111
第4章 重点区域の位置及び区域	114
1. 重点区域の位置と区域.....	114
2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果.....	123
3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み.....	124
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項	132
1. 全市に関する事項.....	132
2. 重点区域に関する事項.....	136
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	138
1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針.....	138
2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する事業.....	139

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	157
1. 基本的な考え方.....	157
2. 歴史的風致形成建造物の指定要件	157
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補	158
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	159
1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方.....	159
2. 個別の事項.....	159
3. 届出が不要な行為	160

序章

1. 計画策定の背景・目的

^{むなかつ}宗像市は、福岡県の北部、福岡市と北九州市の両政令指定都市の中間に位置する交通至便な住宅都市である。市域は九州本土側の内陸部と、離島である^{おおしま}大島・^{じのしま}地島・^{かつしま}勝島・^{おきのしま}沖ノ島の4島からなり、内陸部は北を玄界灘に面し、他の三方向を山々に囲まれている。市中央を貫流する釣川の周囲には、稲穂の揺れる穀倉地帯が広がり、沿岸部や離島では美しい海の風景や玄海灘のもたらす海の幸に恵まれるなど、風光明媚な風土に悠久の歴史が息づいている。



御嶽山展望台からの眺望(地島方面)

市域における人々の生活の起源は旧石器時代にさかのぼり、約1万7千年前の後期旧石器時代の石器が発見されている。続く縄文時代では沿岸部に海人活動を示す貝塚が形成され、稲作文化の幕開けとなる弥生時代に至ると、集落や墳墓などの遺跡も急増し、古くからこの土地に人々が根づいていたことがうかがえる。

古墳時代になると、日本と大陸の対外交流を進めるヤマト王権とのつながりをきっかけに躍進し、市内に2,000基を超える古墳が築かれた。その担い手であった地方豪族から発生した宗像氏は、優れた航海技術を持つ^{かいじん}宗像海人族を束ね、ヤマト王権のもと、4世紀後半に始まる沖ノ島での国家的祭祀に関わり勢力を築いていった。宗像大社(沖津宮・中津宮・辺津宮)の成立にも関係し、宗像氏が郡司と神主を兼務していた7世紀末頃には宗像大社三宮での祭祀が成立したと考えられている。中世には宗像氏は日宋貿易にかかわって富をなし、宗像一円を支配するとともに多数の祭礼を執り行い、動乱の戦国期においても領地・領民をよく守った。その後宗像氏の直系は途絶えるが、宗像大社の祭礼は形を変えつつ受け継がれ、現在は漁村集落や農村集落の暮らしとともにある行事として息づいている。

慶長5年(1600)の黒田長政筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下となり、沿岸部の漁村は^{むなかつ}「宗像^{ななうら}七浦」と呼ばれ、内陸部では唐津街道沿いの宿場町として赤間宿が賑わいを見せた。漆喰白壁の町家が連なるまちなみは、往時の面影を今に伝えており、宿場の歴史を誇りに思う地域住民によって祭礼とともに守り未来へ残そうとの気運が高まっている。



原町



赤間

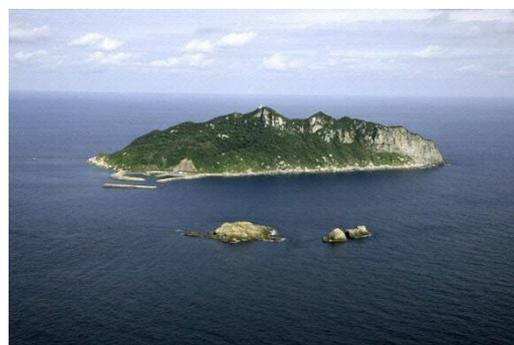
現代では、昭和40年(1965)前後に大規模な住宅団地開発(日の里地区、自由ヶ丘地区)や大学の建設などが相次いで進み、農業主体のまちであった当時の宗像町は急速に都市化し、人口も急増した。現在はほぼ横ばいになりつつあるが、農村・漁村地域では人口減少や少子高齢化が進んでおり、歴史的な建造物や伝統的な歴史・文化の維持・継承が困難になりつつある。



日の里地区

このようななか、本市では、世界遺産登録へ向けた取り組みを契機として、歴史・観光に関する情報発信や市民活動の支援などを推進してきた。平成26年(2014)には、景観法に基づく景観計画を策定し、基本方針の1つとして「歴史・文化資源及び周辺環境の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成」を目指している。また、平成27年(2015)に策定した第2次宗像市総合計画では、将来像を「ときを紡ぎ躍動するまち」とし、将来像の考え方の1つとして「歴史文化を継ぎ育むまち」を掲げている。

これらの状況を踏まえ、本市では平成28年(2016)に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年(2008)5月施行、以下「歴史まちづくり法」という。)に基づく計画の策定を検討するに至った。



沖ノ島

そして、平成29年(2017)7月に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界文化遺産登録が決定した。

本市の歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の環境が、住民等によって保存されてきた祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたくまいを醸し出している。さらに、地域は住民等が生活や生業を営み、地域のパーソナリティ(個性)に応じて暮らす舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を発見し、創造する場として、この地域を訪れる人々が歴史や伝統を体感し、参加する場としての価値を持つ。

また、本市における歴史的風致は、重要な観光資産でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、地域の誇りを確立し、本市が誇る固有の伝統文化を保存・活用し、後世に継承するうえで重要な意味を持つ。

しかしながら、市内各所において、歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いな建築物等が建築されたり、高齢化等により祭礼行事が維持できなくなるなど、歴史的風致が失われている例も見られている。

今後、このような状況が放置され続けたならば、世界遺産のあるまち・宗像が誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護部局とまちづくり部局の緊密かつ横断的な連携の下、文化財の保存及び活用、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域における歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

さらに、固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り育て、未来へ引き継ぐべく、宗像の個性を磨き、魅力を高め、市民一人ひとりが宗像の歴史文化を再認識し、一層の誇りと愛着を持って継承できるよう、また美しく風格ある宗像を創生し、訪れる人々に感動を与えられるようなまちづくりを行うことで、地域の活性化や観光振興につなげていくことが重要である。

そこで、文化財保護行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携により、歴史まちづくり法の制度を活用して、本市が有する歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図るため、宗像市歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年（2018）度～令和 9 年（2027）度とする。

3. 計画策定の体制及び経緯

（1）計画策定の体制

本計画は、以下の体制で策定されたものである。

図 歴史的風致維持向上計画の策定体制

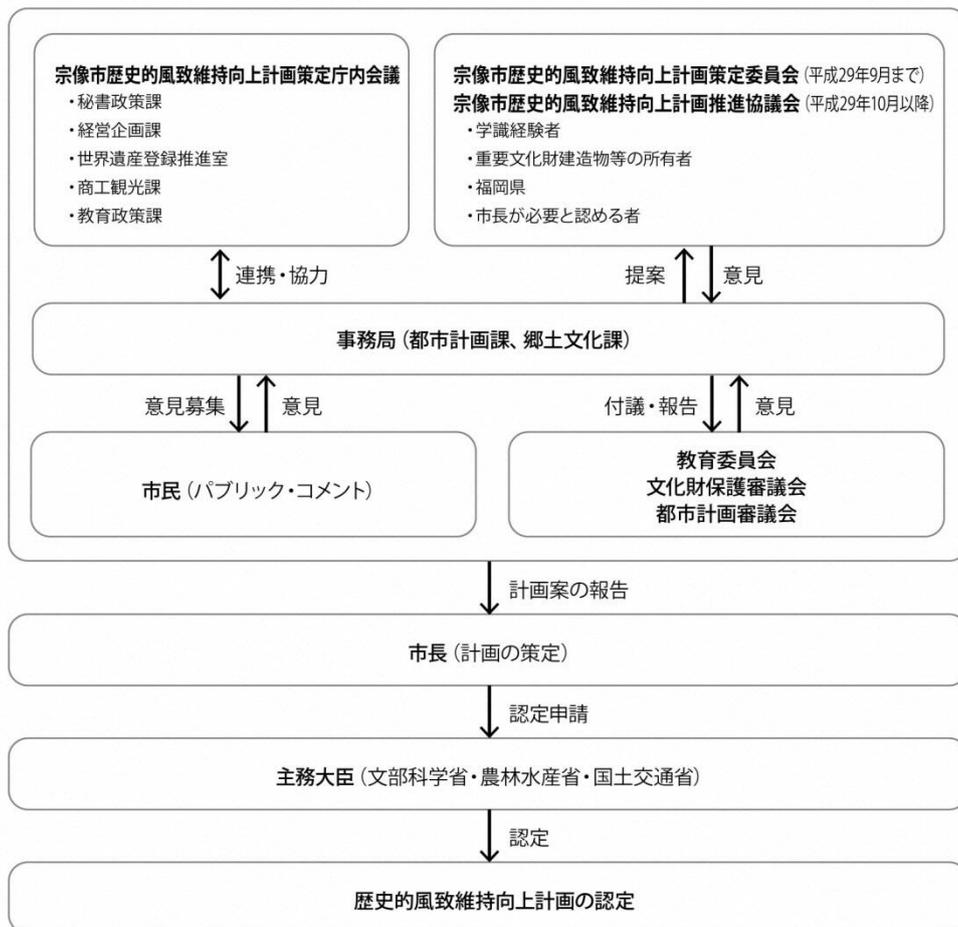


表 宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会及び宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧

氏名	所属	選出区分
◎黒瀬 重幸	福岡大学工学部建築学科教授	学識経験者
○大方 優子	九州産業大学商学部第一部観光産業学科准教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	福岡県文化財保護審議会有形文化財部会 専門委員	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院学術研究員	学識経験者
葦津 幹之	宗像大社権宮司	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	市長が必要と認める者
森 弘子	太宰府市景観市民遺産会議議長	市長が必要と認める者
平松 秋子	宗像市世界遺産市民の会保存管理ワーキング部会長	市長が必要と認める者
松井 陽子	一般公募による市民代表	市長が必要と認める者
井手 優二	福岡県教育庁文化財保護課長	福岡県
酒井 了	福岡県建築都市部都市計画課長	福岡県
岩井 創	国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課長	オブザーバー

◎会長 ○副会長

表 宗像市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議 委員一覧

委員会	作業部会
秘書政策課長	秘書政策係長
経営企画課長	企画係長
世界遺産登録推進室長	世界遺産登録推進係長
商工観光課長	商工係、観光係、元気な島づくり係長
教育政策課長	政策係長
都市計画課長	都市計画係長
郷土文化課長	文化財係長

(2) 計画策定の経緯

本計画は、以下の経緯で策定されたものである。

表 計画策定の経緯

開催日	開催内容	主な検討内容
平成 29 年 7 月 24 日 (月)	平成 29 年度第 1 回都市計画審議会	・計画素案の報告
平成 29 年 8 月 17 日 (木)	平成 29 年度第 1 回文化財保護審議会	・計画素案の報告
平成 29 年 9 月 22 日 (金)	平成 29 年度第 1 回宗像市歴史的風致維持向上計画策定委員会	・計画素案の検討
平成 29 年 10 月 24 日 (火)	定例教育委員会	・計画素案の報告
平成 29 年 10 月 25 日 (水)	平成 29 年度第 1 回宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会	・計画案の決定
平成 29 年 11 月 15 日 (水)	平成 29 年度第 2 回文化財保護審議会	・計画案の報告
平成 29 年 11 月 21 日 (火)	定例教育委員会	・第 5 章文化財の保存及び活用に関する事項の審議
平成 29 年 11 月 28 日 (火)	宗像市歴史まちづくりシンポジウム	・計画案の住民説明会
平成 29 年 11 月 29 日 (水) ～12 月 28 日 (木)	パブリック・コメント	・計画案に対する市民意見の提出手続き
平成 30 年 1 月 11 日 (木)	平成 29 年度第 2 回宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会	・計画案の答申
平成 30 年 2 月 19 日 (月)	宗像市歴史的風致維持向上計画認定申請	

第1章 宗像市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

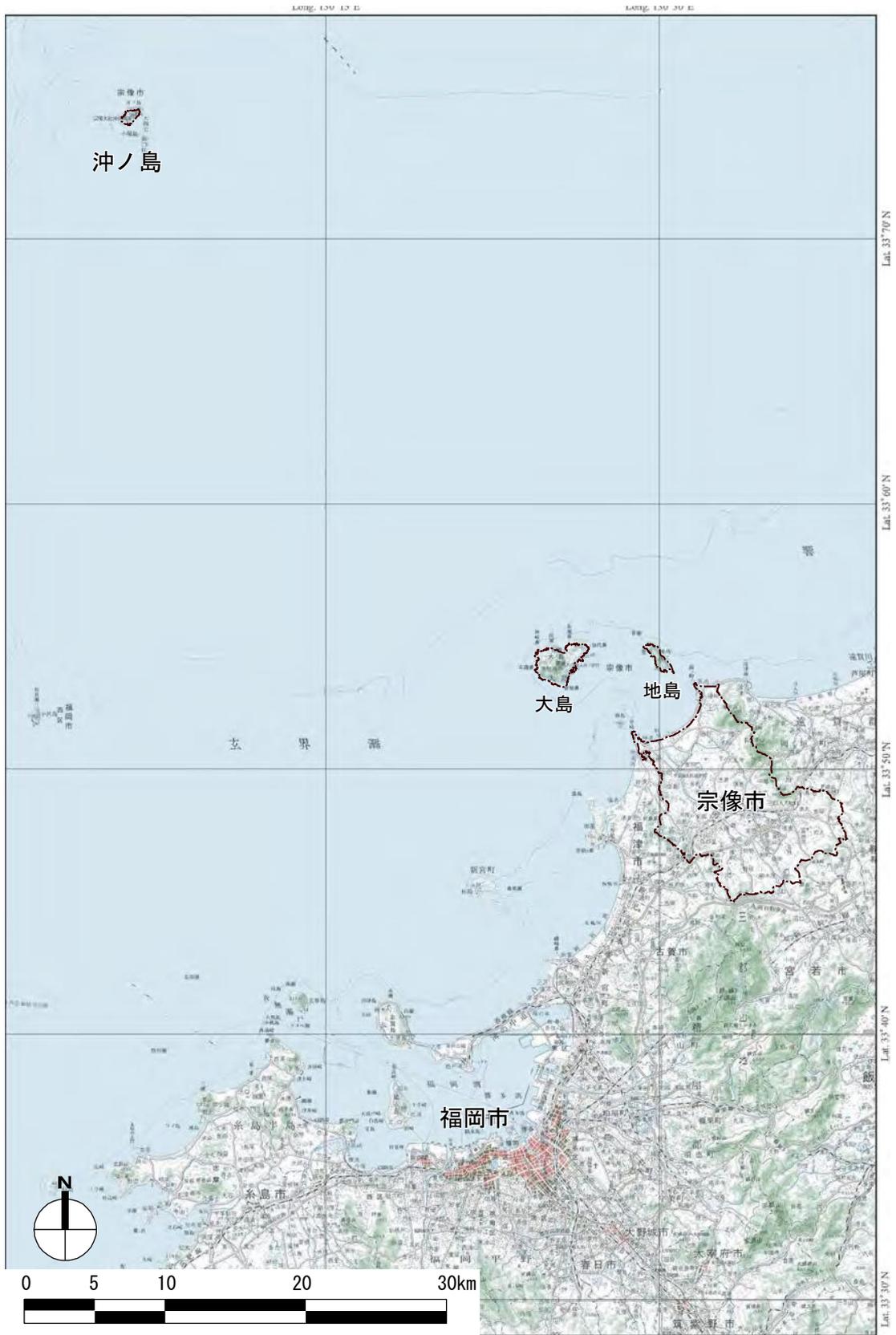
(1) 位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東側は遠賀郡岡垣町、遠賀町、鞍手郡鞍手町、南側は宮若市、西側は福津市、北側は玄界灘に面しており、沖合には大島、地島、勝島、沖ノ島などの離島がある。沖ノ島は九州本土から北西に約 60 km 離れた海上に位置し、九州と朝鮮半島を結ぶ中間地点にあたる。また、本市から 20 km 圏内には福岡市及び北九州市の両政令指定都市が位置する。市域面積は 11,991ha であり、うち離島面積は 1,001ha である。

図 本市の位置



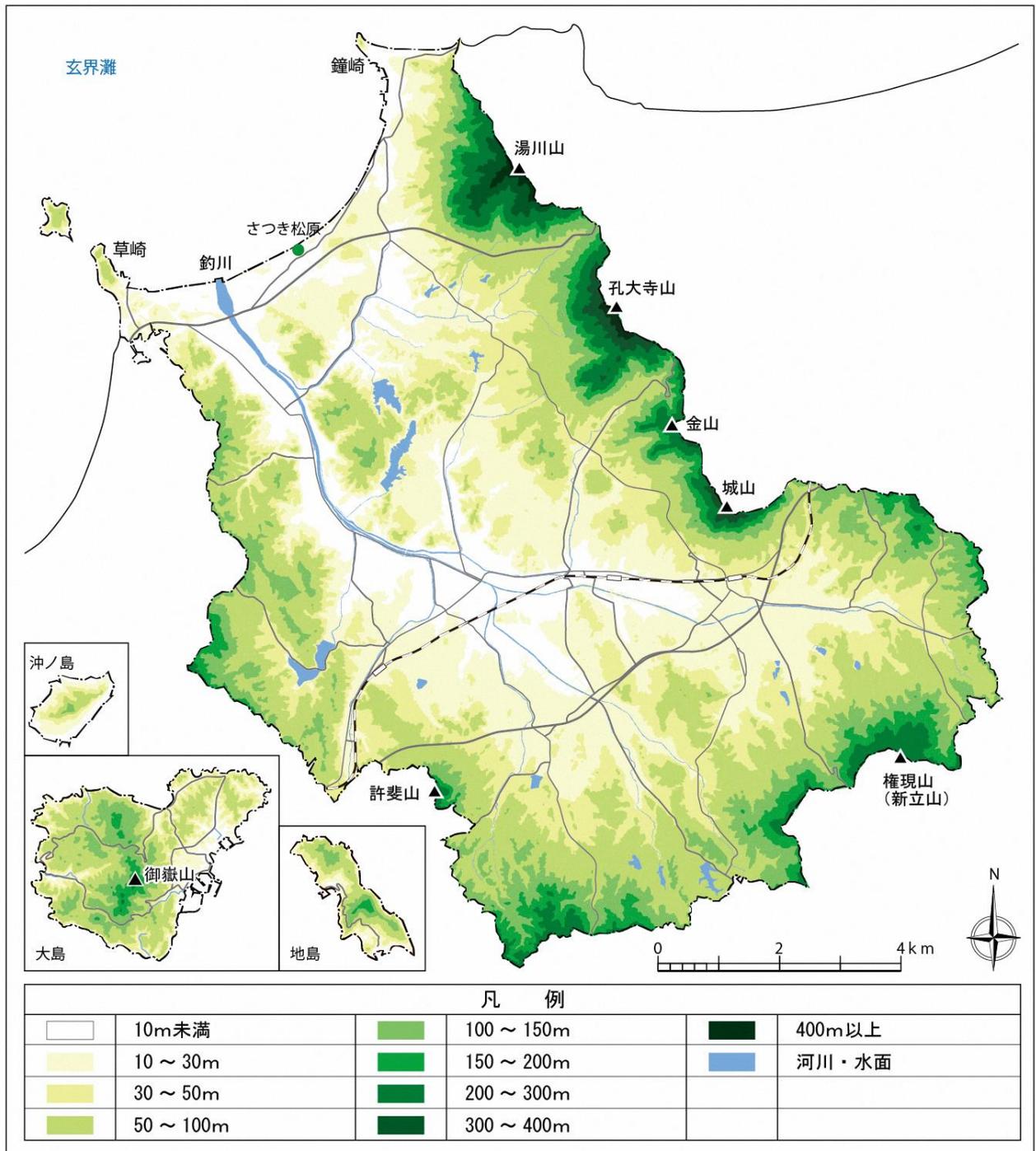
図 沖ノ島の位置(資料:国土地理院)



(2) 地勢

本市は、北は玄界灘に開け、その他を標高 200～400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の地形を成し、市中心を釣川が貫流している。北には鐘崎、草崎の2つの半島が突出し、緩やかな弧状の砂浜が続く海岸にはさつき松原などの貴重な自然環境がある。市東部には、本市の中でも標高が高い湯川山(471.3m)、孔大寺山(498.8m)、金山(317.3m)、城山(369.2m)からなる四塚連山が連なる。釣川河口部はかつて入海であったが、堆積作用や近世の河川改修により、現在では田園地帯が広がっている。離島は、沿岸部からすぐに険しい斜面が続き、平地に乏しい地形である。

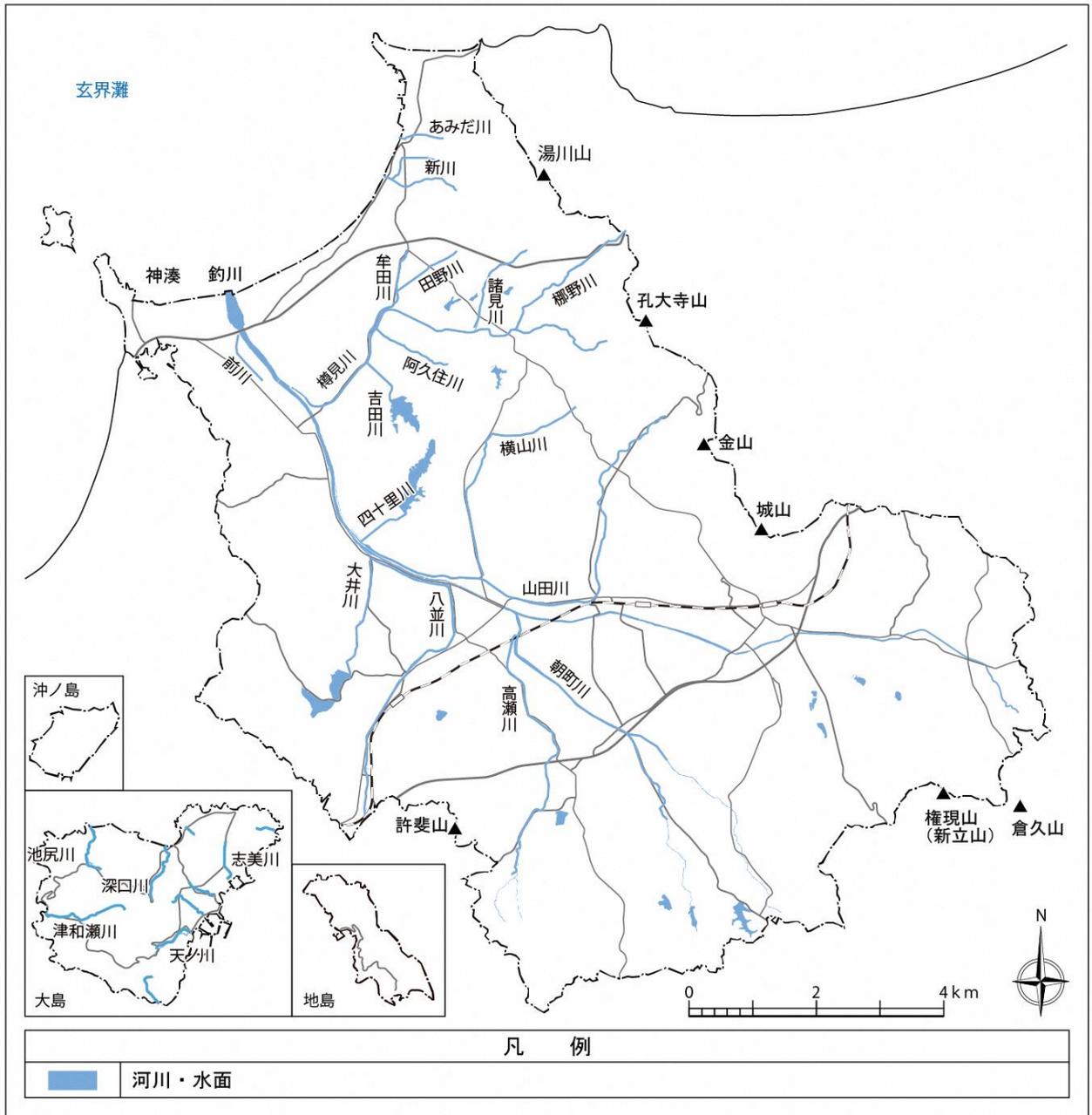
図 地勢



(3) 水系

本市は、離島を除いて、独立水系である釣川の流域で構成されており、宗像市吉留の倉久山(標高 223.9 m)を源となし、高瀬川・朝町川・八並川・大井川・山田川・横山川・四十里川・樽見川・阿久住川・吉田川の 10 支川を集め本市の中心部を流下し、神湊において玄界灘に注ぐ。流域面積 101.5 km²、幹線流路延長 16.3 km の 2 級河川である。また、釣川水系では、水質や流域の自然環境の保全のため、地元団体による清掃活動等が継続的に行われている。

図 水系



(4) 気象

本市は、日本海型気候区に属し、気温と降水量の平年値(平成25年(2013)～平成29年(2017))では、年間平均気温は16.2℃で、比較的温暖な気候風土ではあるが、夏季は最高気温が30℃を超える暑さが続く一方、冬季には氷点下となることもある。年間降水量は1,710mm程度、月別降水量は70mm～299mmの範囲にあり、7月がピークとなる。

図 月別の気温(平成25年(2013)～平成29年(2017))(資料:気象庁HP)

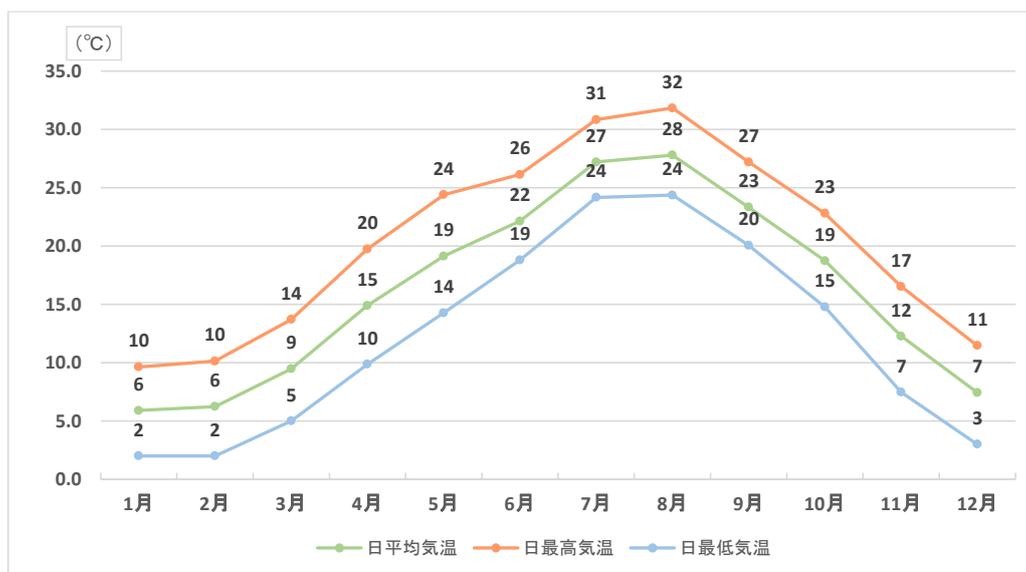
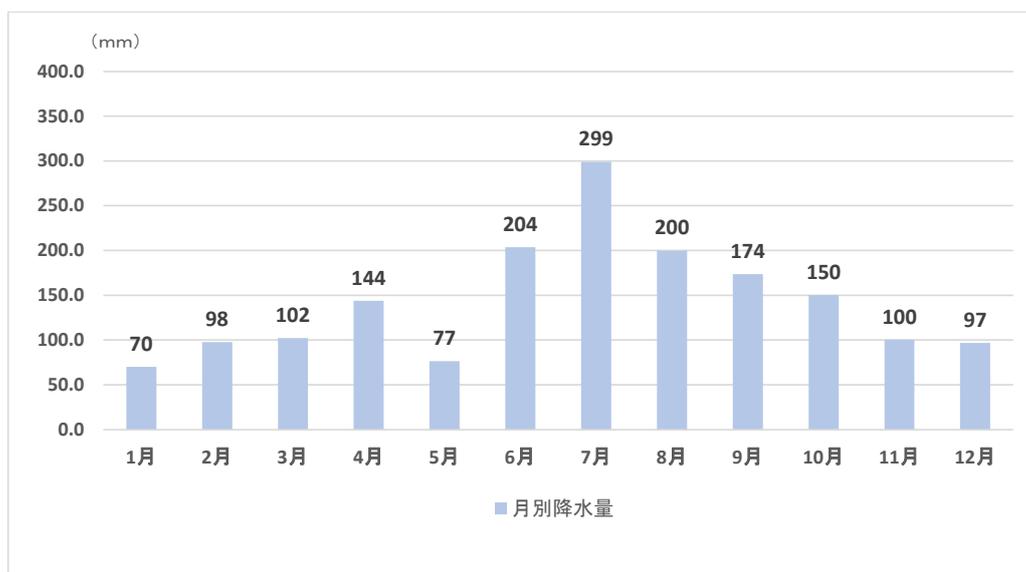
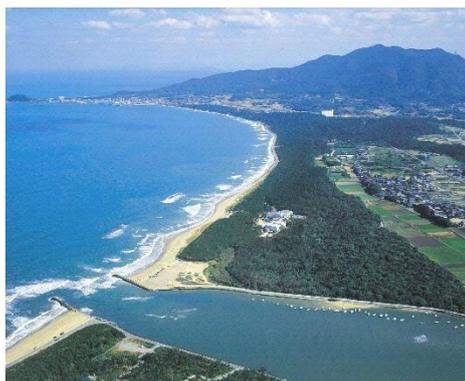


図 月別の降水量(平成25年(2013)～平成29年(2017))資料:気象庁HP)



(5) 植生

植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林(さつき松原)となっている。釣川とその支流沿いはほぼ水田が占めている。丘陵や山地部の大半はスギやヒノキの植林で、これに照葉樹林、竹林、若齢の落葉樹林などが混在している。なお、自然林としては、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹(いわゆる照葉樹)が城山にまとまった広さであるほかは社叢林(神社の森)^{しゃそうりん}として断片的に残存している程度である。また、離島では海岸の岩礁付近にまで自然林が張り付き、その内側は各島とも中央部まで自然林に近い二次林が多くを占めている。

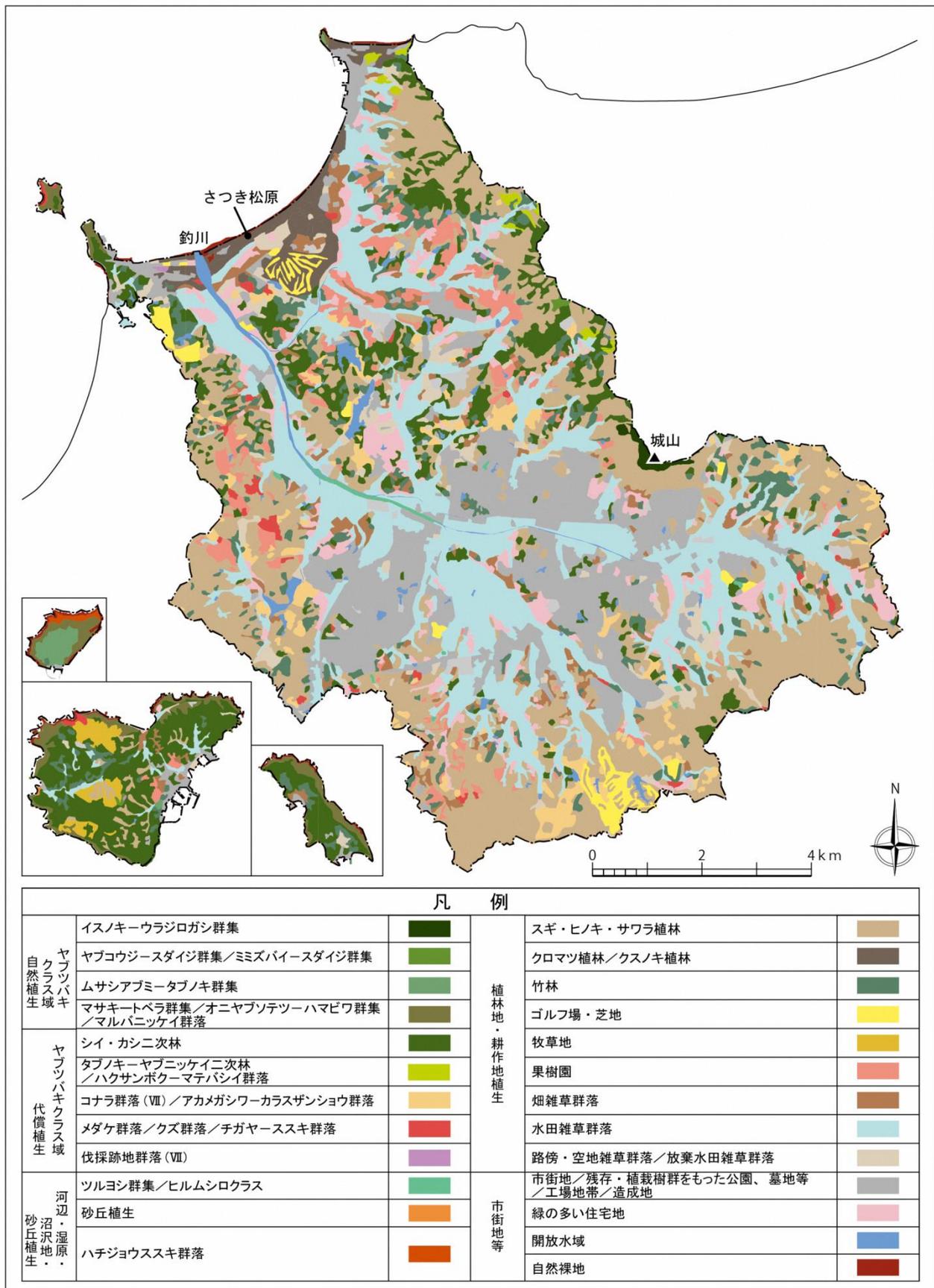


さつき松原



城山の自然林

図 植生

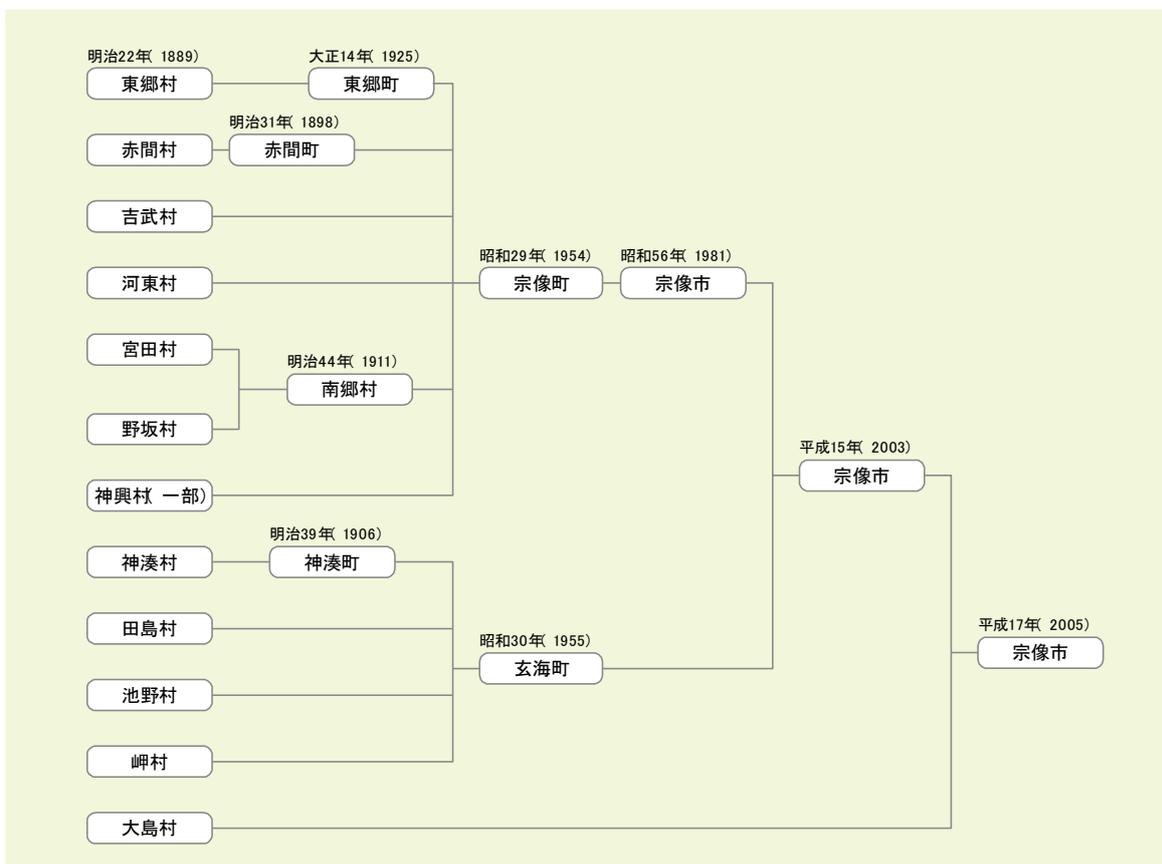


2. 社会的環境

(1) 市の沿革

明治4年(1871)の廃藩置県により福岡県が設置され、同22年(1889)の市町村制施行により、当地方は12村に再編成され、大正14年(1925)までに3町8村となった。その後、昭和29年(1954)に内陸部に位置する2町4村の合併により宗像町が、同30年(1955)に沿岸部の1町3村の合併により玄海町^{げんかいまち}が誕生した。昭和56年(1981)には宗像町が旧宗像市となり、平成15年(2003)に旧宗像市と玄海町が合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生した。さらに、平成17年(2005)に大島村^{おおしまむら}が宗像市に編入され、現在に至っている。

図 市の沿革(資料:『日本歴史地名大系第四一巻 福岡県の地名』(平凡社, 2004))



(2) 人口動態

平成 27 年（2015）国勢調査における本市の人口は 96,516 人であり、5 年間で 1.1%の伸びを示しているが、人口増加傾向は鈍化している。また、世帯数は 38,995 世帯であり、人口と同様に増加傾向が見られるが、世帯当たり人員は減少傾向が続いており、核家族化が進行している状況にある。一方、高齢者人口（65 歳以上人口）の比率は 26.6%となっており、現在の 65～69 歳人口をピークとする年齢構成から、今後さらに高齢化が進行すると予想される。

図 人口及び世帯数推移(資料:国勢調査)

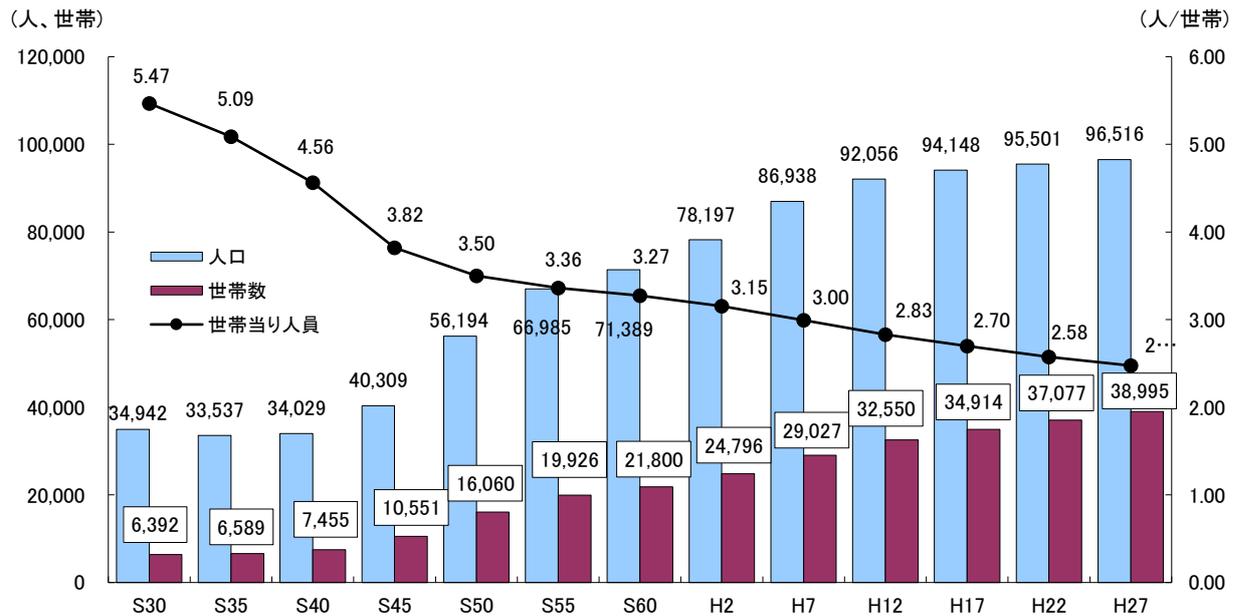


図 3階級別人口(資料:国勢調査)

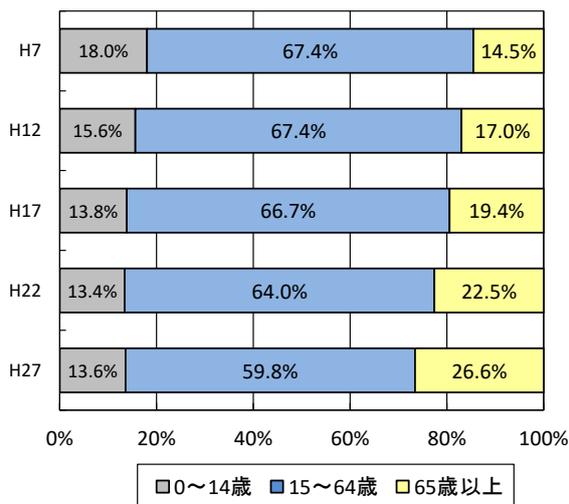
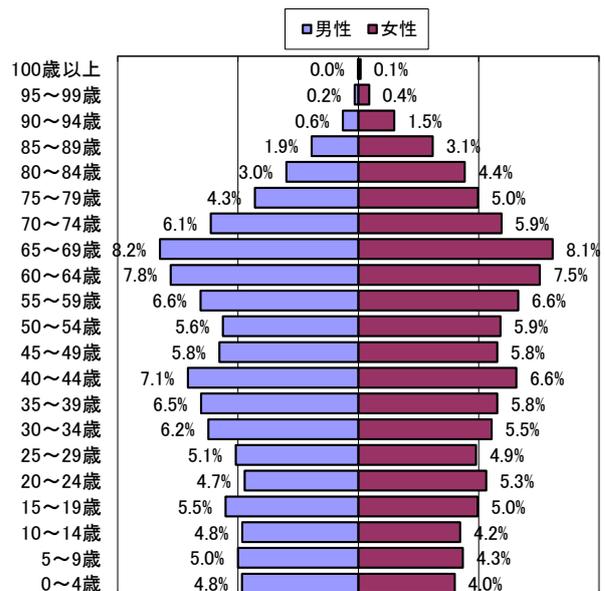


図 5才階級別人口(資料:国勢調査)



(3) 土地利用状況

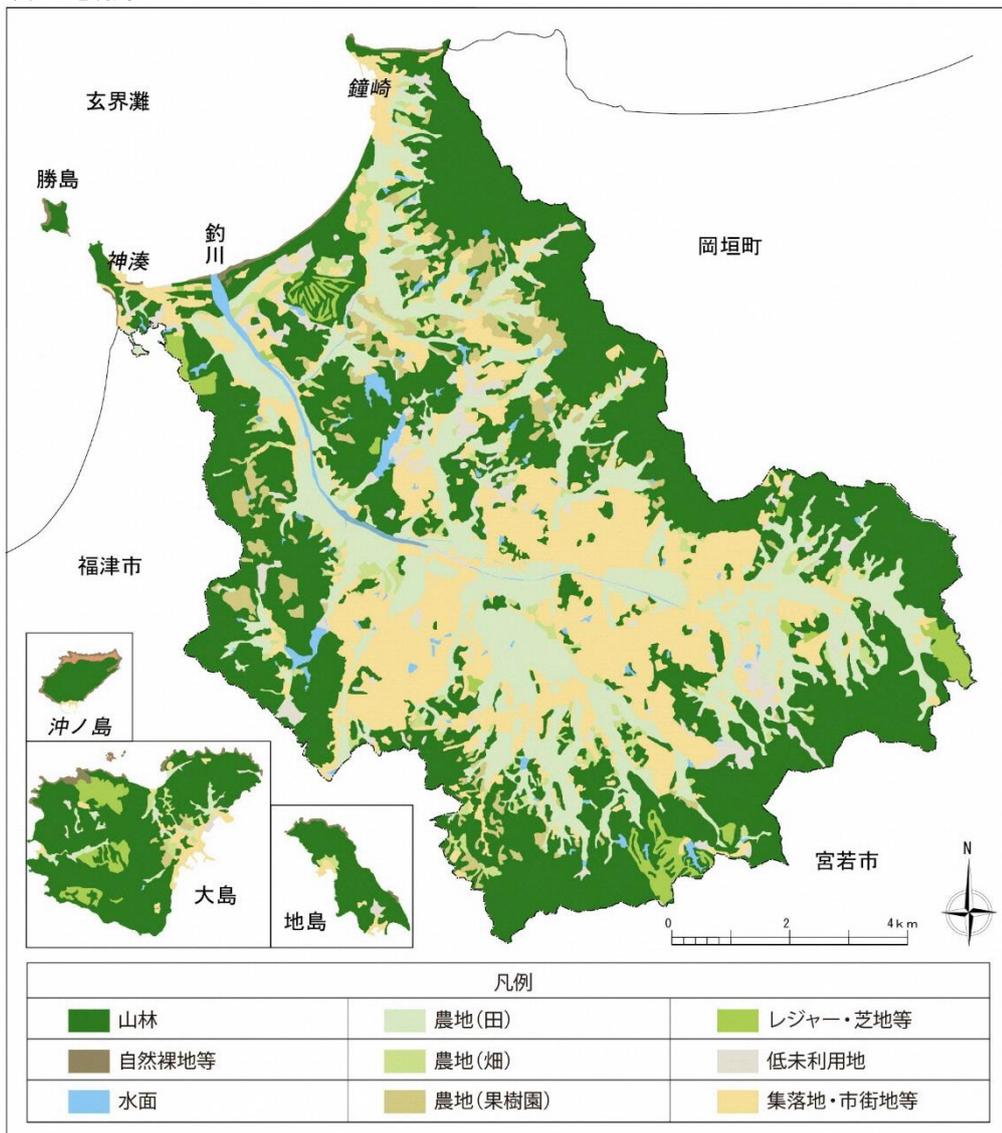
本市の総面積 11,991ha のうち、自然的土地利用が約 7 割を占めている。具体的には、山林が 32.0% と最も多く、次いで田が 15.9%、宅地が 13.5%となっている。

市域の周辺は山林に囲まれており、釣川沿いに田園を中心とした農地が広がっている。市街地の大部分は JR 鹿児島本線や国道 3 号の沿線の内陸部に分布している。

表 土地利用状況(資料:宗像市統計書)



図 土地利用



(4) 交通機関

ア 鉄道

広域的な大量輸送機関である JR 鹿児島本線が市域を東西に横断し、赤間駅、東郷駅、^{とうごう}教育大前駅^{きょういくだいまえ}の 3 駅があり福岡市、北九州市などと連絡している。福岡市、北九州市の両市から JR 線の利用で 30 分から 40 分程度の所要時間であるため、通勤・通学の主要な交通手段として利用されている。

イ バス路線

市内のバス路線は、^{にしてつ}西鉄バス 6 路線（うち市外とを結ぶもの 4 路線）、ふれあいバス 3 ルート、コミュニティバス 8 地区の 3 種類が運行している。平成 25 年（2013）4 月より、ふれあいバス及びコミュニティバスの路線を改定し、西鉄バスとふれあいバスで対応できない地域はコミュニティバスの運行により交通空白地域の解消を図っている。

ウ 渡船

離島を擁する本市では、大島と神湊を結ぶ渡船が一日 7 往復、地島と神湊を結ぶ渡船が一日 6 往復運航しており、島民の主要な交通手段となっている。

エ 道路

市内には沿岸部の玄海国定公園沿いを東西方向に結ぶ国道 495 号と、市の南部を東西方向に結ぶ国道 3 号がある。国道 495 号は、都市計画マスタープランにおいて観光・レクリエーション軸に位置付けており、国道 3 号は福岡、北九州両大都市圏を結ぶ広域幹線道路として位置付けている。また、市内の南北移動は、主要地方道宗像玄海線と主要地方道若宮玄海線が担っている。

また、高速道路は市内を通っておらず、市役所から最も近い若宮 IC までは約 10 km、車で 18 分ほどの距離である。

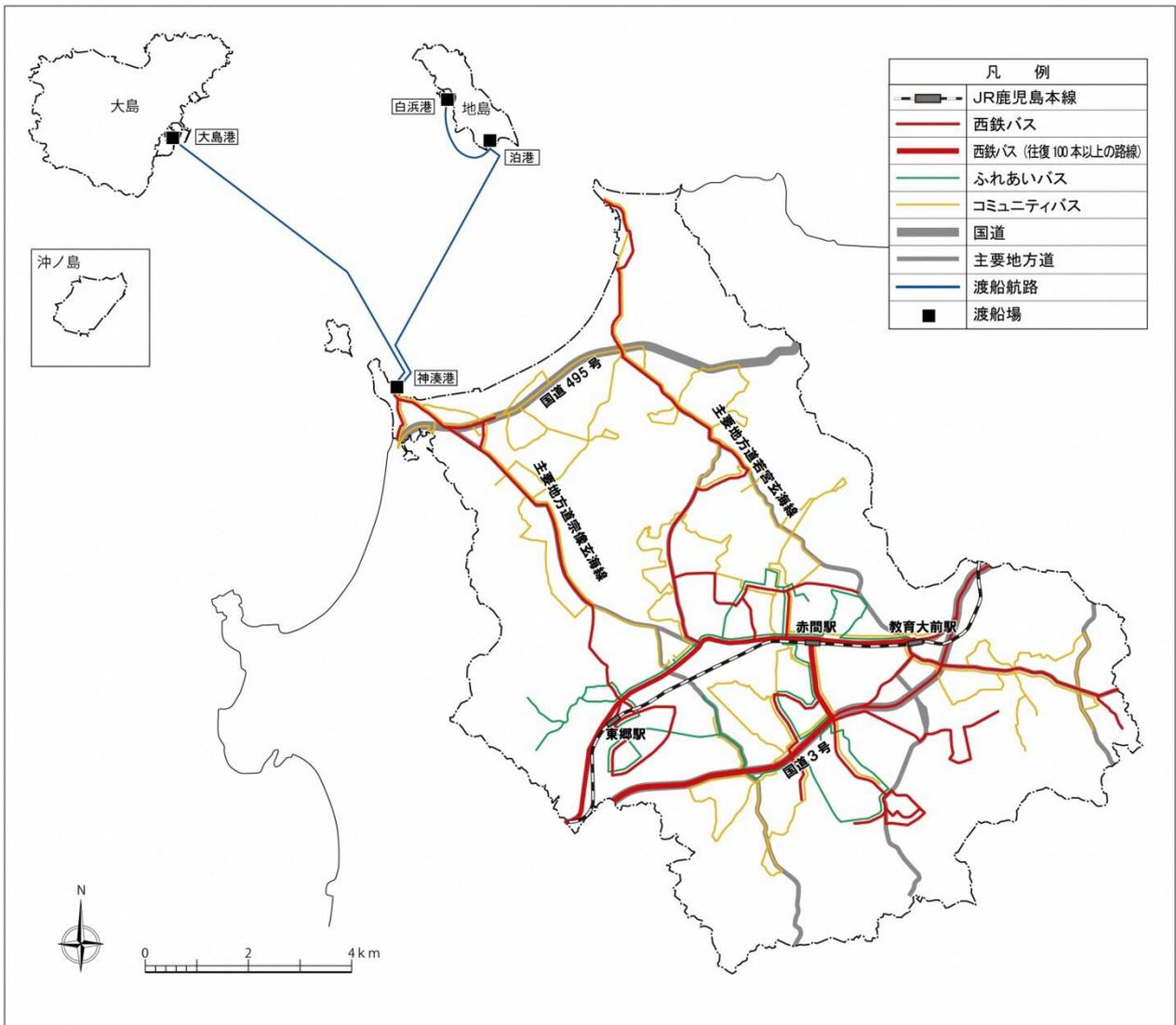


赤間駅



神湊渡船ターミナル

図 交通機関

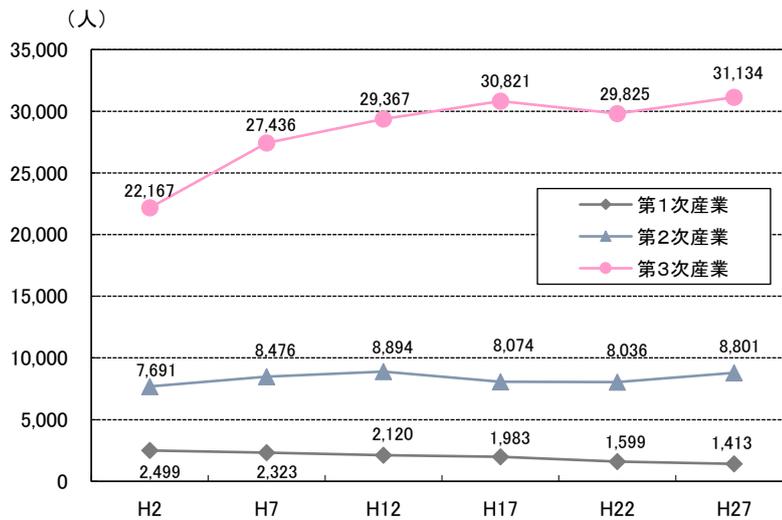


(5) 産業

○就業人口

本市の就業人口は、平成 27 年（2015）現在 43,407 人（分類不能の産業 2,059 人を含む）である。構成比は第 1 次産業 3.3%、第 2 次産業 20.3%、第 3 次産業 71.7%で、第 1 次産業の減少と第 2 次産業の横ばい、第 3 次産業の増加がみられる。

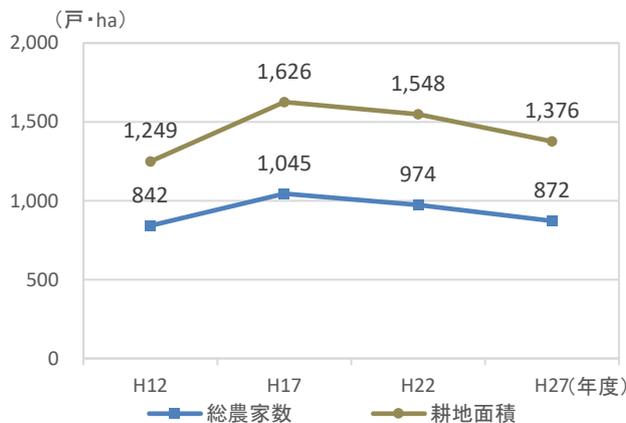
図 産業別就業人口の推移(資料:国勢調査)



○農業

本市は釣川流域に広がる田園地帯における稲作をはじめ、麦・大豆を中心にした土地利用型農業や、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業、イチゴやトマトなどの施設園芸等が盛んであり、多様な農産物が生産されている。平成 22 年（2010）の総農家数は 974 戸、耕地面積は 1,548ha。平成 27 年（2015）の総農家数は 872 戸、耕地面積は 1,376ha となっており、いずれも減少傾向にある。

図 総農家数、耕作面積の推移(資料:宗像市統計書)



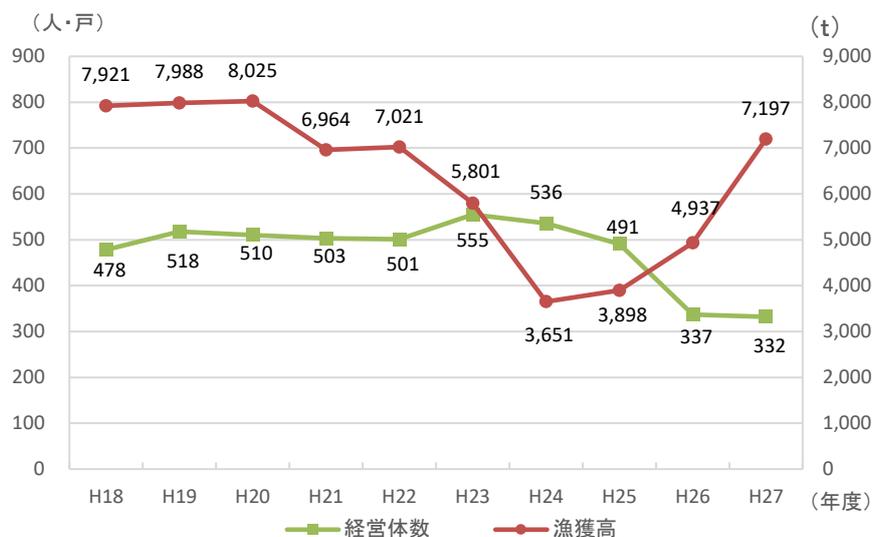
釣川流域に広がる田園地帯

○漁業

本市の沿岸部は、古くから漁業が盛んな地域で、神湊、鐘崎、大島、地島と福津市の^{ふくま}福間、^{つやぎき}津屋崎、^{かつら}勝浦の7漁村は「宗像七浦」と総称されている。主要な海産物にはブランド化されているトラフグやアジをはじめ、ワカメやメカブ、アカモク等の海藻類もある。

平成27年（2015）の漁業経営体数は332経営体となっており、平成26年（2014）の337経営体比ベ減少傾向にあるが、漁獲高は7,197トンで、平成26年（2014）の約1.5倍となっている。また、平成27年（2015）の漁港別漁獲高の内訳は、鐘崎78.6%、大島18.1%、地島2.4%、神湊0.9%となっている。

図 漁業経営体数、漁獲高の推移（資料：資料：港勢調査、漁協業務報告書）



トラフグ



アジ



メカブ

○工業

平成 26 年（2014）現在、事業所数（従業者 4 人以上の事業所）は 43 箇所、製造業出荷額は約 358 億円である。事業所数は減少傾向にあるものの、従業者数と製造業出荷額は過去 10 年間、概ね横ばいで推移している。

図 事業所数の推移（資料：工業統計調査）

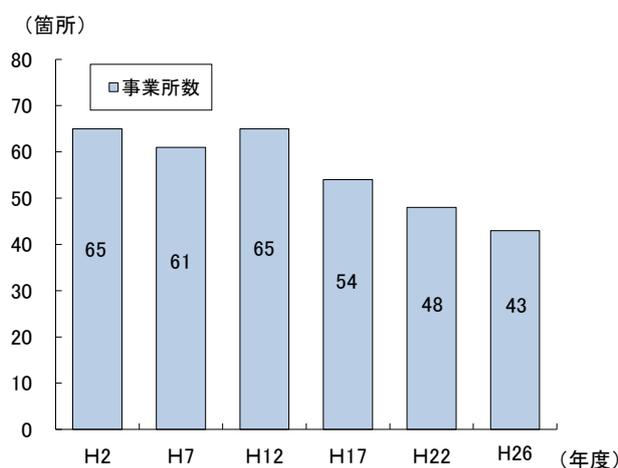


図 従業者数及び製造業出荷額の推移（資料：工業統計調査）



○商業

平成 26 年（2014）現在、商業従業者数は 5,531 人、事業所数は 554 箇所、年間商品販売額は約 932 億円で、いずれも卸売業より小売業の割合が高く、中でも飲食料品小売業の割合が高い。また、大規模小売店舗のほとんどは、赤間駅周辺、国道 3 号及び旧国道 3 号沿いのいずれかに立地している。

図 従業者数、事業所数、年間商品販売額の推移（資料：政府統計の総合窓口（e-Stat）・宗像市統計書）

（単位：人、所、百万円）

	商業従業者数			事業所数			年間商品販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成19年	5,624	429	5,195	804	73	731	118,170	27,662	90,508
平成23年	4,054	233	3,821	550	61	489	83,209	9,799	73,410
平成26年	4,169	472	3,697	554	85	469	93,155	23,181	69,974

○観光

本市は宗像大社、鎮国寺、宗生寺などの社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化資産を有している。特に宗像大社は、本市の歴史・文化のシンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。平成29年(2017)に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群として日本で21番目の世界遺産に登録され、構成資産となっている宗像大社及びその周辺を保全する取り組みを進めている。

また、さつき松原や美しい砂浜を擁する玄界灘に面する海岸一帯は「玄海国定公園」に指定されているほか、大島、地島、沖ノ島などの離島や、湯川山・孔大寺山・金山・城山からなる四塚連山、釣川などの豊かな自然資源があり、来訪者や市民の憩いの場として利活用されている。なお、観光入込客数は、平成27年(2015)で約652万人となっており、県外からの観光客が増加傾向にある。

表 観光入込客数の推移、年間消費額の推移(資料:福岡県観光入込客推計調査)

(単位:千人、百万円)

	観光入込客数					年間消費額
	日帰	宿泊	県外	県内	総数	
平成20年	6,062	258	532	5,788	6,320	3,766
平成21年	6,144	245	515	5,874	6,389	3,409
平成22年	6,236	274	677	5,833	6,510	4,201
平成23年	6,294	341	646	5,989	6,635	3,608
平成24年	6,304	342	725	5,921	6,646	3,622
平成25年	5,947	414	795	5,566	6,361	4,216
平成26年	6,008	417	803	5,622	6,425	4,461
平成27年	6,182	334	1,174	5,342	6,516	4,503

表 施設別入込客数の状況(資料:宗像市統計書)

(単位:人)

	道の駅むなかた	うみんぐ大島	正助ふるさと村	海の道むなかた館
平成25年度	1,698,665	17,004	110,528	117,610
平成26年度	1,735,050	15,762	106,827	157,628
平成27年度	1,696,875	16,162	88,563	158,037



道の駅むなかた



うみんぐ大島



海の道むなかた館

3. 歴史的環境

(1) 原始

○旧石器時代

宗像地域における人の生活の起源は、発掘された遺跡などから約3万年前から1万年前の後期旧石器時代と考えられており、池浦トボシ遺跡、平等寺長浦遺跡、牟田池遺跡等でナイフ形石器や台形石器が発見されている。特に、牟田池遺跡からは、多くの石器が発見され、季節的な狩猟場であったと推定されている。



ナイフ形石器(池浦トボシ遺跡)

○縄文時代

縄文時代に入ると、氷河期の終焉とともに海面が上昇したため、海が釣川沿いに内陸部まで入り込んだとされ、『宗像市史』^{へんきん}編纂時(平成6年(1994)～平成11年(1999))にボーリング調査を行った結果、縄文時代前期(4700年前)の海岸線が推定されている。また、入海周辺の平野部が居住地として活用されていたとされており、釣川中流域では縄文時代の遺構は発見されていない。

縄文時代前期の遺跡としては、沿岸部に位置するさつき松原遺跡が挙げられ、^{とどろきしき}轟式、^{そぼたしき}曾畑式土器が出土している。また、沖ノ島社務所前遺跡からも同時期の遺跡が確認されている。

縄文時代後期の遺跡としては、鐘崎貝塚が挙げられる。昭和8年(1933)頃から貝塚として認識され、海水産・淡水産の貝類、魚骨、獣骨などが出土し、海や山に生きる縄文人の暮らしぶりをうかがい知ることができる。

縄文時代晩期の遺跡としては、^{ふじわらふかた}富地原深田遺跡、^{よしどめしもうぼる}吉留下惣原遺跡、赤間宿跡が挙げられる。これらは内陸部に展開し、遺物が出土している。

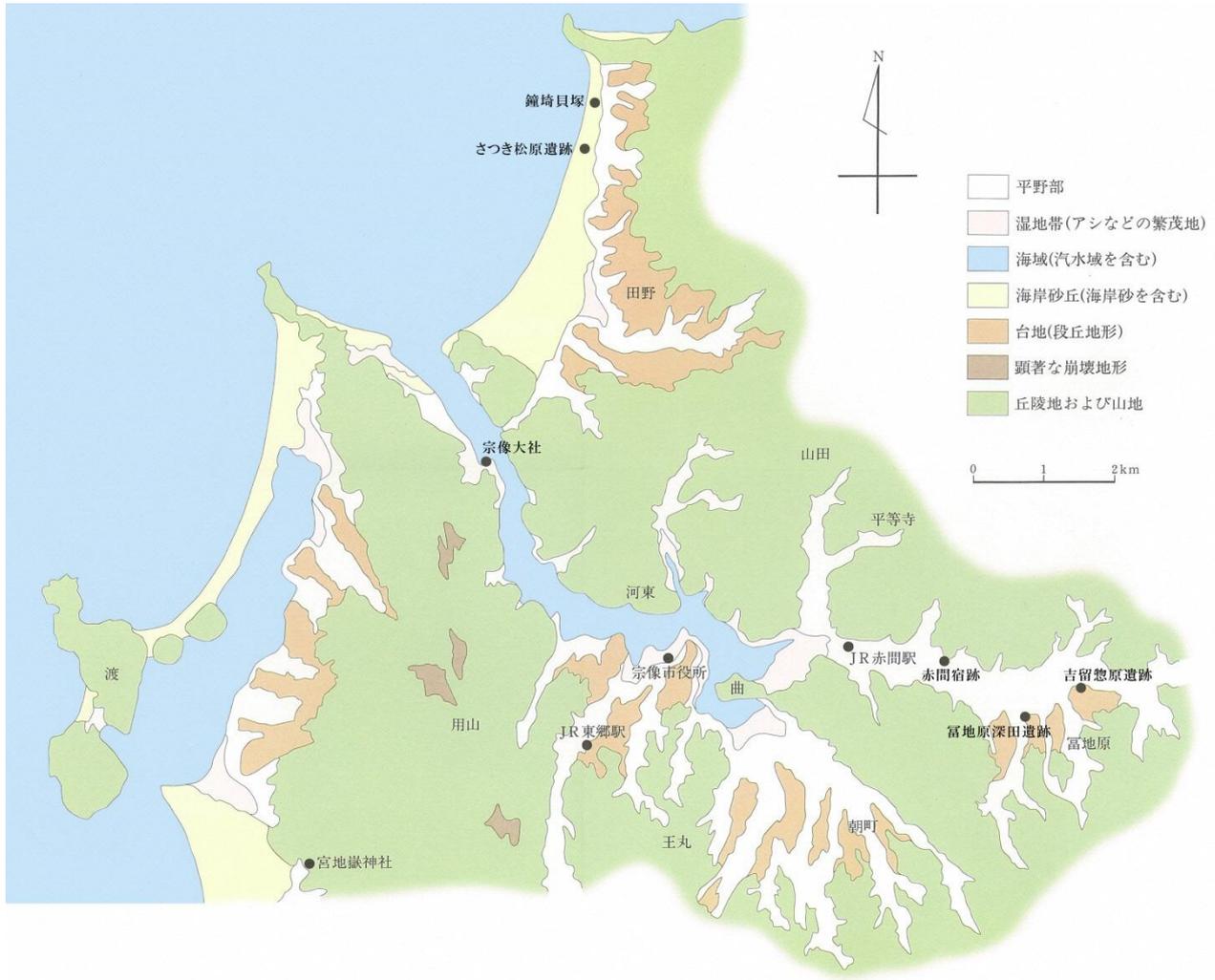
○弥生時代

弥生時代には、気候の変化とともに海岸線が後退し、内陸部に平野が形成された。また、同時期に稲作技術が伝来し、釣川中流の丘陵や河成段丘上に集落が形成されている。

前期初頭^{とうごうのぼりたて}の東郷登り立遺跡では、環濠集落の成立がみられる。また、^{たくまつがうら}田久松ヶ浦遺跡では、朝鮮半島に起源を有する石槨墓^{せつかくぼ}も確認され、朝鮮半島との密接な交流が推察される。

弥生時代中期には、東郷登り立遺跡の西隣の台地上に立地する^{たぐまいはた}田熊石畑遺跡に集落と墓域が展開した。中期前半の墓域からは15点にも及ぶ武器形青銅器が出土したことで、中期前半段階には北部九州屈指の有力者集団が市内に成立していたことが明らかとなった。また、集落域からは漁労活動をうかがわせる土錘(漁網のおもりとして用いられたもの)や各地との交流を示す搬入土器片が出土していることから、田熊石畑遺跡は、この時期の拠点集落であったことがうかがえる。

図 縄文時代の宗像の地勢(資料:宗像市史)



朝鮮半島との共通性を持つ副葬品(田久松ヶ浦遺跡)



田熊石畑遺跡墓域出土品(国重要文化財)

○古墳時代

古墳時代は、宗像氏がヤマト王権と結びつき、大きく成長した時期である。4世紀後半から沖ノ島で航海の安全を願い国家的祭祀が始まったとされ、優れた航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏がヤマト王権の国家的祭祀に深く関わっていった。国家的祭祀は、9世紀まで続き、祭祀跡である沖ノ島祭祀遺跡からはヤマト王権の首長墓から出土したものと同様の遺物が見つかり、ヤマト王権との関わりを示している。

沖ノ島での国家的祭祀を担った人々の墓は、釣川流域に多数存在し、これまで前方後円墳22基、円墳約2,000基、横穴墓約200基が確認されている。また、宗像地域に見られる古墳の石室構造は、極端に深い墓坑と天井の高い玄室、石材を平積みにする玄門に特徴があり、宗像型石室と呼ばれ知られている。中でも市内最大の前方後円墳は東郷高塚古墳である。定型化した前方後円墳で一地方豪族の宗像氏が力をつけ始めたことを示す証拠と言われている。

国力が高まっていった宗像地域では、朝鮮半島の先進技術や文化を積極的に取り入れた須恵器すゑきの生産が盛んになり、鉄の生産も行われていたことがわかっている。

須恵器の生産に関して、窯跡は市内だけでも約100基が確認されている。5世紀から6世紀前半頃にはじまり、須恵須賀浦遺跡すゑすがうらをはじめ40数基が調査され、「宗像窯跡群」と称される。

鉄の生産に関しては、5世紀中頃の野坂一町間遺跡から鍛冶炉が確認され、朝町山ノロ遺跡等の6世紀代の古墳群からは金槌・鉄鉗等の鍛冶道具が出土している。鉄器製作工人集団の存在がうかがえる。



古代祭祀が行われた沖ノ島



市内に所在する前方後円墳の一つ
久原澤田3号墳



市内最大の前方後円墳
東郷高塚古墳の主体部(粘土槨)

(2) 古代

一地方豪族から発生した宗像氏は、古墳時代のヤマト王権とつながりをもったことをきっかけに、中央政権との関係を強固なものにしていく。

中央政権の律令制下において、宗像郡内でも条里制が施行され、条里の痕跡は釣川流域など広範囲にわたり、その名残として、各地に八反ヶ坪（現在の^{つちあな}土穴）、中ノ坪（現在の^{びょうどうじ}平等寺）等の地名が残っている。平安時代中期の承平年間（931～938年）に編纂された『和名類聚抄』によると、条里が整えられた郡内には十四郷があったとされ、うち七郷が現在の市内にあったと推定されている。また、当時の宗像郡の範囲は、これら郷名の比定から、現在の宗像市、福津市、古賀市のほぼ全域を含む地域と考えられている。

他方、古代の宗像郡では、郡家（当時の役所）と周囲の遠賀郡、粕屋郡、鞍手郡等の郡家を結ぶ駅路が整えられるとともに、都から山陽道を通して大宰府に至る^{さいかいどうだざいふる}西海道大宰府路が通っていたと考えられている。城山の麓、岡垣越えの峠入口に位置する武丸大上げ遺跡では、昭和58（1983）年の発掘調査によって、方形の柱掘形を持つ大型建物二棟と大量の瓦が出土しており、遺跡の性格や場所の位置関係等から、西海道大宰府路に置かれた駅跡の一つと推定されている。



発掘調査された武丸大上げ遺跡の大型建物

宗像氏が支配した宗像郡は6世紀中頃あたりから、「神郡」に認められるようになる。宗像郡は宗像大社の神域とされ、九州唯一の神郡として様々な特権が与えられた。宗像氏は、郡司とともに宗像大社の神主を兼務し、宗像郡の行政権と宗像大社の祭祀権を一手に握り、強力な地域支配を行っていく。

宗像氏の地位が強固となっていくことは、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）の成立にも関係する。宗像三神の誕生や鎮座地などについては、国の歴史書である古事記や日本書紀の中にも記載されるようになる。近年の発掘調査から少なくとも沖ノ島祭祀の露天祭祀と同様の祭祀が大島御嶽山遺跡や辺津宮で行われ、7世紀末には宗像大社三宮による祭祀が成立していたと考えられている。

しかし、10世紀頃には、神郡宗像が解体され、大宰府や^{ちくぜんのくに}筑前国の行政権下に置かれ、宗像大社の筑前国一の宮の地位も住吉社に譲るなど、宗像大社は衰退期を迎える。それを危惧した宗像大社は、天延2年（974）に藤原摂関家へ^{だいぐうじしよく}大宮司職の設置を願い出て、認められた。



奈良時代の神郡

(3) 中世

宗像大宮司家による支配は、天延2年(974)に大宮司職が設置された後、鎌倉時代、室町時代、戦国時代を経て、天正14年(1586)に宗像氏貞が没するまで続くこととなる。

源氏と平家が戦った治承・寿永の乱(1180~1185年)の後、大宮司氏実(うじざね)は源頼朝と主従関係を結び鎌倉幕府御家人となり本領安堵を受け地頭に命じられる。

後鳥羽上皇が幕府打倒を決意し、北条義時追悼の院宣を諸国に発したことに起因する承久3年(1221)の承久の乱では、大宮司氏国(うじくに)は幕府方として戦い、大宮司職は安堵された。しかし、宗像社領内の小地頭が京方につき、乱後、宗像社領は没収、宗像大社も将軍家のための祈祷を行う関東御祈祷所となった。その結果、宗像大社の権威は、幕府の後ろ盾を得ることとなり、強固なものとなった。氏国は色定法師の一筆一切経の書写を助けるなど、宗像文化の発展にも貢献した。

大宮司長氏(ながうじ じんぎ)は、神祇統制政策を進め、弘長3年(1263)に鎮国寺(ちんこくじ)を建立し、宗像五神の本地仏を安置している。一方、この頃、支配権を巡り地頭、在地領主、大宮司家の間で争いが激化している。大宮司家の混乱に付け入るように、関東の有力御家人である三浦泰村(みうらやすむら)が、大宮司家の貿易の拠点であり、社領であった小呂島(おろのしま)の地頭に博多宋商の謝国明(しゃこくめい)を任命し、押領を図り利権を奪おうとする出来事も発生した。



宗像五社本地仏(県指定有形文化財)

大宮司家による海の支配は、浦や島に沙汰人を置く直轄管理で行われていた。日宋貿易の拠点は小呂島の他、「唐防」の地名が残り多量の輸入陶磁器が出土した西ノ後遺跡のある津屋崎漁港周辺と考えられている。市内遺跡から出土した輸入陶磁器の他、宗像大社の阿弥陀経石、石造狛犬も日宋貿易の産物と考えられている。

南北朝の動乱期、大宮司家においても内紛が続いた。その一方、宗像の地では、宗像大社辺津宮や浜殿を中心に、盛大な祭礼が行われていた。史料には、正平23年(1368)、一年間の宗像宮年中行事が5,921度とある。一年間の宗像大社関係の祭礼は、膨大な数であったことがうかがえる。

南北朝の合一がなされ、筑前の支配は、今川了俊(いまがわりようしゅん)の九州探題罷免(ひめん)後、渋川氏が次の探題に任じられる。しかし、渋川氏は、了俊のような安定した勢力をつくることができなかった。筑前に勢力を張っていた少弐氏も衰退し、この機に乗じて、中国地方から進出してきたのが大内氏である。筑前を平定した大内氏は、現地統轄の責任者に筑前守護代、各郡単位に郡代を置いた。宗像郡には郡代は置かれていなかったが、宗像大社の周辺を除き、赤馬庄、野坂庄などは鞍手郡代の支配下に置かれた。

その大内氏も家臣の陶晴賢(すえはるかた)の謀反にあって天文20年(1551)に滅亡、毛利氏や大友氏の九州進出と続く。こうした戦国時代を反映し、大宮司家の相続争いも絶えなかった。

このあと、九州は大友、島津、竜造寺三氏が互いに対立する状態になるが、次第に島津氏の勢力が圧倒的な強さを持つようになる。このような状況の中で、宗像氏貞は城を築き領地の守りを固めるとともに、領内神社の創建や修理にも努め、天正6年(1578)には宗像大社辺津宮の本殿を再建した。しかし、天正14年(1586)、城山に築かれた蔦ヶ嶽城(つたがたけじょう)で病に侵され、世継ぎのないまま42年の生涯を閉じた。その後、天正15年(1587)に九州平定を成し遂げた秀吉は、宗像氏に対して、一定規模の社領を認めただけで、大宮司家の家臣団組織や領地の支配を認めなかった。したがって、大宮司家の居城であった蔦ヶ嶽城も秀吉の命により廃城となり、宗像氏の領主支配は終焉を迎えた。

(4) 近世（江戸時代）

大宮司家断絶後、宗像の地は他勢力の支配下に置かれることになる。

九州平定後、秀吉の命により小早川隆景が筑前に入国、文禄4年（1595）に跡を継いだ養嗣子の小早川秀秋が名島城に入城すると、宗像郡は隆景の隠居領となった。隆景は、天正18年（1590）に宗像大社辺津宮の拜殿を寄進している。

関ヶ原の合戦後は、慶長5年（1600）の黒田長政筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下に組み込まれ、長政の父、黒田如水が宗像郡に隠居領を持ち、その後は近代に至るまで、農村・漁村としての性格が強まっていく。

農村部では、18世紀に災害や害虫発生により農作物の収穫量が低下し、飢饉による死者が出るなど、宗像郡も大きな影響を受けた。この時頃、富永甚右衛門、軍次郎親子により、生産力を高めるため、川普請が行われ、甚右衛門は明和9年（1772）に新しい11面の堤防を築堤し、その子軍次郎は寛政3年（1791）に釣川の浚渫を行った。

漁村部では、福岡藩が城下町以外を郡方・浦方に区分し、浦奉行が支配する浦方では、漁業や海運業、またはそれらに伴う商業が生業として営まれた。神湊、鐘崎、大島、地島、津屋崎等の各浦は「宗像七浦」に数えられた。鐘崎は日本海沿岸における海女発祥の地とも伝えられ、西は五島列島、東は能登半島の沖合にある舳倉島にまで足跡を残している。地島は玄界灘と響灘の境界に位置するため波除の避難港として重要な役割を担い、江戸時代には朝鮮通信使も寄港した記録が残されている。大島では、江戸中期から明治期にかけて捕鯨が行われていた。当時の捕鯨の様子は文政4年（1822）の『筑前名所図会』にも描かれている。

農村や漁村に対して、商いとしての賑わいを見せたのが唐津街道沿いの赤間宿である。赤間宿は唐津街道と赤間往還（木屋瀬で長崎街道に接続するもの）の分岐点に位置する。漆喰白壁に瓦屋根の重厚な「居蔵造」の町家は妻入と平入の両方が混在し、屋根の形や窓の形、装飾の鏝絵にも様々な様式が見られる。軒先の看板と杉玉、煉瓦造りの煙突が目目を引く勝屋酒造、宿場で供用された辻井戸等が見どころである。



江戸時代に川筋を直線にする改修工事が行われた釣川河口



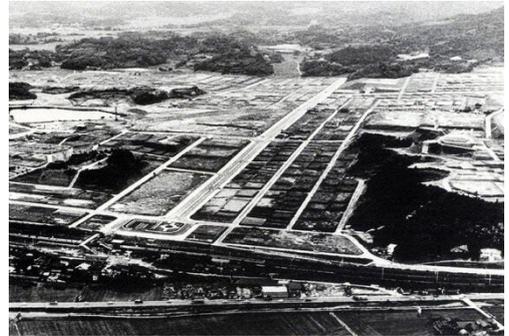
日本海沿岸の海女発祥の地「鐘崎」

(5) 近・現代(明治時代以降)

明治23年(1890)に九州鉄道が開通、同年赤間駅が置かれ、博多～赤間間(約31km)、赤間～遠賀川間(約11km)が開通している。

明治39年(1906)に鉄道国有法が公布され、翌年、九州鉄道が国有鉄道となっている。東郷駅が開業したのは、博多～赤間間の開通から約20年後の大正2年(1913)である。

昭和36年(1961)に国鉄鹿児島本線が電化されたのと同じく、当時の宗像町は、福岡・北九州両市への通勤圏として注目された。県の協力のもとまとめられた都市計画案は、誘致が進んでいた森林都市団地(現自由ヶ丘地区)、住宅公団団地(現日の里地区)、福岡学芸大学統合地の3つの大規模事業を中心にまちづくり構想を練ったものであった。本市は昭和36年(1961)に旧都市計画法が適用されたことで、宗像市都市計画区域の決定(旧宗像市全域)がされた。昭和38年(1963)には自由ヶ丘団地、昭和41年(1966)には日の



開発中の日の里団地(昭和46年頃)

里団地などの大規模な住宅開発が始まっている。これら住宅開発に続き、次々と団地の開発が進められた。大規模な住宅団地の開発により、宗像町の人口は大きく増加し、昭和50年(1975)には5万人を超え、昭和56年(1981)に市制に移行し宗像市となった。その後、平成15年(2003)に沿岸部の玄海町と合併し、現市域の骨格となる宗像市が誕生した。平成17年(2005)に大島村が宗像市に編入され、現在に至っている。

福岡・北九州両市との位置関係からベッドタウンとして発展する一方で、東海大学福岡校(現東海大学福岡短期大学)の開校、福岡教育大学の転入、日本赤十字国際看護大学などの開校にともない、学園都市としての基盤も整っていった。

近年では、宗像市・福津市・福岡県の三者連携により、沖ノ島をはじめとする国指定史跡「宗像神社境内」や福津市の国指定史跡「新原・奴山古墳群」を核とした世界遺産登録に向けた取り組みを進めるため、平成18年(2006)に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた担当部署を設置した。平成21年(2009)には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界文化遺産暫定リストに記載され、その後平成29年(2017)に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群として世界遺産の登録に至っている。また、同年10月に、沖ノ島の周辺海域は島に宿る神に対する信仰と不可分の関係があるとし、沖ノ島最高所の一ノ岳頂上から半径2kmの円内の海域が国指定史跡「宗像神社境内」に追加指定されている。

(6) 宗像市の歴史に関わる主な人物

むなかたのきみとくぜん

胸形君徳善 生没年不詳(7世紀)

7世紀前半頃の筑前国宗像郡を本貫とした豪族、個人名として史上初めて登場する宗像君一族を代表する人物。宮地嶽古墳(福津市)の被葬者と想定される。奈良の長屋王邸跡の発掘調査では宗像郡の記載のある木簡が見つかり、宗像の水産加工品が中央へ届けられていたことを物語っている。

あまこのいらつめ

尼子娘 生没年不詳(7~8世紀)

胸形君徳善の子。大海人皇子(のちの天武天皇)と婚姻関係を結び、高市皇子の母となる。尼子娘の名は、「アマコ」=「海人の子」の意味。

むなかたうじよし

宗像氏能 生没年不詳(10世紀)

初代の宗像大宮司職。大宮司は宗像大社すべての支配権を握るもので、かつての神主のもつ祭祀権と、宮司のもつ人事・財産権の、宗像大社にかかるすべての権限を併せ持っていた。

しきじょうほうし

色定法師 保元3年(1158)~仁治3年(1242)

宗像大社の社僧兼祐の子。法華経四功德の文を読んで感得し、父母の菩提を弔うため一切経の書経を発願。文治3年(1187)4月1日29才で書経を始め、42年間を費やして安貞2年(1228)70才で5,048巻全部を写し、これを宗像大社に献納している。仁治3年(1242)11月6日84才で入滅したと伝えられている。

一切経書経の書経は、宗像大社神宝館に収蔵され、昭和40年(1965)以来修理が行われている。



色定法師坐像
(福岡県指定有形文化財(彫刻))

きくひめ

菊姫 天文3年(1534)~天文21年(1552)~

第79代宗像大宮司、宗像氏男の妻で、氏貞の姉。天文21年(1551)に起きた宗像大宮司家のお家騒動で、氏貞の家臣に暗殺された。殺害された菊姫らは怨霊となり、氏貞を祟り始めたため、菊姫らのいた山田の地に増福院を建て、霊を鎮めたと伝えられている。



増福院文書
(宗像市指定有形文化財(書跡))

むなかたうじさだ

宗像氏貞 天文13年(1544)~天正14年(1586)

最後の宗像大宮司職。第76・78代大宮司を歴任した黒川隆尚(宗像正氏)の実子。母は陶晴賢の姪。宗像一族に家督争いが生じ、晴賢の支援を得て、宗像大宮司の職に就く。その後、一族内で再び社職を巡る争いが生じ、大島へ退去。更にその半年後、毛利氏の援助を得て挙兵し、宗像地方を大友氏の支配から奪い返した。しかし、毛利氏が九州を撤退すると、再び大友氏に服属し、宗像大社辺津宮の社殿を再興するなど領内の振興に尽力した。天正14年(1586)3月、42才で亡くなる。

^{たけまるしょうすけ}
武丸 正助 寛文 11 年(1671)～宝暦 7 年(1757)

^{かんぶん}寛文11 年 (1671)、筑前国宗像郡武丸村 (現 福岡県宗像市武丸) 生まれ。親孝行の逸話で知られる江戸時代の農民。^{ほうれき}宝永 7 年 (1710) に親孝行が認められ、宗像郡より米 12 俵および田を 1 反 7 畝戴く。^{きょうほう}享保 14 年 (1729) には福岡城に呼ばれ、自身の田の税が免除され、同時に農民として「武丸」姓を戴いている。^{ほうれき}宝暦 7 年 (1757) に亡くなる。

没後、昭和 26 年 (1951) には正助を記念する正助廟が武丸の地に整備され、今もなお親しまれている。



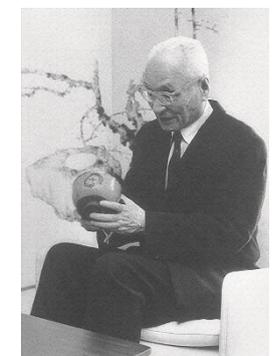
^{はやかわいさむ}
早川 勇 天保 3 年(1832)～明治 32 年(1899)

天保 3 年 (1832) 7 月 23 日、遠賀郡生まれ。吉留の医師早川元瑞の養子となる。幕末、勤王討幕の志士として活躍。西郷隆盛、中岡慎太郎、高杉晋作らと接触し、三条実美をはじめ五卿の西遷を実現させ、薩長同盟の基礎づくりに奔走した。五卿が太宰府へ向う途上 25 日間過ごしたのが赤間宿である。大政奉還後は、奈良府判事や元老院大書記官を勤め、晩年は郷土の育英事業に専念し、明治 32 年 (1899) 2 月 68 才で亡くなる。吉武地区コミュニティ・センターの横に昭和 43 年 (1968) に建立の顕彰碑がある。



^{いでみつさぞう}
出光 佐三 明治 18 年(1885)～昭和 56 年(1981)

明治 18 年 (1885) 8 月 22 日、福岡県宗像郡赤間村 (現 福岡県宗像市赤間) 生まれ。明治から戦後にかけての日本の実業家・石油エンジニア・海事实業家、出光興産の創業者であり、貴族院議員にも就いた。宗像大社を厚く信仰していた事で知られている。昭和 12 年 (1937) に参拝した際に荒廃した宗像大社を知り、昭和 17 年 (1942) に「宗像神社復興期成会 (昭和 44 年 (1969) に「宗像大社復興期成会」に改組)」の結成を呼び掛け、初代会長に就任。昭和 44 年 (1969) ～昭和 46 年 (1971) に行われた辺津宮本殿の修復工事等 (昭和の大造営) に尽力した。昭和 56 年 (1981) 3 月 7 日、95 歳で亡くなる。



^{なかむらけんいち}
中村 研一 明治 28 年(1895)～昭和 42 年(1967)

明治 28 年 (1895) 5 月 14 日、福岡県宗像郡 (現 福岡県宗像市) 生まれ。洋画家。パリへ留学し、帰国後は日展など宮展系で活躍。代表作として作戦記録画『コタ・バル』(東京国立近代美術館蔵) が名高い。昭和 42 年 (1967) 8 月 28 日、72 歳で亡くなる。

昭和 11 年 (1936) に描いた「日本海沖ノ島」は、波止場から太鼓岩を右手に見ながら、沖ノ島を見上げるような視点がとられ、絵の上部には沖津宮の鳥居が描かれている。中村は水雷敷設艦「沖島」の士官室に飾る絵として海軍から依頼を受け、沖ノ島に 9 日間上陸してスケッチを重ねた後に本作を完成させている。



同じく画家である弟琢二とともに、過ごした生家が旧唐津街道原町にあり、中村研一・中村琢二 生家美術館として、公開されている。



中村研一「日本海沖ノ島」昭和11年(1936)、宗像市蔵

さかもとはんじろう
坂本繁二郎 明治15年(1882)～昭和44年(1969)

明治15年(1882)3月2日、福岡県久留米市生まれ。近代洋画家。74歳で文化勲章を受章。坂本は「鐘ヶ崎や神の湊のさびた味は捨て難きものであり、磯鼻先を崖の上から見下ろして椀形の空間を感じらるる当りはあまり人の口にもされぬ奇景と思います」、また「殆ど全線 松と岩と砂浜の連続である光景は須磨や明石の比ではなく、賞美すべきものと思います」とも述べ、そこに広がる風景の美しさを絶賛している。「神湊」は、『日本風景版画 筑紫之部』のひとつとして大正7年(1918)に制作された木版画であり、勝浦浜の海岸から草崎と勝島、遠くに大島をのぞむ様子が描かれている。昭和44年(1969)7月14日、87歳で亡くなる。

まつだていしょう
松田諦晶 明治19年(1886)～昭和36年(1961)

明治19年(1886)10月14日、福岡県久留米市生まれ。洋画家。筑後洋画壇の中心人物。昭和36年(1961)には久留米市文化功労章を授与。昭和36年(1961)12月8日に亡くなる。

「鐘ヶ崎風景(藁家と松)」は、松田が弟子の古賀春江とともに、滞在した鐘崎の風景を主題に大正11年(1922)に描いた作品。手前に大きく描かれたうねる松の木越しに、藁葺き屋根の家と海をのぞき見るとような構図で鐘崎の風景が描かれている。

こがはるえ
古賀春江 明治28年(1895)～昭和8年(1933)

明治28年(1895)6月18日、福岡県久留米市生まれ。大正から昭和初期に活躍した洋画家。昭和8年(1933)9月10日、38歳にして亡くなる。

「二階より」は、大正11年(1922)に松田諦晶とともに滞在した鐘崎の油屋旅館の二階から見た風景で、民家の藁屋根越しに大島と地島が描かれている。

4. 文化財等の分布状況

本市には、令和4年（2022）3月末現在、72件の指定文化財（国指定17件（うち国宝1件、重要文化財16件）、県指定22件、市指定33件）と4件の国登録文化財、1件の国選択文化財がある。国宝に指定された沖ノ島の祭祀品を筆頭として、宗像大社や各地域に点在する古墳群など、歴史や風土に深く根ざした貴重な遺物や遺跡が多く存在しており、後世にも伝え続けるべき価値のある文化遺産として注目されている。また、天然記念物としては、沖の島原始林及びカンムリウミスズメ生息地として同島のほぼ全域が国指定天然記念物に指定されているほか、神社境内の単木や社寺林など、全部で14件が指定されており、その内訳は国指定2件、県指定8件、市指定4件となっている。特に、平成29年（2017）に『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録され、沖ノ島をはじめとする国史跡宗像神社境内等が構成資産となっており、この中には重要文化財である宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿のほか、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿が含まれている。

表 指定等文化財件数

部門	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	国選択	合計
有形文化財	建造物	2	1	4	3	-	10
	絵画	0	1	1	0	-	2
	彫刻	3	4	8	0	-	15
	工芸品	1	2	0	0	-	3
	書跡	1	0	2	0	-	3
	古文書	1	0	0	0	-	1
	考古資料	4	3	1	0	-	8
	歴史資料	0	1	2	0	-	3
無形文化財		0	0	0	-	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	1	1	1	-	3
	無形民俗文化財	0	1	4	-	1	6
史跡名勝天然記念物	史跡	3	0	6	-	-	9
	天然記念物	2	8	4	-	-	14
合計		17	22	33	4	1	77

表中の「-」は制度上存在しないもの

(1) 国指定文化財

国指定文化財 17 件の内訳は、国宝及び重要文化財が 12 件、史跡名勝天然記念物が 5 件である。また、重要文化財は、建造物が 2 件、彫刻 3 件、工芸 1 件、書跡 1 件、古文書 1 件、考古資料 4 件あり、史跡名勝天然記念物は、史跡が 3 件、天然記念物 2 件である。

表 国指定文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	国宝 (美術品)	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮 祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 37 年 6 月 21 日
2	重要文化財 (建造物)		宗像神社辺津宮本殿 附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
3			宗像神社辺津宮拝殿 附棟札	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
4	重要文化財 (美術品)	彫刻	木造不動明王立像	鎮国寺/宗像市吉田	明治 37 年 2 月 18 日
5			木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
6			石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
7		工芸	藍韋威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 32 年 2 月 19 日
8		書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 33 年 2 月 8 日
9		古文書	宗像神社文書 附宗像神社記録 附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 53 年 6 月 15 日
10		考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 39 年 4 月 14 日
11			滑石製経筒	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 14 年 9 月 8 日
12			福岡県田熊石畑遺跡 出土品	海の道むなかた館/ 宗像市深田	平成 26 年 8 月 21 日
13	史跡名勝 天然記念物	史跡	宗像神社境内	宗像大社/ 宗像市田島・大島・沖ノ島	昭和 46 年 4 月 22 日
14			桜京古墳	宗像市牟田尻	昭和 51 年 3 月 31 日
15			田熊石畑遺跡	田熊石畑遺跡歴史公園/ 宗像市田熊	平成 22 年 2 月 22 日
16		天然記念 物	沖の島原始林	宗像市沖ノ島	大正 15 年 10 月 20 日
17			カンムリウミスズメ	宗像市沖ノ島等	昭和 50 年 6 月 26 日

■国指定文化財の概要

○宗像神社辺津宮本殿[有形文化財（建造物）]

天正^{てんしょう}6 年（1578）に大宮司宗像氏貞が再建したもの。五間社流造、柿葺の構造で、正面に三間の向拝を持つ。背面中央部と側壁には両開きの板唐戸が付けられ、向拝^{かいらぬき}両側の頭貫^{かえるまた}の上の龕股は牡丹と唐獅子の彫刻がはめ込まれており、平面的で室町様式らしい造りである。

古社寺保存法に基づき、明治 40 年（1907）に特別保護建造物に指定され、その後、文化財保護法の制定に伴い重要文化財に指定されている。昭和 46 年（1971）に解体修理が実施され、また、平成 25・26 年度（2013・2014）には、約 40 年ぶりの保存修理として屋根葺替、塗装修理ならびに部分修理が行われている。



(奥)宗像神社辺津宮本殿
(手前)宗像神社辺津宮拝殿

○宗像神社辺津宮拝殿[有形文化財（建造物）]

天正 18 年(1590)に小早川隆景が再建したもの。桁行六間梁間三間の梁間を正面に向けた切妻造妻入、柿葺の構造。全体的に装飾的要素がなく、簡素な造りだが、虹梁中央の臺股は雄大である。

古社寺保存法に基づき、明治 40 年(1907)に特別保護建造物に指定され、その後、文化財保護法の制定に伴い重要文化財に指定されている。平成 7 年(1995)に屋根葺替、また、平成 26 年度(2014)に、屋根葺替、塗装修理ならびに部分修理が実施されている。

○宗像神社境内[史跡]

沖ノ島は、古来より朝鮮半島航路として重要な地点にあり、神聖な島として祭祀が続けられてきた。この沖ノ島の拝所的な性格を持つ祭祀地として、沿岸に近い大島、陸地の田島があり、宗像神三神(田心姫神、瑞津姫神、市杵島姫神)が鎮座しており、これら三神が一体化された信仰形態を有している。沖ノ島からは 4～9 世紀の朝鮮半島との密接な関係を示す、鏡・馬具・装飾品などの金銅・鉄製や陶器などの遺物が発見され、「海の正倉院」と称されている。大島の中津宮は瑞津姫神を祀っており、七夕発祥の地ともいわれている。辺津宮のある田島周辺は、古代の国や郡が制定された時点で、神郡として朝廷から寄進されている。又、境内には古代から中世にかけての隆盛を物語る遺跡も点在し、建造物・石造物などの指定文化財も多い。

○桜京古墳[史跡]

昭和 46 年(1971)に発見された全長約 39m の前方後円墳で、市の西沿岸部に位置する。6 世紀後半頃の築造と考えられる。200 基余りが分布する牟田尻古墳群に含まれる。昭和 51 年(1976)3 月に「玄界灘に面して存在する数少ない装飾古墳として貴重な物である」として史跡に指定されている。なお、牟田尻古墳群は、玄界灘を活動の舞台とし沖ノ島祭祀にも関わった宗像海人族の墳墓群と考えられている。

○田熊石畑遺跡[史跡]

市の西部、釣川中流域の左岸、標高 12m の独立した台地上に立地する集落跡。平成 20 年(2008)、土地開発に先駆けた発掘調査で弥生時代中期前半ころの墓域が見つかり、6 基の木棺墓から銅剣・銅矛など青銅製武器が 15 点出土した。墓域の北側には居住地域が広がり、竪穴住居や柱穴、貯蔵穴なども検出され、直径約 60m と推定される環濠も確認されている。副葬された 15 点の青銅製武器は、この時代の 1 ヶ所の墓群から出た点数としては最多である。北部九州での弥生時代の集落と墓制を考えるうえで重要として、平成 22 年(2010)に史跡に指定されている。



桜京古墳石室



田熊石畑遺跡(中央)

(2) 県指定文化財

県指定文化財 22 件の内訳は、有形文化財が 12 件、有形民俗文化財が 1 件、無形民俗文化財が 1 件、史跡名勝天然記念物が 8 件である。また、有形文化財は、建造物が 1 件、絵画 1 件、彫刻 4 件、工芸 2 件、考古資料 3 件あり、史跡名勝天然記念物は天然記念物が 8 件である。

表 県指定文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別	名称	所在	指定年月日		
18	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日	
19		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日	
20		彫刻	木造十一面観音立像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	昭和 46 年 6 月 15 日	
21			宗像五社本地仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 47 年 4 月 15 日	
22			木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日	
23			銅造菩薩形坐像	安昌院/宗像市大島	平成 24 年 3 月 26 日	
24		工芸	梵鐘	興聖寺/宗像市田島	昭和 32 年 12 月 20 日	
25			梵鐘	泉福寺/宗像市鐘崎	昭和 34 年 3 月 30 日	
26		考古資料	銅製経筒	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 32 年 8 月 13 日	
27			阿弥陀如来坐像板碑	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 33 年 4 月 3 日	
28			線刻釈迦如来像石仏	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 34 年 3 月 31 日	
76		歴史資料	依岳神社の棟札	依岳神社/宗像市池田	令和 2 年 3 月 27 日	
29		民俗文化財	有形民俗 文化財	海女の用具	海の道むなかた館/ 宗像市深田	昭和 36 年 1 月 14 日
30			無形民俗 文化財	鐘崎盆踊り	鐘崎盆踊振興会/宗像市鐘崎	平成 3 年 11 月 15 日
31	史跡名勝 天然記念物	天然 記念物	横山のクス	宗像市山田	昭和 28 年 7 月 28 日	
32			吉武のマキ	宗像市吉留	昭和 28 年 11 月 5 日	
33			光岡八幡宮のクス	光岡八幡宮/宗像市光岡	昭和 31 年 7 月 28 日	
34			孔大寺の大イチョウ	宗像市池田	昭和 31 年 7 月 28 日	
35			織幡神社イヌマキ天然林	織幡神社/宗像市鐘崎	昭和 32 年 8 月 13 日	
36			八所神社の社叢	八所神社/宗像市吉留	昭和 41 年 10 月 1 日	
37			平山天満宮のクス	平山天満宮/宗像市吉留	昭和 50 年 8 月 14 日	
38			泉福寺のエノキ	泉福寺/宗像市鐘崎	平成 11 年 3 月 19 日	

■県指定文化財の概要

○宗像神社中津宮本殿[有形文化財（建造物）]

宗像大社中津宮は宗像市神湊の北西 12km 玄界灘上の大島に位置する。宗像三神の一柱湍津姫神を祭神とし、三間社流造り、梁間 2 間、素木造り、柿葺、正面に 1 間の向拝をもつ。正面は三間ともしとみど 葺戸、両側面は右の妻引戸のほか背面も板壁で四方に勾欄付きの廻り板縁がある。屋根には、千木と堅魚木を置くが、堅魚木は円形のものと同角形のものとは各々 3 本ずつ束ねてあり、県内には例がなく、京都の吉田神社の影響が考えられる。



宗像神社中津宮本殿

造営者は大宮司氏貞とされ、平成9年（1997）の解体修理に伴う調査によって承応4年（1655）の年紀をもつ墨書が発見されたことから、この時期に造営された可能性が高い。

○海女の用具〔有形民俗文化財〕

鐘崎の海女は長崎県対馬の曲浦、遠くは石川県輪島の舳倉島などの源流と伝えられており、古くから著名である。今では、往時の潜水漁法を伝える用具も散逸してしまっているが、その中でほとんど一式が残されているのがこの指定物件である。

用具は「あたまかぶり（いそかぶり）、水めがね（水中眼鏡）、いそじゅばん（潜水用肌着）、はちこなわ（ベルト）、あわびがね、きりがい（目印用の貝殻）、あわびぶくろ、いそべこ（下着）、いそおけ（磯桶）、いそひばち（磯火鉢）」である。



海女の用具

○鐘崎盆踊り〔無形民俗文化財〕

この盆踊りは、素朴で躍動的な踊りであり、いつ頃、何処から伝わったか定かではない。一説には、口説は日本海に浮かぶ佐渡方面から、また、太鼓は能登の輪島から、踊りは、南の方から伝わってきたともいう。お盆の3日間、月明かりの夜、潮風で鍛えた力強く太い口説の名調子が、野性味に富んだ櫓太鼓の音にのって、思い思いの服装に、うちわを手にした町の老若男女が、櫓のまわりに大きな輪になって、ヤアットマカマカマカショイの合いの手も賑やかに夜通し踊り明かし戦死者を弔い、勝ち戦を祝ったともいう。



鐘崎盆踊り

○光岡八幡宮の大クス〔天然記念物〕

樹高 28.6m、幹周り 9.2mを測り、地上 8m付近までまっすぐ伸びた幹は、そこから大きく三つの支幹に分岐し、広く枝を張っている。根回りは 24m、地面に露出した東側の根の高さは 2.4mにも達する。幾本もの根がうねりながら地面を這うように伸びる姿は迫力があり、神木らしい威厳に満ちている。樹齢はおよそ 500 年と推定されている。



光岡八幡宮の大クス

(3) 市指定文化財

市指定文化財 33 件の内訳は、有形文化財が 18 件、民俗文化財 5 件、史跡名勝天然記念物が 10 件である。また、有形文化財は、建造物が 4 件、絵画 1 件、彫刻 8 件、書跡 2 件、考古資料 1 件、歴史資料 2 件であり、史跡名勝天然記念物は史跡が 6 件、天然記念物 4 件である。

表 市指定文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別	名称	所在	指定年月日		
39	有形文化財	建造物	鎮国寺本堂	鎮国寺/宗像市吉田	昭和 49 年 3 月 30 日	
40			平山天満宮本殿	平山天満宮/宗像市吉留	平成 25 年 5 月 22 日	
41			長福寺(長宝寺)観音堂	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 2 月 27 日	
42			八所宮本殿及び拝殿	八所宮/宗像市吉留	平成 28 年 10 月 14 日	
43	絵画	黒田二十四騎久野家 隊列図	海の道むなかた館/宗像市深田	昭和 62 年 4 月 17 日		
44	有形文化財	彫刻	千手観音立像	梅谷寺/宗像市村山田	昭和 62 年 4 月 17 日	
45			用山の阿弥陀如来坐像	用山観音堂/宗像市用山	昭和 63 年 10 月 12 日	
46			木造不動明王像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日	
47			木造天王像 甲・乙	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日	
48			木造大威徳明王像	八所神社長宝寺観音堂/ 宗像市吉留	平成 3 年 11 月 20 日	
49			木造大日如来像	久戸区大日堂/宗像市武丸	平成 3 年 11 月 20 日	
50			平山の阿弥陀如来立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日	
51			平山の天部形立像	平山区大師堂/宗像市吉留	平成 13 年 6 月 1 日	
52			書跡	承福寺文書	承福寺/宗像市上八	昭和 49 年 10 月 19 日
53				増福院文書	増福院/宗像市山田	昭和 62 年 4 月 17 日
54	考古資料	平信盛笠塔婆	宗像市池田	昭和 49 年 3 月 30 日		
55	歴史資料	大図(土地字図)	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 16 年 3 月 25 日		
73		王丸八幡神社棟札	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 29 年 8 月 17 日		
56	民俗文化財	無形民俗 文化財	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和 53 年 7 月 12 日	
57			神湊盆踊り	神湊盆踊保存会/宗像市神湊	平成 2 年 3 月 31 日	
58			宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成 29 年 8 月 8 日	
74		八所宮神幸行事	吉武地区歴史・伝統文化保存振 興会/宗像市吉武地区	平成 30 年 9 月 28 日		
75	有形民俗 文化財	王丸八幡神社宮座行事 関係資料	海の道むなかた館/宗像市深田	平成 29 年 8 月 17 日		
59	史跡名勝 天然記念物	史跡	鐘崎(上八)貝塚	宗像市/上八	昭和 62 年 2 月 1 日	
60			久原澤田古墳群	宗像ユリックス/宗像市久原	昭和 63 年 10 月 12 日	
61			朝町竹重遺跡	朝町竹重遺跡/宗像市朝町	平成 4 年 6 月 30 日	
62			宗像氏貞の墓地及び石塔	承福寺/宗像市上八	平成 5 年 3 月 31 日	
63			平等寺瀬戸遺跡	平等寺瀬戸古墳/宗像市平等寺	平成 5 年 4 月 15 日	
64			田野瀬戸古墳	田野瀬戸古墳/宗像市田野	平成 18 年 3 月 31 日	
65		天然 記念物	大楠 (田島氏八満神社境内)	氏八満神社/宗像市田島	昭和 49 年 10 月 19 日	
66			浄光寺藤の木	浄光寺/宗像市江口	昭和 50 年 8 月 28 日	
67			依岳神社バクチの木	依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日	
68			いちょうの木	依岳神社/宗像市田野	昭和 50 年 8 月 28 日	

■市指定文化財の概要

○鎮国寺本堂[有形文化財（建造物）]

鎮国寺は、弘法大師空海の開山の伝説を持つ真言宗に属する古寺であるが、鎌倉時代の弘長年間(1261～1264)に宗像大社の神宮寺として宗像大宮司長氏が開創したと考えられている。本堂は五仏堂とも云われ、長氏が五社の本地仏を安置し、寺領を寄附したことが「宗像記」に記されている。その後は宗像氏や藩主黒田氏の外護をうけて発展し、多くの人々の信仰を集めた。



長福寺(長宝寺)観音堂



鎮国寺本堂

○長福寺（長宝寺）観音堂[有形文化財（建造物）]

八所宮の本地堂と伝えられる長福寺（長宝寺）の建物は、中央間の改造などが目立つものの、18世紀中頃の創建時の趣を十分に残している。内部の構造は、禅宗様仏殿の形式を取り、手法的にも珍しく、この時期以前の同種の建物は市内では見当たらない。

○主基地方風俗舞[無形民俗文化財]

主基地方風俗舞は、昭和3年、天皇御即位の大礼（大嘗祭）に際し、福岡県に主基齋田が定められたのを記念してつくられた。全国で唯一、宗像大社に伝承・保存され、氏子の田島青年団により奉納される慣わしとなった。勇壮で、男性的な舞であり、曲譜は能楽（謡曲）に似ている。昭和15～27年（1940～1952）まで、戦争で中断したが、昭和53年（1978）には、主基地方風俗舞保存会が結成された。現在、会員は50余名をかぞえる。



主基地方風俗舞

○神湊盆踊り[無形民俗文化財]

江戸時代中頃、神湊は各方面から来る船の要港であった。正徳5年（1715）、他藩から来た商船の旅商人（上方江州商人）が、村の若者を集めて京の手踊りを教えたというのが神湊の盆踊りの始まりといわれている。それ以来、神湊集落の行事として、万年願を立て、死者の追善供養として疫病平癒祈願のため、盆の15日から2夜3日の法会を営んだといわれる。高い山、大文字屋、本調子、最後に坊主山の順序で、唄い踊り継がれており、いずれも情緒深い節回しと、三味線・太鼓に合わせた優雅な手踊りである。

○鐘崎（上八）貝塚[史跡]

海浜の砂丘上にある縄文時代後期の遺跡で、田中幸夫氏によって昭和7年（1932）に発見された。サ

ザエ、アサリ、アカガイ等の海浜岩礁性の貝類に、シジミ、ニナと淡水産も混じる。魚や獣の骨も多く、石銛、骨製釣り針などの漁撈具も発見されている。また、昭和27年(1952)には老人女性1体と鹿角製かんざし2個が出土した。ここから出土する土器の多くは磨消縄文をほどこしているのが特徴で、九州の縄文時代後期(約4千～3千年前)の「鐘崎式土器」の標式遺跡である。

○久原澤田古墳群[史跡]

本市のほぼ中央に位置し、南北に延びる標高30～40mの丘陵上に位置する。宗像ユリックスの建設に伴い、弥生時代から中世にかけての墳墓・住居跡などが発掘され、調査後、古墳時代の前方後円墳(3号墳)1基、円墳3基が指定された。

○朝町竹重遺跡[史跡]

朝野団地2号公園東側の丘陵上に位置する。弥生時代中期を中心とする土坑墓・木棺墓群105基以上の墳墓が調査された。重要な出土遺物には細形銅戈・細形銅矛・仿製内行花文鏡などがある。

○宗像氏貞の墓地及び石塔[史跡]

第80代、最後の宗像大宮司の墓である。墓所近くの高台には氏貞公にゆかりの承福寺があり、毎年3月4日の命日には承福寺と宗像大社が合同で墓前祭を行い、多くの参詣者を集めており、氏貞公の遺徳が偲ばれている。

○平等寺瀬戸遺跡[史跡]

本市の北東部に位置し、標高40m前後の丘陵上に位置する。1号墳は円墳で、東側を馬蹄形の溝で区画し、直径20m、高さ5mの版築状の盛土をしている。溝の外側を含むと直径30m規模の円墳となる。後室奥壁には「石棚」を造り付けている。平成6年(1994)に史跡整備工事を行い、盛土を復元し、石室に出入りして見学できるようにしている。入口横に説明版を設置して、周辺の遺跡環境も学習できるようにしている。

○田野瀬戸古墳[史跡]

本市の北西部、沖ノ島を一望できる沿岸部の丘陵上に位置する。全長38mの前方後円墳で、北西側には溝が設けられている。副葬品は、大半が盗掘にあったが、よろいの破片、鉄のやじり、馬の飾り金具などが出土している。



朝町竹重遺跡



平等寺瀬戸遺跡



鐘崎(上八)貝塚

(4) 国登録文化財

国登録文化財4件の内訳は、登録有形文化財が3件、登録有形民俗文化財が1件であり、また、登録有形文化財は建築物が3件である。

表 国登録文化財一覧(資料:世界遺産課)

図番号	種別	名称	所在	登録年月日
69	登録有形文化財 (建造物)	勝屋酒造煙突	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
70		勝屋酒造店舗兼主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
71		旧出光家住宅主屋	福岡県宗像市赤間	平成27年8月4日
72	登録有形民俗文化財	玄界灘の漁撈用具及び船大工用具	海の道むなかた館/ 宗像市深田	平成22年3月11日

■国登録文化財の概要

○勝屋酒造店舗兼主屋 [登録有形文化財 (建造物)]

旧唐津街道に面しており、切妻造平入で酒造場らしいランドマークとなっている。前面に下屋を通し、外壁は漆喰塗込めで両隅に隅石を設けている。また、上下階の前面に格子をたて、下屋の軒を繰形付の腕木で持ち出している。内部は右手に通り土間を配置して、左手を二列の居室とし、事務室や座敷を配置する等、宿場の面影を伝える造酒屋である。



勝屋酒造

○勝屋酒造煙突 [登録有形文化財 (建造物)]

店舗兼主屋の後方西寄りに位置する煉瓦造の煙突であり、基底部は一辺1mの正六角形平面で、高さが13mある。躯体はイギリス積を基本として頂部とその下方に蛇腹を廻らし、隅部に山形鋼を添えて補強している。

○旧出光家住宅主屋 [登録有形文化財 (建造物)]

旧唐津街道に面する町家で、左手の土間部は屋根を落棟とし、中央の通り土間の右手にミセ、中の間などを並べ、中の間は吹抜けとして上部に高欄を飾っている。また、旧の土間は広く、藍襦が据えられていた。正面柱筋に摺上戸を残すなど、赤間宿の町家の形態をよく留めている。

○玄界灘の漁撈用具及び船大工用具 [登録有形民俗文化財]

玄界灘に面した旧玄海町の鐘崎、神湊、地島などで、使用されてきた漁撈用具と、その漁撈で活躍した木造船を製作する用具のまとまりである。豊富な魚種を対象とした多様な漁法がみられ、海女漁をはじめ、イカ釣り漁、イカ籠漁、タイ延縄漁、イタヤ貝漁、サワラ釣漁、フグ延縄漁などの用具が体系的にまとめられている。船大工用具は、これらの漁撈で用いられた木造船であるテントやマタラズと呼ばれる五枚仕立ての木造船を製作する用具類である。

(5) 国選択文化財

国選択文化財は1件である。

表 国選択文化財一覧(資料:世界遺産課)

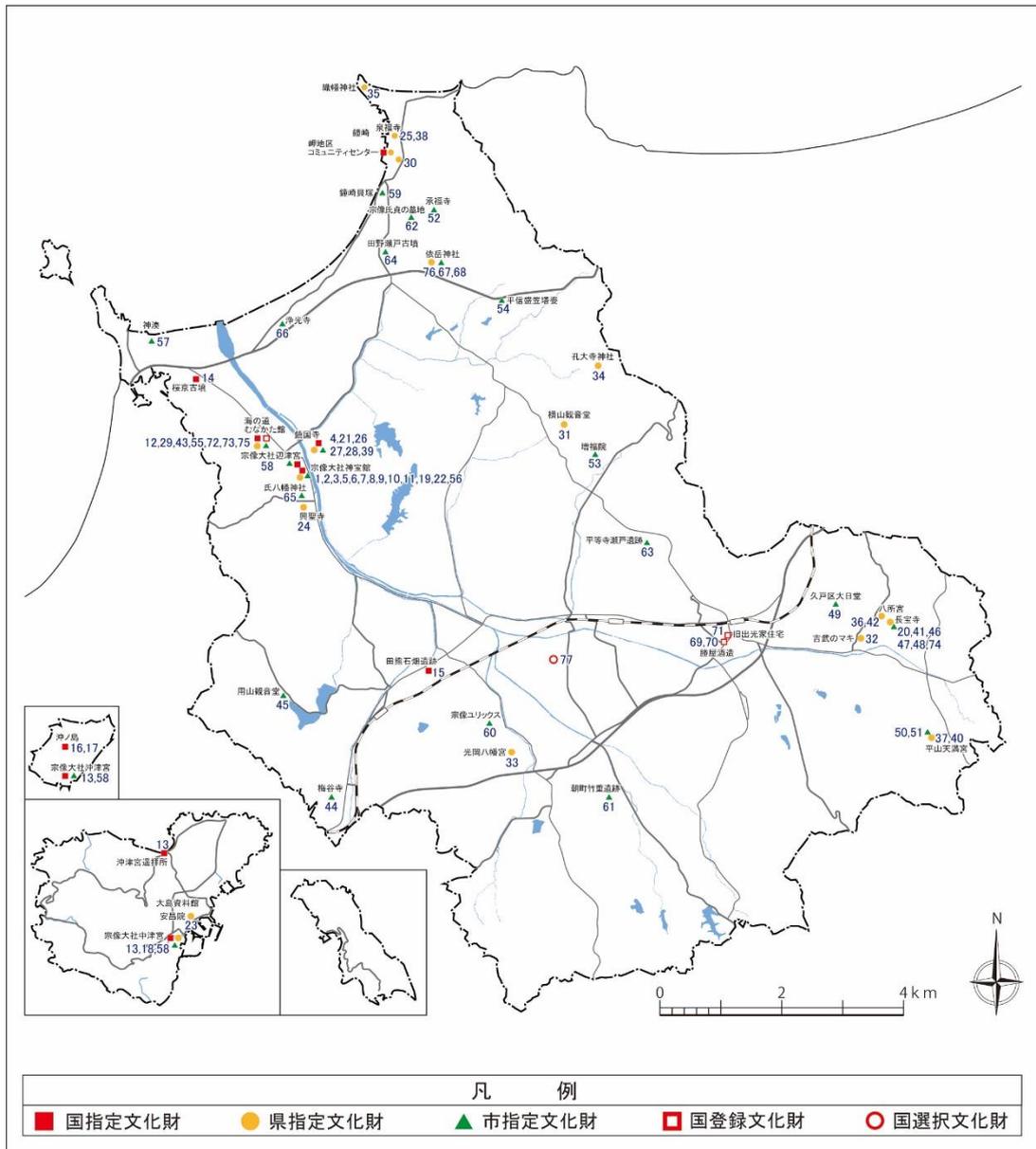
図番号	種別	名称	所在	指定年月日	
77	民俗文化財	無形民俗 文化財	北部九州の盆綱	福岡県	平成31年3月28日

■国選択文化財の概要

○北部九州の盆綱

北部九州の盆綱は福岡県や佐賀県に広く分布する子どもを中心に行われる盆の綱引き行事で、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。綱を曳いて地区内を巡ったり綱を引き合ったりすることで、精霊などを慰め、あるいは送るものと伝えられている。本市では、後曲区で実施している。

図 文化財の位置



(6) 主な未指定文化財

○宗生寺観音堂[建造物]

市南西部、大穂地区の谷あいにある曹洞宗宗生寺は、寺院帳によると永正元年(1504)に許斐城主の多賀出雲守隆忠が亡父の冥福を願うために建立し、山門はのちに福岡市東区名島にある名島城の搦手門を移築したものと伝えられている。

名島城主のこばやかわたかかげ小早川隆景は、宗生寺と関わりの深い人物で、この寺を菩提寺とした。

寺の裏山にあるばとうかんのんどう馬頭観音堂は別名をふしょうじ不焼寺と言ひ、本尊の馬頭観音は福岡藩主の黒田忠之が寄進したものである。この馬頭観音は33年に2回しか開帳されない秘仏で、大正初期頃までにご開扉になると牛馬を連れた参拝者がつめかけていた。

馬頭観音堂は、正面三間、入母屋造、妻入、銅板葺の構造で、彫り物などには彩色が施され、特に正面向拝の象鼻は印象的である。度重なる修理が行われているものの、部材の中には建立年代の17世紀頃と考えられるものも見受けられる。



宗生寺観音堂

○稲元八幡宮本殿[建造物]

市のほぼ中央、稲元地区の丘陵の斜面に位置する神社で、『筑前国続風土記拾遺』によると、稲元八幡宮は宇佐八幡宮を勧請したものと伝えられている。境内は丘陵の斜面に雛壇状に構え、最上段に本殿と摂社が建てられている。このうち、本殿に元禄10年(1679)に建立されたことを記した棟札が残る。社殿は三間社流造、鉄板葺の構造で細部の装飾はこの地域の時代性をよく示し、全体的に補修が行われているが、棟札に記された建立年代に近い18世紀初頭の様相を残している。



稲元八幡宮本殿

○三郎丸今井城遺跡出土銅銭[考古]

三郎丸今井城遺跡は市の東部、遠賀郡岡垣町と境をなす城山から延びた丘陵上に位置し、平成6年の宅地造成に伴う緊急調査では、祭祀用の土坑から大量の銅銭が出土した。土坑は長径が60cm、短径50cm、深さは16cmの楕円形で、中には須恵器の杯身15点とガラス小玉、銅銭121枚が埋納されていた。銅銭には、和同開珎1枚、萬年通寶2枚、神功開寶18枚がある。これらの銅銭は皇朝十二銭と呼ばれ、当時国家の中央であった畿内を中心に流通していたものである。宗像におけるこれら銅銭の出土は九州における出土量の約半数を占め、古代における宗像と中央との関わりをよく示す遺物である。



三郎丸今井城遺跡出土銅銭

○光岡長尾遺跡出土土笛[考古]

弥生時代の土笛は西日本の日本海側を中心に出土し、関門海峡をはさむ福岡県・山口県、島根・鳥取の県境周辺、京都府の丹後半島基部の3ヵ所に遺跡が集中する特色がある。光岡長尾遺跡の貯蔵穴から出土した土笛は高さ9.7cm、最大径8.0cmの完形品で、上部に径2cmほどの吹口がある。正面に4個の指孔があり、音階を調整する。弥生時代前期後半（今から約2200年ほど前）につくられたものであり、当時の海を介した交流をよく物語る遺物である。



光岡長尾遺跡出土土笛

○四十四賀[無形民俗文化財]

鐘崎や神湊地区の沿岸部や大島などでは、毎年4月4日、大厄を終えた人たち（数え年で男性44歳、女性35歳）が厄開けを祝い、町をパレードする伝統行事がある。鐘崎ではまず織幡神社で祭典を行い、酒樽を割って祝杯を上げた後に出発する。町の辻々で餅をまき、見物人に酒を振る舞いながら賑やかに町を練り歩く。賑やかなパレードはこの地区の春の風物詩となっている。普段は故郷を離れて暮らしている人たちもこの日ばかりはと地元に戻って行事に参加する。夜には地元の人たちを招待して盛大な宴会も催される。



鐘崎地区の四十四賀

○祇園山笠[無形民俗文化財]

かつて市内には数十もの山笠があったが、現在では5地区で行事が残っている。東郷地区の街を駆ける田熊山笠は重さが約1.5トンあり、大きな山が颯爽と走る姿は圧巻である。また、鐘崎地区の山笠は前後に揺する「打ち込み」を繰り返す、町を進み、地島山笠は山で隔てられた2つの集落を回るため漁船に載せられ海を渡る。そのほか、大島山笠の会場では、願い事が書かれた色彩々の多数の旗が飾り付けられた光景を目にすることができる。



田熊山笠

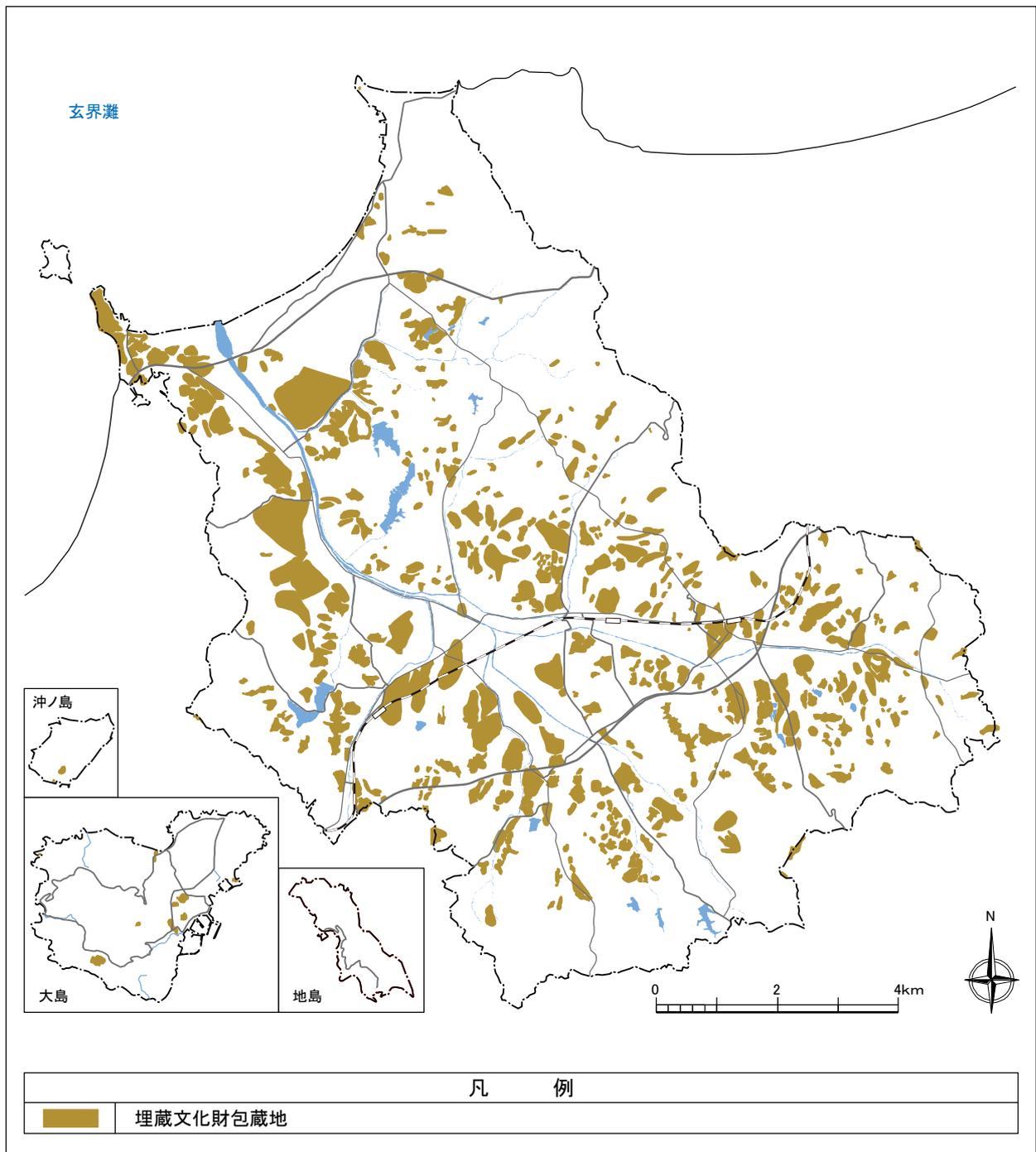
○埋蔵文化財

令和3年（2021）3月31日現在、580地点で周知の埋蔵文化財包蔵地を確認している。令和2年度（2020）の開発等に伴う文化財の有無に係る事前審査件数は905件、うち試掘・確認調査を実施したのが27件、発掘調査に至ったのは4件である。近年の文化財の有無に係る照会内容について、大規模太陽光発電に伴う土地造成については減少傾向にある。

また、遺跡の分布状況を見ると、現在の市街地と大きく重なる部分が多く、市内を貫流する釣川を中心に分布する一群と沿岸部に分布する一群に二分できる。縄文時代の遺跡は、沖ノ島と沿岸部、釣川上流の内陸部で数地点が確認され、弥生時代前期から中期にかけての遺跡は内陸部の釣川左岸中流域に数

多く分布している。弥生時代後期の遺跡は、釣川上流の富地原地区を中心に確認できるが調査例が少ない。古墳時代になると遺跡数はさらに増加し、4世紀中頃から丘陵上に古墳の造営が始まる。古墳時代の集落は、釣川上・中流域に向かって舌状に延びる丘陵裾の狭長な微高地一帯に分布している。中でも釣川右岸中流域の須恵地区を中心に宗像窯跡群とも称される大規模な須恵器窯跡群が広がっている。古墳時代後期になると市内の丘陵上に群集墳が造営され、現在約2000基を数える。特に、本市は県下でも有数といえる前方後円墳の集中地域であり、現在まで約20基が確認されている。古代以降の遺跡については、調査例が乏しいが、宗像大社辺津宮の周辺や内陸部の数遺跡で遺構が確認され、文字資料や和同開珎など古代銭が出土している。

図 埋蔵文化財の位置



第2章 宗像市の維持向上すべき歴史的風致

北部九州に位置する本市には、玄界灘を介して中国大陸や朝鮮半島に近く、また国内の主要地を結ぶルート上に位置することから、古来より海や陸の道を通じて活発な交流を行ってきた歴史がある。

海の道を介した交流をみると、古くは縄文時代以降の出土遺物などに朝鮮半島や九州、日本海沿岸地域との直接的な関連性がみられる。古墳時代から古代にかけては、宗像地域を治めた宗像氏や宗像大社が成立し、ヤマト王権とのつながりの下、沖ノ島における国家的祭祀を司るとともに大陸と日本を結ぶ大きな役割を果たした。中世には、宗像大社が中心となって宋（中国）と貿易を行い、宗像大社の祭事も盛んとなった。近世になると、浦々での漁業が盛んになるとともに豊漁や海での安全を願い恵比寿神への深い信仰へとつながっていった。

一方、陸の道を介した交流をみると、古代には大宰府と近畿を結ぶ官道が通り、江戸時代には現在の福岡県北九州市と佐賀県唐津市を結ぶ唐津街道が整備され、赤間宿が市内随一の賑わいを見せた。明治時代以降は鉄道が敷設され、農村から交通至便の住宅都市として発展するなど近代化の歩みを進めていった。

このような歴史的環境のなか、神湊地区・鐘崎地区など沿岸部や離島にみる浦々、山里に位置する赤間地区・吉武地区には、交流の歴史を背景に互いに影響しあいながら形成され発達していったまちなみや集落が良好に残されている。また、これらの地域には宗像大社の社殿をはじめとする地域の歴史を反映した建造物が存在し、その周辺では、今日でも各地域の歴史や伝統を反映した活動が続けられており、建物と一体となって歴史や伝統を感じることでできる良好な歴史的風致が受け継がれている。



大島地区のまちなみ



吉武地区のまちなみ



みあれ祭後の神湊



八所宮御神幸祭前の吉武地区

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第 1 条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。そのため、下記の①～③の条件をすべて備えていることが、歴史的風致の前提条件といえる。

- ① : 地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ② : ①の活動が、歴史上価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③ : ①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること



歴史まちづくり法に基づく上記の条件を考慮し、宗像市の維持向上すべき歴史的風致として次の 4 つを選定した。

1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島に位置する沖津宮と大島に位置する中津宮、九州本土に位置する辺津宮の三宮の総称で、全国で約 6,400 社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社である。

現在、宗像大社では年間約 40 もの祭事が行われ、特に宗像大社辺津宮で 10 月 1 日から 10 月 3 日にかけて行われる秋季大祭と 12 月の古式祭こしきさい、大島の中津宮で 8 月 7 日に行われる七夕祭りは、氏子や崇敬者たちに支えられながら千数百年間続けられてきたものである。また、浦々の日々の暮らしに根付いている宗像三女神信仰には、宗像大社の神様に対する感謝と畏敬の念がよく表れている。

2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

本市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎地区と神湊地区、離島の大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としている。これらの海と共に暮らす人々の信仰や祭事には常に死や危険と隣り合わせであることから、海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められており、日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、今もその信仰や風習が息づいている。

3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

市南東部の最も内陸の場所に位置する八所神社は、地元で八所宮と呼ばれ、地域の神社として親しまれ崇敬されてきた。毎年 10 月には、神様と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る御神幸祭が行われている。また、その周辺には田園風景と農村集落が広がっており、江戸時代には、赤間宿と木屋瀬宿とを結ぶ赤間街道が通っていたため、旧街道沿いには現在も近世の町屋が立ち並ぶ風景をみることができる。

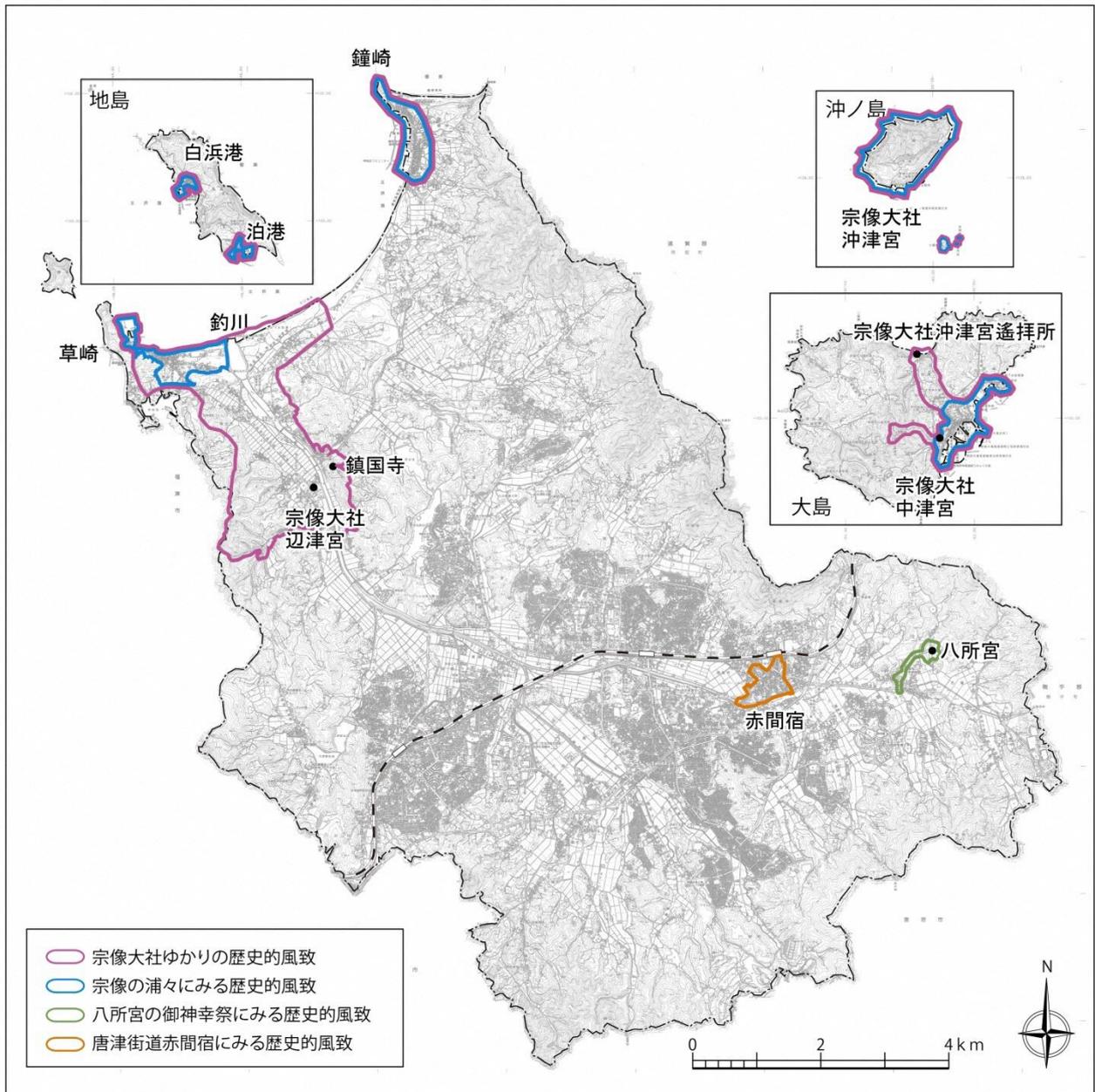
4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代、唐津街道は筑前小倉（北九州市）から肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ北部九州の交通と物流の大動脈として整備された。

市の東部に位置する赤間地区には唐津街道の宿場町として赤間宿が整備され、人や物資の集積地として大きく賑わった。現在も赤間宿の唐津街道沿いには、ウナギの寝床と言われる街道に面する間口が狭く、奥に長い町屋の区画が残され、古い建物が立ち並んでいる。また、宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や賑やかだった時代から守り伝えられてきた人々の伝統行事が受け継がれている。

なお、これらの維持向上すべき歴史的風致についてこれから記載する事項は、現地調査及び各祭事調査報告書や論考等に基づくものである。

図 宗像市の維持向上すべき歴史的風致



1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

(1) はじめに

宗像大社辺津宮は、中世以降「海浜」と書いて「へつみや」と呼ばれていた。これは、お宮の近くまで入海であったことを示しており、海と大陸を繋ぐ生活の拠点になっていたと推測される。現在、入海は田畑に姿を変えているが、お宮の背後の里山やその麓にある集落は昔から変わらず、今もなお良好な景観を保っており、これまで地域が大切に育んできたものである。宗像大社で行われている年間約40もの祭事は、先人が残してきた形と融合しつつ、現代まで続いており、地域の誇りとなっている。これらの祭事は神社古来のものや氏子や崇敬者にゆかりのあるものである。宗像大社の祭事については、重要文化財宗像神社文書をはじめとする豊富な史料に鎌倉時代以降の詳細な記録がみられ、祭事の内容を知ることができる。中世の宗像大社は宗像大宮司家のもとで神社が最も繁栄した時代で、年間を通じ数多くの祭事が行われていた。『正平二十三年宗像宮年中行事』(1368)によると本社・末社を合わせて年間5,921回もの祭事が行われていた。特に、宗像大社辺津宮で10月1日から10月3日にかけて行われる秋季大祭と12月の古式祭、大島の中津宮で8月7日行われる七夕祭は、氏子や崇敬者に支えられ今日まで受け継がれてきたものである。また、浦々の日々の暮らしに根付いている宗像三女神信仰には、神様に対する感謝と畏敬の念がよく表れている。

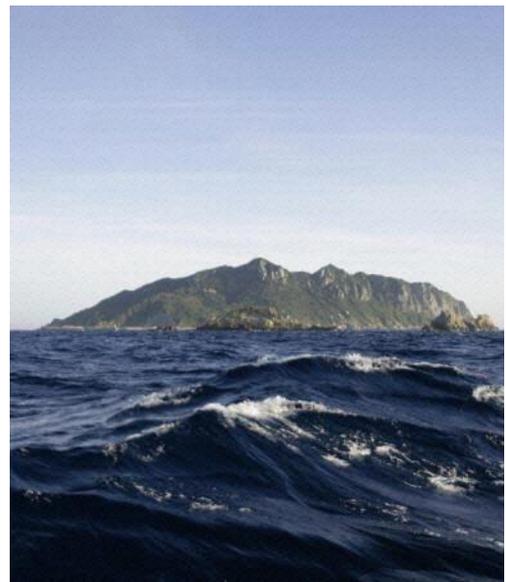
(2) 宗像大社について

宗像大社は九州本土から約60km離れた沖ノ島に位置する沖津宮と九州本土から約11km離れた大島に位置する中津宮、九州本土に位置する辺津宮の三宮の総称で、全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社である。

三宮には宗像三女神がそれぞれ鎮座しており、沖津宮には田心姫神、中津宮には湍津姫神、辺津宮には市杵島姫神が祀られている。このほか、大島に位置する沖津宮遙拝所を含め境内地すべてが宗像神社境内として昭和46年(1971)に国の史跡に指定されている。

『古事記』『日本書紀』には宗像三女神の誕生を伝える神話が載せられており、宗像三女神は「海北道中」に鎮座する「道主貴」、つまり宗像地域から朝鮮半島へ向かう海域を守る神とされる。これを裏付けるように沖ノ島では、航海の安全を願って4世紀後半から9世紀にかけて、約500年間国家的祭祀が続けられた祭祀遺跡がみつかっており、大島の中津宮周辺や九州本土の辺津宮周辺でも7世紀後半以降の祭祀の痕跡が確認されている。さらに日本書紀によると、宗像三女神は天照大神から「歴代天皇のまつりごとを助け、丁重な祭祀を受けられなさい」と命令を受け、国家を守護し、国家による祭祀を受けるべき神として位置づけられてきた。

宗像大社は今日、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている神社である。



沖ノ島

(3) 信仰のかたち

宗像大社三宮のひとつ沖津宮の位置する沖ノ島とその周辺の海域は好漁場で、島は豊漁をもたらしてくれる存在であると共に、漁民の命や生活を守る「神宿る島」として信仰を集めてきた。大島地区の漁師たちは、沖ノ島のことを「宝の島」、鐘崎地区の漁師たちは「沖ノ島でメシを食わせてもらっているようなもの」という。沖ノ島周辺で漁を行う漁師たちは、必ずその日獲れた一番よい魚を献魚する。特に3月から7月は沖ノ島周辺で漁をする漁師も多く「沖ノ島仲間」と呼ばれている。また、献魚の慣習は、沖ノ島の沖津宮だけではなく、大島の中津宮や九州本土の辺津宮でもある。中津宮では、豊漁に感謝し、漁で獲れた魚を1日と15日に献魚する。また、辺津宮では旅館から献魚されることもある。

漁師たちの間には沖ノ島を守るため、古くから厳格に守られてきた掟(禁忌)がある。漁師たちは不要に沖ノ島へ上陸しない。沖ノ島周辺で泊まり込みの漁を行い、沖ノ島の港に立ち寄り休息する場合も、漁師たちが船から降りることはほとんど

ない。やむを得ず沖ノ島へ上陸するときは、手前にある岩礁の小屋島と御門柱・天狗岩を鳥居に見立て、その間を通る慣例がある。その時に拍手をうったり、海に神酒を注いだりする。これは、御神体である沖ノ島の前面に位置する2つの天然岩礁を神門に見立てた行為で、江戸時代中期の『筑前国続風土記』には、これらの岩礁が「本社の御方」を向いた「鳥居」「神門」に見立てられたことに由来するものであると書かれている。また、島へ上陸するときは全裸で禊を行い、体を清めてから上陸する。島内では陸地での用便、ツバを吐くこと、島の木を伐ること、島のものを持ち出すことが一切禁止されてきた。これは、すべて御神体である沖ノ島への畏敬の念の現れである。

特に、沖ノ島と関わりの深い大島では、漁師らが、「沖ノ島は大島の漁師が守ってきた」と口にする。沖ノ島は普段渡島することができないため、女性や子ども、高齢者は大島の沖津宮遙拝所へ行き沖ノ島を遙拝している。さらに祝い事があった時や親戚が島を訪れた時、遙拝所へ行って沖ノ島を遙拝し、中津宮にもお参りし神様へ報告や感謝の気持ちを伝えたり、島の子どもが小学校に入学すると皆で中津宮にお参りしたりしている。老若男女問わず多くの人々が沖ノ島や宗像三女神を信仰している。

また、漁師たちは漁に向かう際、漁の安全を願い中津宮の前を通るときに船上から拝んだり、新しく船を造船したときの最初の漁に出る際、中津宮に向かって挨拶を行い、海上で鳥居に向かって左に3回。さらに、9月の波の穏やかな日に、みあれ祭に向け沖津宮神迎え神事として御座船で宗像大社の神職と共に沖津宮の田心姫神を大島の中津宮に迎えるとともに、みあれ祭の日は漁を行わない。これらは、海の恵みを与え、命を守ってくれる宗像の神様への感謝と信仰の現れである。みあれ祭に参加した船には、宗像大社の御札が授与され船内に大切に祀られており、漁師たちは翌年のみあれ祭までの1年生



遙拝所拜殿から沖ノ島方向をみた様子



中津宮での神迎え神事

まれ変わった神と共に新たな気持ちで漁を行う。宗像の浦々の船には宗像大社の御札が必ず祀られていて、漁業と宗像大社の信頼関係がよく分かる情景が見られる。

(4) 宗像大社ゆかりの歴史的風致に関連する建造物

ア 宗像大社沖津宮

沖ノ島は島全体が御神体で、タブノキを主体とする鬱蒼とした照葉樹林は「沖の島原始林」として国の天然記念物に指定されている。また、社殿は高さ 10m を超える巨岩群の一角にあり、巨岩に左右を挟まれた状態で立地し、本殿と拝殿・幣殿・神饌所の機能をもつ建物を構成され、切妻造妻入、銅板葺で、梁間 3 間・桁行 5 間の縦長平面で前 3 間を拝殿、奥 2 間を幣殿とし、左側に切妻造、1 間四方の神饌準備所が張り出している。本殿には宗像三女神のうち田心姫神が祀られている。江戸時代の社殿の様子は、第 4 代福岡藩主黒田綱政が描いた「沖ノ島図」(17 世紀後半～18 世紀前半) にみることができる。



宗像大社沖津宮の社殿

現在の社殿は昭和 7 年 (1932) に建て替えられたもので、当時の設計書には「様式 沖津宮造り」という新たな様式名が記されていることから、当時、沖ノ島に位置する沖津宮に相応しい社殿を創り出そうとしていたことがわかる。また、木材などの資材運搬については地元氏子の勤労奉仕により行われた。昭和 7 (1932) 年 1 月 26 日に神湊に到着した木材は神湊地区の住民によって荷揚げ後、加工場のある辺津宮の作業場まで運搬され、大島の漁師組織である「沖ノ島仲間」の協力によって漁船で沖ノ島まで運ばれた。このほか、設計や施工に関しても地元建築士や宮大工が関わるなど、神社のために地域が一体となってこの事業を成し遂げた。

イ 宗像大社中津宮

中津宮は九州本土から 11 km 離れた人口 700 人ほどの福岡県最大の島である大島の南西部に位置している。中津宮は宗像三女神のうち湍津姫神が祀られ、境内は宗像神社境内として国の史跡に指定されている。中津宮社殿は 14 世紀後半ごろに成立した『宗像大菩薩御縁起』において大島に 23 の中津宮末社を確認できることから、少なくとも鎌倉時代末頃には建てられていたと推測できる。弘治 2 年 (1556) 「大島第二宮年中御神事次第」では、御嶽神社を「上宮」、中津宮を「本社」と記しており、少なくとも 16 世紀には、御嶽神社と中津宮社



宗像大社中津宮の本殿・拝殿
(本殿は福岡県指定有形文化財(建造物))

殿が並立する現在のような境内が形成されていた。中津宮本殿は 3 間社流造、柿^{こけら}葺で、正面に 1 間の向拝を持つ。平成 9 年 (1997) の解体修理に伴う調査によって承応 4 年 (1655) の年紀をもつ墨書が発見

されたことから、この時期に造営された可能性が高い。近世の境内の様子を示すものとして、江戸時代後期の『筑前国続風土記附録』「大島図」がある。図には中津宮本殿・拝殿を中津宮本社とし、その周辺に末社が描かれている。また、境内前面の階段下には2つの中島を持つ池やそこに架かる橋、鳥居があり、境内西側を流れる天ノ川や牽牛社、七夕社、天真名井が描かれており、ほぼ当時の姿のまま現在に至っている。

御嶽山山頂に位置する御嶽神社は、参道から山頂までが宗像大社の境内地として国の史跡に指定されている。ここには、中津宮の湍津姫神の荒魂^{あらみたま}（荒々しい側面）が祀られ、麓の中津宮と一体となり信仰の対象となっている。



『筑前国続風土記附録』「大島図」

ウ 宗像大社辺津宮

九州本土の田島地区に位置する辺津宮は『古事記』『日本書紀』に「邊津宮」と記載された場所で、ここでは8世紀から9世紀にかけての沖ノ島祭祀遺跡と同様の遺物の散布が確認されていることから、この時期にはすでに宗像大社沖津宮・宗像大社中津宮・宗像大社辺津宮の三宮が成立していたと考えられている。三宮では祭祀の形態が変化する過程で後に社殿が建てられたとみられている。辺津宮における社殿の記録は中世になって初めて確認できる。12世紀初めに社殿の消失、再建を記した記録があり、また、近世初頭の「宗像社頭古絵図」は辺津宮境内を描いた最古の絵図で、中世の境内の状況を最も良く表している絵図とされる。その後、宝暦3年（1675）に境内が整備され、現在まで大きく変わることなく維持されている。元々あった本殿・拝殿は弘治3年（1557）に焼失したが、本殿は宗像氏最後の^{うじさだ}大宮司宗像氏貞によって



宗像大社辺津宮の本殿・拝殿(重要文化財(建造物))

天正6年(1578)に再建された。さらに拝殿は大宮司家断絶後、筑前国に入城した小早川隆景によって天正18年(1590)に再建され、修理修復を繰り返しながら現在に至っている。本殿・拝殿は国の重要文化財に指定され、本殿は5間社流造、柿葺^{こけら}で、身舎桁行5間、梁間4間、向拝桁行3間、拝殿は切妻造妻入、瓦葺で、桁行6間、梁間正面1間背面3間の社殿である。また、本殿・拝殿の周囲には宗像地域の75の末社108神が祀られており、これらの社殿は18世紀前後に建てられたとみられ、毎月1日と15日の月次祭には、神職および氏子らにより拝礼が行われている。



このほか、辺津宮の真っ直ぐ伸びた石畳の参道上、本殿・拝殿の直前には大きな神門が位置している。参拝者や神職は参拝や祭事の際に必ずこの門を通り透塀に囲まれた市杵島姫神の鎮座する神域の中心へと向かう。神門は昭和15年(1940)に建造されたもので四脚門、銅板葺である。

辺津宮は九州本土に位置することから、数多くの参拝者で賑わいをみせるとともに、宗像大社における神事の中心として今もなお多くの人の信仰を集めている。

本殿の周囲にある75の末社



エ 宗像大社沖津宮遙拝所

大島の北側沿岸部の岩瀬地区に位置する沖津宮遙拝所は本殿を持たず、御神体である沖ノ島を直接拝むために拝殿のみが建てられたもので、国史跡宗像神社境内のひとつに指定されている。『宗像神社史』によると、江戸時代に沖津宮を奉斎する社家の家系である一ノ甲斐河野氏が常時の祭祀を執り行うため、屋敷を構える大島に沖津宮遙拝所を設けたことがその起源であるとされる。境内には「^{おき}澳島拝所」と刻まれた石碑に「寛延3年(1750)」と刻まれていることから、この頃には沖津宮遙拝所は存在していたと考えられる。近世以降の境内の様子を示すものとして江戸時代後期の『筑前国続風土記附録』「大島図」があり、ほぼ現在の位置に沖津宮遙拝所をみることができる。明治時代の「明治八年沖津宮全図」には遙拝所・末社正三位社・神饌所・奉幣使幄舎・神官控所などの建物や灯籠・垣が設置されていたが、神饌所・奉幣使幄舎・神官控所は昭和2年(1927)の遙拝所改造に伴い撤去された。現在の遙拝所は昭和8年(1933)に建てられた。梁間4.15m、桁行5.58m、入母屋造一部切妻造、妻入、銅板葺で沖ノ島を向いて建つ。主棟の側面には切妻造、梁間3.13m、桁行8.97mの神饌所と楽人所が連結し、T字型に棟が交差する変化に富んだ屋根の形状をしている。



宗像大社沖津宮遙拝所

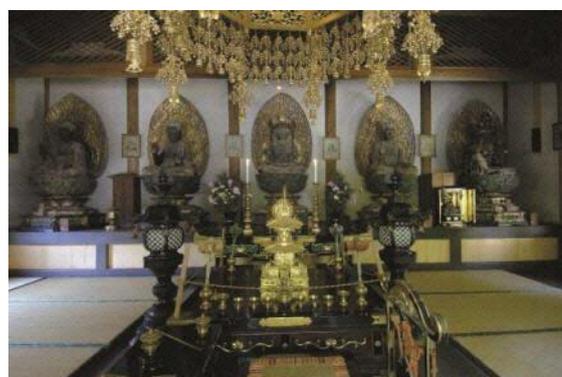
オ 鎮国寺本堂

鎮国寺は、弘法大師空海の開山と伝えられる真言宗の寺院で、宗像大社辺津宮の東側を流れる釣川対岸の山の中腹に位置する。寺の由来を記した『寺院帳』（江戸時代中期頃）によると、創建は鎌倉時代中期、弘長3年（1263）に時の領主宗像大宮司長氏が土地と本堂を寄進して、僧の皇鑿こうがんに寺を創建させた。以来、鎮国寺は、宗像大社の神宮寺として栄えた寺院である。また、現在も両社の関係は続いており、毎年10月1日から3日行なわれる宗像大社の秋季大祭では、秋季大祭1日目に鎮国寺住職が玉串拝礼を行い、鎮国寺で年に一度、4月28日に御開帳される重要文化財の木造不動明王立像の御開帳には宗像大社の神職も参列している。



鎮国寺本堂(宗像市指定有形文化財)

季節の花々や木々に囲まれた境内には悠久の歴史を物語る数多くの文化財が残されている。鎮国寺本堂は、市指定有形文化財で、入母屋造銅板葺の構造をとり、永禄10年（1567）に大友勢の侵攻によって消失した本堂に代わって江戸時代前期の慶安3年（1650）に福岡藩の2代藩主黒田忠之くろだただゆきが再建させたものである。当初は茅葺の堂だったが、昭和53年（1978）の修理によって銅板葺になっており、その部材の大部分は再建時の



宗像五社本地仏(福岡県指定有形文化財)

ものと考えられる。建物内には鎌倉時代から南北朝時代に制作された福岡県指定有形文化財の宗像五社本地仏が安置されている。本地仏とは、仏や菩薩が人々を救うために神となって現れるとする「本地垂迹説」に基づいて製作された仏像で、5体の仏像にはそれぞれ宗像三神（田心姫神・湍津姫神・市杵島姫神）と許斐権現神社の御祭神三所権現さんしよと織幡神社御祭神竹内宿禰おりはたごさいじんたけのうちのすくねの名が付されている。

（5）秋季大祭にみる歴史的風致

秋季大祭は10月1日から3日間宗像大社辺津宮で行われ、宗像大社の祭事の中で最も賑わいをみせる祭事であり、『応安神事次第』（1375）によると宇佐八幡宮と石清水八幡宮の儀式を倣って始めた放生会に由来すると言われている。また、『宗像大菩薩御縁起』（鎌倉末期成立）によると、当時は旧暦の8月13・14・15日に放生会が行われていた。その後、放生会は延宝8年（1680）に9月1日に変更され、明治時代以降は、太陽暦の採用によって10月1日に変更された。地元では、「田島様」たしま「田島放生会」と呼ばれ親しまれ、古くから続く祭事である。



みあれ祭の海上神幸

秋季大祭は『正平二十三年年中行事』（1368）にみられる中世の神事「御長手神事」^{みながてしんじ}を参考に昭和37年（1962）から新たに付け加えられた「みあれ祭」で幕を開ける。

みあれ祭の「みあれ」には、沖津宮の田心姫神、中津宮の湍津姫神、辺津宮の市杵島姫神が年に一度お会いになり、新たな神として「御生まれ」になるという意味がある。みあれ祭は秋季大祭初日の10月1日に行われ、中津宮と沖津宮の神様が、大島の中津宮から九州本土の辺津宮まで御神幸されるもので、陸上神幸と海上神幸からなる。

今日みられるみあれ祭は、出光興産の創始者である宗像市出身の出光佐三が会長となった「宗像神社復興期成会」（昭和17年（1942）結成）によって再興されたものである。「御長手」の起源については『宗像大菩薩御縁起』（時代不詳鎌倉末期か）に記されている。

再興に際しては、宗像七浦（神湊・鐘崎・大島・地島・福間・津屋崎・勝浦）の漁民が「海洋神事奉賛会」を発足させ、沖ノ島の祭事を支えてきた大島の住民（沖中両宮奉賛会）も協力するなど、地元住民も一体となって新たに始まったみあれ祭を支えた。



放生会の開催を伝える記事
（昭和37年（1962）：社報「宗像」より）



みあれ祭再興を伝える記事
（昭和37年（1962）：社報「宗像」より）

ア 沖津宮神迎え神事

10月1日のみあれ祭に先立ち、大島の住民が中心となって、例年9月中旬の天候が良い日に沖津宮の田心姫神を大島の中津宮にお迎えに上がる。これを沖津宮神迎え神事と言う。前日には宮司以下3人の神職が大島に渡り、神様をお迎えする大島の御座船の船長らも参列して「渡島祈願祭」が行われる。神様をお迎えする御座船に選ばれることはとても名誉なことで、宗像の数ある浦々の中でも大島の住民が必ず沖ノ島の神様



御座船

をお迎えしている。

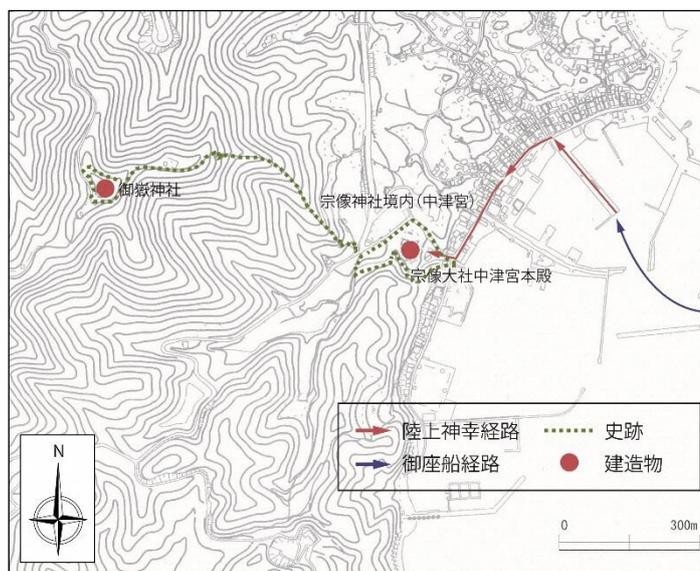
神迎え神事の朝は早い。翌朝午前6時、船首に波切御幣をつけ、「国家鎮護」の大幡、紅白の吹き流しで飾られた御座船に関係者が乗船し沖ノ島へ向かう。

玄界灘の波に約2時間揺られ、午前8時前に沖ノ島に到着する。海中で禊を行い、息を切らしながら沖津宮へ続く長く急な階段を登り沖津宮本殿へ到着すると、出御祭が行われ、沖ノ島の神様は沖津宮を出発する。神職は神璽と共にお祓いをしながら参道を下り、港の御座船へ向かう。一行は直会の後、沖ノ島を出発する。直会では、沖ノ島での思い出話もあり、「おかみさま」という言葉が会話の端々から聞かれ、皆が沖ノ島や三女神を大切にしていることがよく分かる。

直会の後、沖ノ島を出発した御座船は正午頃に大島に到着する。御座船が港に到着すると、島内放送が流れ、沖ノ島の神様が大島に到着したことが島内に知らされる。一行は大島駐在員の先導を受けながら市街地を通り中津宮まで陸上神幸を行い、この時、玄関先にはお迎えをする島の住民が深々と頭を下げる姿があり、神様のお通り沿線は厳かな雰囲気にも包まれる。中津宮到着後、入御祭が行われ、終了後は、無事に沖ノ島の神様をお迎えできたことを皆で喜びながら、関係者一同で直会をする。



大島へ到着した神璽を中津宮へお運びする陸上神幸



大島港から中津宮までの陸上神幸経路

イ 総社地主祭・宵宮祭（9月30日）

みあれ祭の前日、午後6時より大祭の無事を祈る宵宮祭が行われる。

ウ 秋季大祭

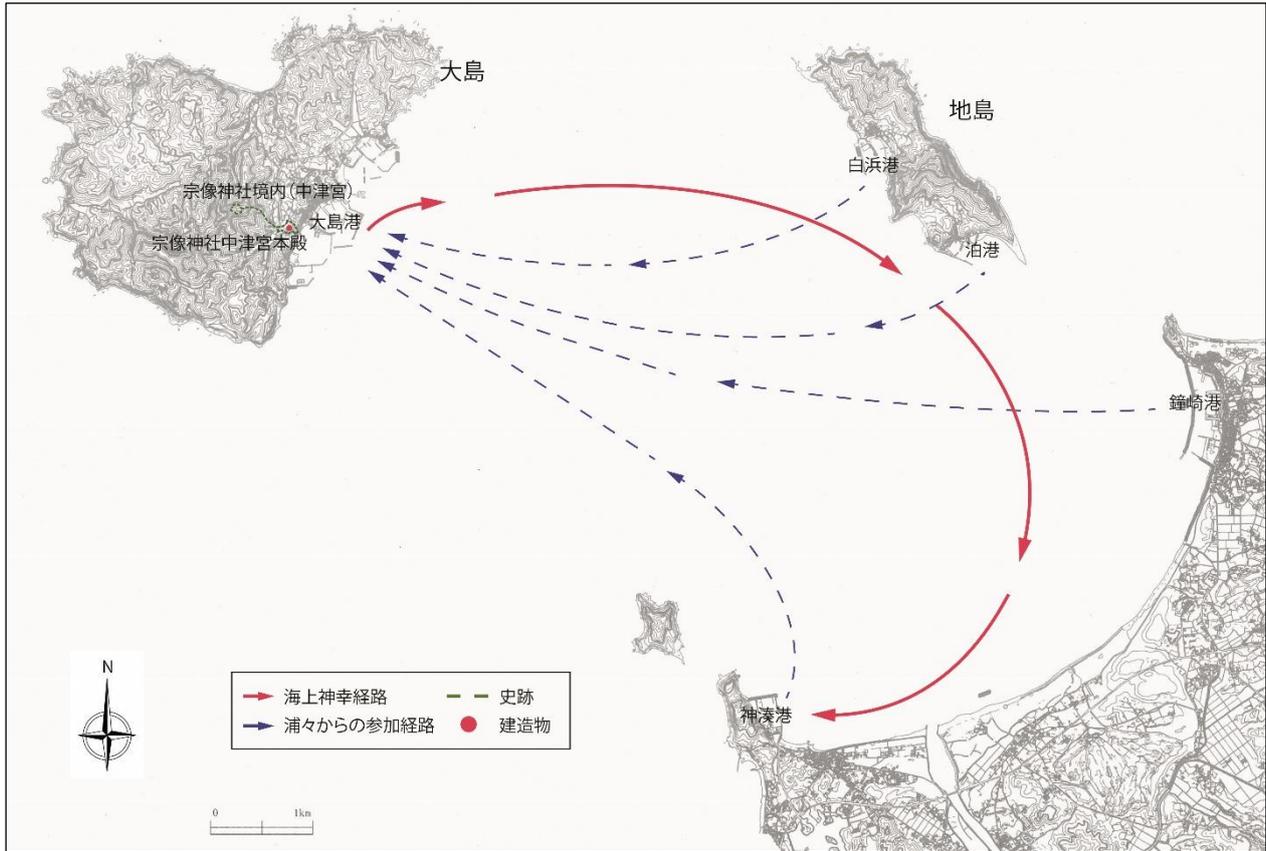
秋季大祭は10月1日～3日まで行われる。

① 1日目（10月1日）

秋季大祭初日、午前8時30分の出御祭の後、沖津宮の田心姫神、中津宮の湍津姫神は、大島と鐘崎の地元の青壮年の人たちによって大島港まで運ばれる。沖津宮の神様は鐘崎の青壮年が、中津宮の神様は大島の青壮年の人たちがお連れする。青壮年たちは白衣・白袴・白足袋に黄色の袍をつけ烏帽子を被



みあれ祭に参加するため浦々から大島港へ集まった漁船



大島から神湊までの海上神幸(みあれ祭)経路

り白鉢巻の装束を身にまとう。御神輿にはそれぞれに青壮年 8 人と奉行がつき、神門を出たところから大島小学校の鼓笛隊に先導され大島港の御座船まで御神幸する。

この頃、大島港は大漁旗をなびかせ、各浦々から沖津宮、中津宮の神様をお迎えに上がった多くの漁船で埋め尽くされている。大漁旗の取り付けられる竹は辺津宮周辺で切り出されたものが使用されている。各漁船では「お神酒あげ」と言いつつ、前日釣って生け簀に生かしておいた魚を刺身にしたもの、うに飯などのおむすび、お重には煮しめや白蒲鉾、卵焼きなどの御馳走、地酒などを船上で振る舞う姿がある。

午前 9 時 20 分、待ちに待った勇壮な海上神幸の幕が上がる。打ち上げ花火を合図にまず先導船が出港した後、漁船は大きなエンジン音を響かせながら船団を整える。沖津宮先導船、沖津宮御座船、中津宮先導船、中津宮御座船、供奉船、その後ろには波切御幣のつけ飾りをした各浦の随行船がつく。沖津宮、中津宮の神様がお乗りになる御座船は、神様への感謝の気持ちを込めて、新造船や改修したての船が選ばれる。御座船は 100 隻以上の船団を従え、神様が宗像の浦々の様子を巡検するかのよう大きな弧を描きながら神湊までお向かいになる。一帯には数多くの漁船が大漁旗をなびかせる姿と玄界灘の青い海、浦々の背景に広がる山々の緑が重なりあい、勇壮かつ壮大な光景が広がり、その姿を一目みようとして海上神幸を一望できる海岸は



頓宮に到着した沖津宮・中津宮・辺津宮の三神

見学者で

埋め尽くされる。



神湊から辺津宮までの神幸経路

午前 10 時に辺津宮での出御祭を終えた辺津宮の市杵島姫神は神湊へ向かい、海上の御座船で沖ノ島と大島の神様を迎える。二神が到着すると、3 隻の船は神湊近くに停泊し、供奉船が大きなエンジン音を響かせながら右回りで旋回し御座船にお賽銭を投げ入れ、海上神幸は最も盛り上がりを見せる。

午前 10 時 30 分、御座船は神湊に入港し、3 台の御神輿は頓宮へ神幸する。頓宮到着後の午前 10 時 50 分、神璽は御神輿から出され頓宮祭が行われる。その後、神璽が御神輿へ戻されると再び陸上神幸ははじまる。御神輿は宗像大社氏子青年会の青年が神湊郵便局までお運びし、玄海小学校の児童による稚児行列も加わる。また、神幸のお通りになる沿線には家々の軒先に御神灯や国旗が掲げられ、人々が頭を下げる姿があり、地域住民皆で神様をお迎えしている雰囲気を感じられる。

午前 11 時 40 分、辺津宮の鳥居前で車を降りた神璽は 3 人の神職が捧げ持ち、出店が並び、三女神がお集まりになる姿を見ようと多くの参拝者で賑わう参道を通って神門をくぐると、拜殿正面から昇殿し

て本殿に安置され、ここに三女神はみあれ祭のすべての行程を終える。

三女神が辺津宮に到着後、宮司の祝詞奏上ののち、昭和 53 年（1978）に指定された市無形民俗文化財の主基地方風俗舞が奉納される。主基地方風俗舞は昭和天皇の即位にあたり最初の新嘗祭である大嘗祭の主基斎田に福岡県早良郡脇山村の田が選ばれた際、主基地方の風俗舞として舞われたもので、福岡県下で保存伝承する趣旨から昭和 4 年（1929）に宗像大社に特別に下賜された。その後、昭和 53 年（1978）に主基地方風俗舞保存会が結成され、今日では地元根付いた秋季大祭を彩る行事のひとつとなっており、地元で親しまれている。その後の玉串拝礼では宮司に続き、かつての神宮寺鎮国寺の寺僧が拝礼する。

みあれ祭が終わると、海上神幸に参加した船は浦々に帰り、海上神幸の行われた一帯は日常の姿に戻る。浦々では船が戻ってきた後、直会をするところもある。この日、みあれ祭に船を出した浦々は、漁を行わない。

② 2日目（10月2日）

2日目も三女神に日々の暮らしの感謝を伝えるための様々な奉納がある。神門前馬場で午前 8 時から始まる流鏝馬神事は的を射ることを目的としないもので、「矢を拾うと子宝に恵まれる」という意味があり、境内には参拝者が落ちてきた矢を競って拾い持って帰る光景が広がる。その後、午前 11 時には本殿で秋季大祭二日祭が斎行され、郡内神職奉幣、氏子奉幣、翁舞が奉納された後、午後 2 時には境内にある末社すべての灯籠に火が灯され供物、祭典が行われる。境内では、本殿だけでなく末社に参拝する参拝者の姿も多い。境内は夜遅くまで出店に明かりが灯され、親に連れられ参拝を楽しむ子どもたちの姿もあって、1日目に引き続き、多くの参拝者で賑わう。

③ 3日目（10月3日）

秋季大祭最終日は、午前 11 時から本殿で祭典が行われる。玄海中学校 2 年の女子生徒 4 人が浦安舞を奉納する。その年に舞った生徒が次の舞手を決める形で代々受け継がれてきた。練習は春季大祭の 2 カ月前から行い、毎年、春季大祭と秋季大祭で奉納している。

午前 11 時 40 分、高宮祭、第二宮祭、第三宮祭、宗像護国神社祭が行われる。

午後 6 時から秋季大祭を締めくくると高宮神奈備祭が行われる。この祭事は中世 12 月 25 日に行われていた「八女神事」を再興させたもので、高宮祭場では、宮司による祝詞奏上の後、松明と提灯の明かりの下で氏子青年会の先導により参列者たちが繰り返し古歌を奉唱し、巫女による神楽舞が奉奏される。氏子青年会は旧宗像郡の青壮年の会で、先祖代々の氏子に加え新住民も参加し、今では宗像大社の祭事を支える欠かすことのできない存在となっている。このように、宗像大社の秋季大祭では、様々な場面で崇拜者や氏子が積極的に祭事に関わっており、地域住民の理解と支援のなか地域の祭りが形づくられている。



多くの参拝者で賑わいをみせる辺津宮境内

(6) 古式祭にみる歴史的風致

宗像大社辺津宮はその東側を釣川が流れ、西側に釣川に平行して走る標高100m前後の山並に挟まれた地点に位置している。辺津宮の周囲には田園風景が広がり、大字を田島と言う。このことから、辺津宮は長らく田島宮と呼ばれていた。現在の古式祭は1年の収穫を感謝する祭として12月15日に近い日曜日に行われている。辺津宮で行われる古式祭は江戸時代以来、地元の氏子が役割を担って毎年準備を進めてきた祭事である。

ア 農業の神としての宗像大社

辺津宮は江戸期以来、田島村（現在の田島地区）の氏神的性格を持っており、古式祭は秋の収穫を氏神に感謝するという田島村の宮座という意味もあった。古式祭をみると宗像三女神は交通や漁業の神としてだけでなく、農業神的側面も持ち合わせていることが分かる。

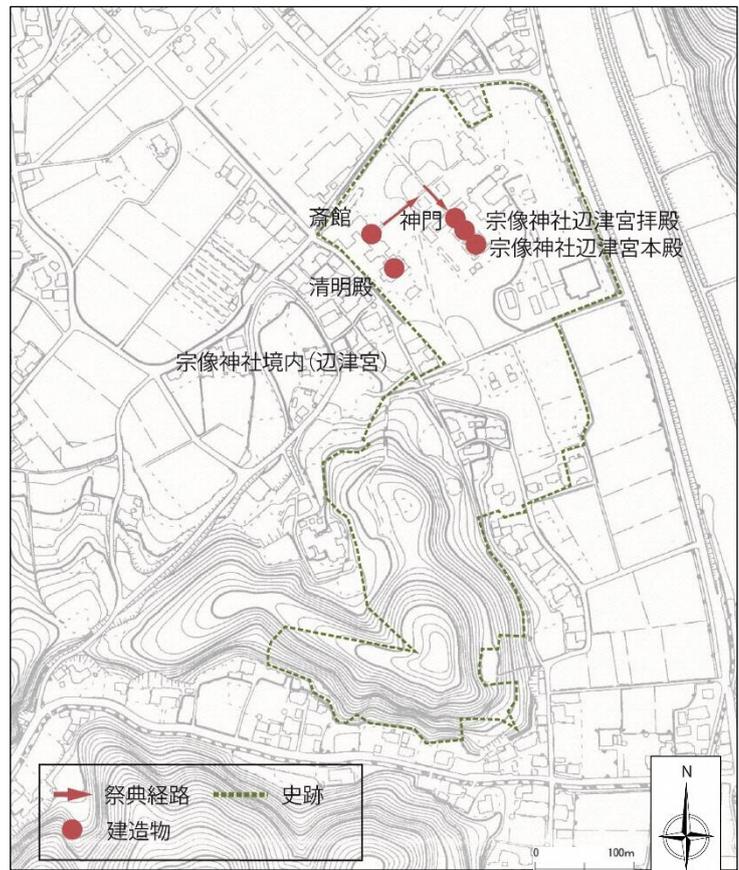
『津屋崎の民俗』（1998）には、旧宗像郡内である福津市の沿岸部に位置する津屋崎地域の本村や塩浜といった農村は、田植えが終わった7月頃に集落の浜辺において、各家で準備した神酒・赤飯・なます等の神饌を備え、田植えが無事終えたことを感謝し、家族の無病息災を祈り、宗像大社沖津宮の位置する沖ノ島を遙拝していたことが書かれている。これを「沖ノ島籠り」と呼ぶ。また、『昔騙り福間あのころ』（1992）によると浜辺の地域だけでなく内陸部の手光地域でも「沖ノ島籠り」を行っていたことがわかる。

イ 古式祭の歴史

古式祭は明治時代以降に称するようになったもので、それ以前は、宗像祭や惣社祭と呼ばれ、旧暦の11月15日に行われていた。『筑前国続風土記附録』（1793）では宗像祭の名で祭事をみることができる。宝暦8年（1758）の『御宮霜月祭帳』によると、田島村は4組に分かれ、この祭に奉祀していた。

ウ 現在の古式祭

現在、古式祭は田島地区の上殿・福田・吹浦・片脇・本村・宿谷・山下・飛松の8組が毎年交代しながら当番を務めている。元来は田島地区の行事だったが、今は田島地区の当番を中心に「古式祭御座^{おぎ}保存会」が結成され現在も受け継がれている。供物や料理は保存会が準備をしているが、御座には一般の人も参加できる。



古式祭祭典経路

エ 神饌

古式祭では三女神それぞれに「御菓子」と呼ばれる神饌が準備されお供えされる。通常、祭典での神饌は生ものが使用されるが、古式祭では、熱を加えたものも神饌に使用され、炊いたごはんが供えられる。

神饌からは、収穫に対する感謝の気持ちや地元の間わりがよく分かり、海や里に恵まれた宗像の産物を使用されている。また、台盤の中央にはゲバサモがあげられるが、これはホンダワラに似た食用の海藻「アカモク」で、宗像の名産品としても知られている。ゲバサモは釣川河口に位置する江口地区の人々が古式祭前に何度も地区の浜（江口浜）に通い、より良いものを準備し、使用している。なお、神饌には生のゲバサモをあげ、お座では調理味付けした藻が出される。また、神饌の備えられる台をみると、四隅にコップ状の竹籠が置かれているが、これらは田島地区の氏子らが準備する。この中には新蕨を半紙で包んで差し込み、これに竹串に扇状に切った九年母（柑橘類の原種の一つ）と1辺3cm程度に切った菱餅が挿される。現在、九年母は辺津宮の境内で採れたものが使用されているが、以前は吉田地区が準備していた。菱餅は田島総代が新米をついて準備をしているが、以前は多礼地区が準備していた。さらに、『宗像神社史 下巻』（1966）によると菱餅・九年母のほかに昔はノシアワビも挿していたという。



神饌



ゲバサモ

オ 祭典

御座に先立ち、祭典が辺津宮本殿および拝殿で行われる。夜明け前の午前6時、齋館で祓を済ませた宮司以下役員、祭員に続いて、田島区長・古式祭当番代表・江口区長・江口当番代表・氏子総代会長などが拝殿へ参進、昇殿する。幄舎には一番座に座る人々が着座する。修祓に続き、宮司が五穀豊穰を感謝する趣旨の祝詞をあげ、その後「古式祭古歌」が祭員一同によって奉唱される。参加者の息も白く、静けさのなかに凜とした空気が漂っている。奉唱が終わると玉串を捧げ、本殿での祭典は終了する。



祭典

カ 御座

御座は清明殿で行われる。料理の材料は宗像大社で手配し、調理は当番の組の女性が祭典当日の早朝、午前4時30分から行う。当番は御座の前日から神饌などの準備を行い宗像大社辺津宮に泊まり込んでいる。

午前5時より一般の御座券の売り出しがはじまる。座は午前6時30分にはじまり、1番座から5番座

までである。また、4番座には当日行われる鎮火祭に参列する消防団関係者、5番座には田島の御座関係者が座る。神座に神台が一台改めて供えられるとともに、その前に菰こもで編まれた新筵あらむしろが敷かれ、中央に宮司が座る。左右にはゲバサモを持ってきた江口の代表が座り、正面右には神職、左には太鼓が据えられている。正面に敷かれた新筵は、毎年、田島地区が新たに作り準備している。大広間には机が4列並べられ、座に参加する人は新筵の上に着座する。

一同着席後、太鼓が一鼓打ち鳴らされ、厳かな雰囲気の中でお座が始まる。神職がお祓いを行い、次に白衣白袴の当番が頭を垂れた座の参加者の上を御幣で禊すすっていく弊引きが行われる。その後、御神酒をついでまわり神酒拝戴を行い食事に移る。食事では当番が桶に入った味噌汁をついでまわり、菱餅をのせた紙の上に供物である味をつけたゲバサモを分けてまわる。また、食事中にはくじ引きが行われ、翁面・神杯・干支鈴・中木札・小木札が賞品として渡され、さらに全員には開運小守が授与される。食べ終わる頃に再び太鼓の打ち込みがあり、一鼓の後解散となる。

早朝午前5時にゲバサモを届けた江口地区の住民は宗像大社から御礼に神酒二升をもらい、地区に戻る。地区では氏神の辻八幡宮にゲバサモを供えて祭を行った後、公民館で座が行われる。江口地区は6組あり、1年ごとの交代で当番を務めている。



弊引き



御座料理

(7) 七夕祭りにみる歴史的風致

8月7日に大島の宗像大社中津宮で行われる七夕祭りは、中津宮で最も盛んな祭事である。七夕祭りは志賀海神社など海の神を祀る神社で盛んで、かつて海を航海した海人たちの信仰の名残とも考えられている。

ア 歴史

中津宮の七夕祭りは14世紀頃から記載が見られ、それぞれ、『応安神事次第』（1375）中に「七月七日七夕虫振神事」、『大島第二宮年中御神事次第』（1556）中に「七月七夕」、『大島第二宮年中御供米之事』（1553）中に「七月棚織」、『第二宮御神事次第』（1692）中に「七夕棚機御神事」とある。

江戸時代に儒学者の貝原益軒により七夕祭りのことが紹介されている。『筑前国続風土記』（1703）巻16宗像郡上大島の条に「社前に天の川流。この川御嶽の下よりいつ。その川のはた左右にわかれて、牽牛・織女二星の小社あり。川をへたてたり」と記されており、その記載通り、現在も中津宮に向かい右手に牽牛社が、左手に織女社が天の川を隔てて位置している。牽牛・織女社は縁結びや芸事上達としての信仰を集めている。

イ 現在の七夕祭り

現在の七夕祭りは、中津宮の牽牛社と織女社の間にある中津宮境内の鳥居を囲んで行われる。過去の七夕祭りの様子は昭和41年（1966）の社報「宗像」にもみられ、祭典や七夕踊りについての記事がある。そこにみられる内容は現在と変わらず、50年以上もの間、大島の人々に守られ脈々と受け継がれてきた。祭典は午後8時から行われるが、現在は祭事の前後に地元の催し物も企画され、大島住民の手によって早朝から準備が進められる。準備は地元の子供たちも一緒になって行い、大人から子供へ伝統は受け継がれる。

中津宮周辺と大島港渡船ターミナルから緑地公園までの道路沿いは七夕飾りの笹竹が立てられ、笹竹は大島で採れたものが使われる。また、境内には御神灯が灯されると共に、さまざまな願いが書かれた五色の短冊で飾られた七夕の笹竹が立てられ、境内は七夕の雰囲気包まれる。さらに織女社に向かって周囲に柴垣を立

てた通
常とは

七夕踊り



道路沿いの七夕飾り



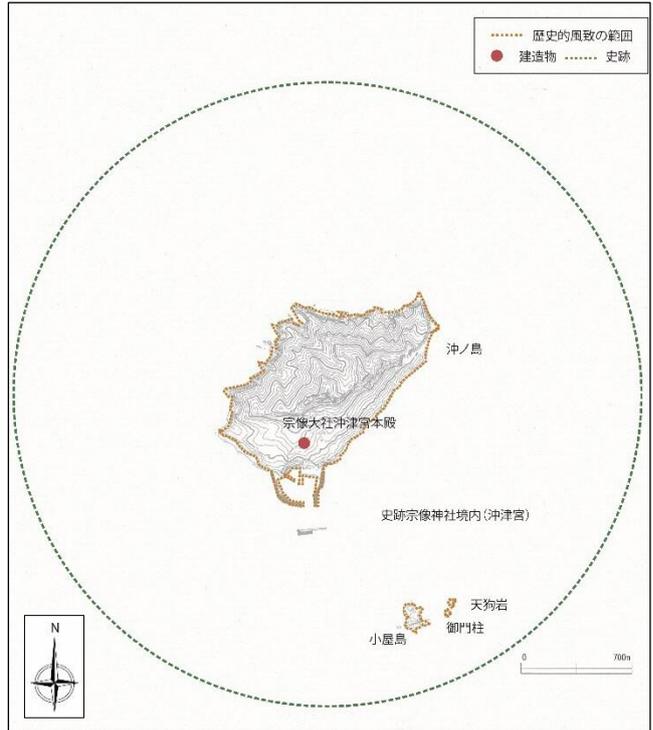
異なる祭壇が設えられ、両脇に笹飾りが立てら

れる。笹には着物形の短冊を吊し、祭壇にはスイカやサザエなど夏の祭事らしい神饌が供えられる。

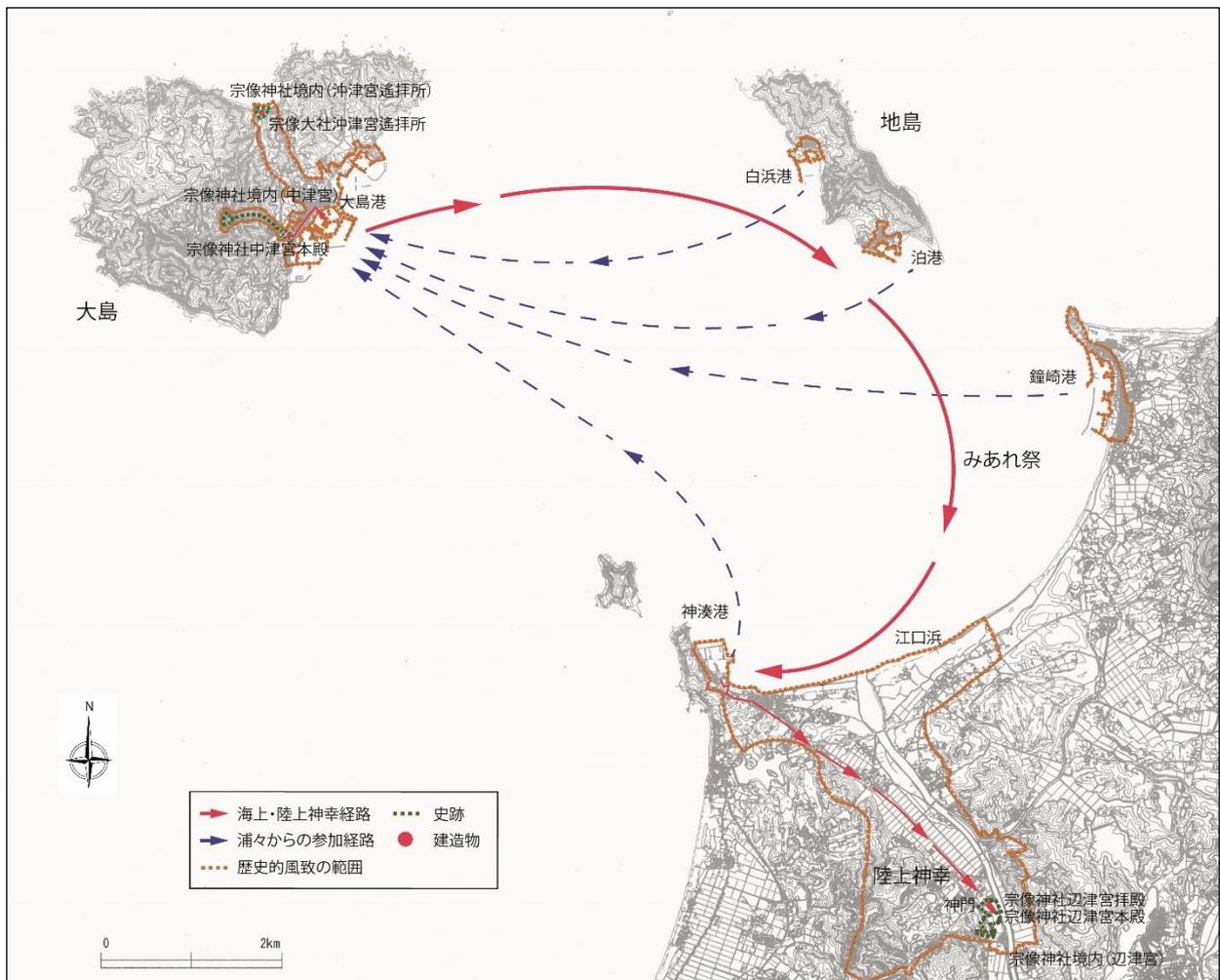
境内は夕刻すぎから多くの参拝者で賑わい、この日に限っては、午後9時30分に九州本土の神湊港までの臨時フェリーが出される。七夕祭りに合わせた催しでは、境内に隣接した緑地公園でコンサートなどが行われる。日が沈み始めると中津宮境内の竹灯にロウソクやペンライトが点灯され、ペンライトは



宗像大社(沖津宮、中津宮、辺津宮)位置図



宗像大社にまつわる歴史的風致の範囲(宗像大社沖津宮)



2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

(1) はじめに

宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれ、人々は豊かな生活を送ってきた。沿岸部の遺跡では古くは縄文時代から海と共に暮らしてきた人々の生活の一端を垣間見ることができる。本市の北側玄界灘沿岸部に位置する鐘崎^{かねざき}、神湊^{こうのみなと}、離島の大島^{おおしま}、地島^{じのしま}の浦々で現在も多くの人々が漁業を生業とし、中でも鐘崎漁港の魚の水揚量は県内有数である。また、これらの浦では海の豊かな恩恵を受ける一方、「板子板一枚下は海地獄」と言われるように、海と共に暮らす人々は常に死や危険と隣り合わせだったため、その信仰や祭事には海に暮らす人々の海からの恵みに対する感謝と自然や万物に対する畏敬の念が込められている。そして日々の暮らしの中で豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様がいて、その信仰や風習が浦々で今も息づいている。

(2) 海と共に生きた歴史

沿岸部に暮らす人々の歴史は古い。鐘崎地区の南西の松に覆われた砂丘上に位置する鐘崎(上八)貝塚は縄文時代後期のもので、そこからは縄文土器と共にサザエやアサリなどの貝類をはじめ、石銚や骨製釣針などの漁撈具が見つかっており、この時代の沿岸部における人々の生活がわかる。また、神湊地区の浜宮貝塚は古墳時代の遺跡で、宗像大社浜宮が位置する砂丘を中心に広がっている。現在は住宅が立ち並んでいるが、畑などの地面には、無数の貝殻や土器が散乱している。浜宮貝塚は昭和46年に筑紫野史学研究会によって発掘調査が行われ、遺跡からはサザエやアワビとともに、銚などの漁撈具が出土している。当時、ここには、当時沿岸部で暮らす人々の拠点集落があり、多くの人々が海と共に暮らしていたことがうかがえる。



鐘崎の海女

江戸時代には沿岸部の集落は宗像七浦(神湊・鐘崎・大島・地島(宗像市)福間^{ふくま}・津屋崎^{つやざき}・勝浦^{かつうら}(福津市))と呼ばれた。神湊では浜宮^{はまみや}の鳥居は、イワシの地引網が盛んだったことを示す文字が刻まれている。また、鐘崎では江戸時代から海女漁が盛んで、日本海沿岸の海女発祥の地とも言われており、地島では、網漁が盛んで、コチ・ブリ・タナゴ・マグロが捕られていた。さらに、大島では江戸時代前期の慶安年間(1648~1652)に藩主に献魚を行った記録があり、タイ地引網・イワシ地引網が盛で、幕末の天保年間(1830~1844)には鯨を捕って大きな収穫をあげていた。鯨漁の様子は19世紀初めに筑前の名



大島港からみた大島のまちなみ

所・風景を解説した奥村玉蘭おくむらぎょくらんの『筑前名所図会』中に「大島鯨組之図」として描かれている。明治5年（1872）に刊行された『福岡県地理全誌』には宗像七浦の保有船の数が記録されている。鐘崎は91艘（うち商船3）、神湊は58艘（うち商船12）、大島は124艘、地島は29艘（うち商船4）とあり、宗像七浦では漁業だけでなく、当時の主要な物流輸送手段だった廻船業も盛んであった。

良好な漁場を背景にした漁業を生業とする生活は、現在まで受け継がれている。今日、エンジンや繊維強化プラスチック船、レーダーの導入に

より漁獲量は著しく増加した。現在も鐘崎漁港の魚の水揚量は県内有数の漁獲量を誇り、なかでも外海産天然トラフグは全国1、2位となっている。

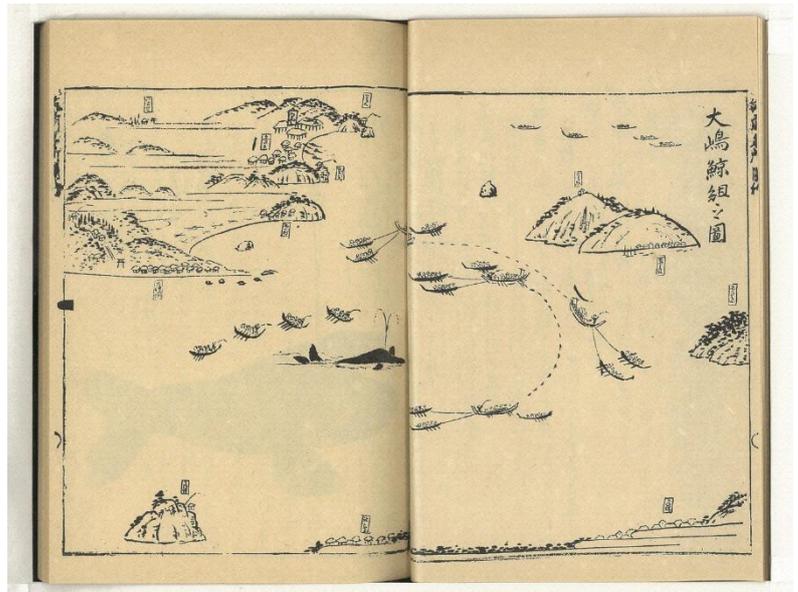
沿岸部で漁業を行う人々は、命をかけ自然を相手に漁を行っていた。それは、過去も現在も変わらない。浦々の人々は、長い歴史の中で天候や潮流、魚介類の生態を知る学術もなかった頃から、経験により漁の技術を編み出してきた。そのことを裏付けるように、機器が発達した現在でも、経験による先人の知恵が現在まで「ことわざ」として伝承されている。「ひとつドロン（雷）港を定め」という言葉は、雷が一つなれば強い雨が降るから避難港を決めておけという意味で、「七九の風」というのは、旧正月から数えて7・9・63日目に強風が吹くので、その頃を注意しろというものである。また、「正月の手の裏返し」は、旧暦2月は南東の風が強いだけに、北西の風は3倍強くなるという意味で、「彼岸のさめじけ」は彼岸の入りじけは長続きしないが、さめじけは半月ぐらい続くことを言う。

（3）浦々の暮らし

宗像の浦々には、恵比寿信仰や織幡神社の祭事以外にも大漁祈願、大漁満足、商売繁盛、家内安全、航海安全を祈り感謝するための様々な神様がいて、家々や公民館などでそれぞれ大切に祀られている。そこには浦々で暮らしてきた人々に代々受け継がれてきた伝統や祭事がある。これらの活動は、福岡県下で昭和38年（1963）に実施された民俗資料緊急調査の報告にも詳細に記されている。

宗像の漁村では、お日待ちは、正月の祭事で、家々や公民館などで行われている。特に鐘崎地区では盛ん

で、織幡神社の神職が1月4日から9日までの間に地区に約250件あるすべての家々を訪問し、床の間に祀られたトコノマサマを家の人々と拝礼し、1年の無事を願う。また、床の間には小餅や赤飯、大根・人参のヌタ和えがお供えしてあり、浦々の人々は初漁前に必ずお日待ちを行う。家々にはトコノマサマ



大島鯨組之図『筑前名所図会』



魚の選別作業風景

をお祀りするため、必ず床の間があり、家族全員が揃ってお日待ちを行う熱心な家も多く、子供の頃から神様が家の中にいて身近に拝む環境がある。

縄日待ちは春と秋の祭事で、宗像大社のみあれ祭のある10月1日には、秋の縄日待ちがある。みあれ祭の後、区ごとに公民館に集まって行われる。公民館には天照大神の掛軸が掛けられ、軸の下に御札が置かれ、織幡神社宮司の拝礼が行われる。

宗像の浦々では、水揚げされた魚を選別する姿、漁で使用した網を繕う姿などがあって、古くから営まれてきた日常の活動が漁業のまちならではの光景をつくりだしている。また、玄関先に年間を通じ注連縄を飾る習慣もある。

このほか、郷土料理の「のうさば」は「鐘崎かずのこ」とも呼ばれ、鐘崎地区の正月には欠かせない。

「のうさば」はホシザメ（星鮫）を背割りにし竹串で開いて1週間ほど潮風にさらし、干した後は熱湯で戻して、サメ肌をきれいにこすり落とし短冊状に切った後、一晚タレに付け込んだもので、「のうさば」には延縄にかかったサメをおいしく食すために考えた先人たちの知恵と工夫が詰まっている。12月には、この「のうさば」を干す姿が地区のいたるところでみられ冬の風物詩となっている。



のうさば



年間を通じ飾られている注連縄

(4) 恵比寿信仰

ア 恵比寿神社

宗像の浦々には海の石を御神体とする小さな祠が点在している。恵比寿神は漁民の間では漁業神としての性格があり、豊漁や漁の安全を願い信仰の対象としてきた。

鐘崎地区では、昭和9年（1934）以降、大規模な埋立てを行って港湾整備が行われてきたが、地区内の恵比寿神社は区（京泊・千代川・北町・中町・西町）ごとであり、整備以前の旧海岸線に沿って海に向かって位置していることから、各恵比寿神社は港湾整備のされる昭和9年以前から存在していた。また、大島西区の蛭子神社の祠には大正6年（1917）建立の文字が刻まれている。それぞれの神社はそれぞれの区によって長年管理され地元根付いてきた。

宗像郡神社明細帳（明治6年（1873））には鐘崎地区のほか、地島地区にも恵比寿神社の記載があって現存しており、このほか、大島地区や神湊地区の浦々にも恵比寿神社が残っている。



鐘崎地区 西町区の恵比寿神社



鐘崎地区 中町区の恵比寿神社



鐘崎地区 千代川区の恵比寿神社



鐘崎地区 京泊区の恵比寿神社



鐘崎地区 北町区の恵比寿神社



神湊地区 中町区の恵比寿神社



神湊地区 上中区の蛭子神社



大島 西区の蛭子神社



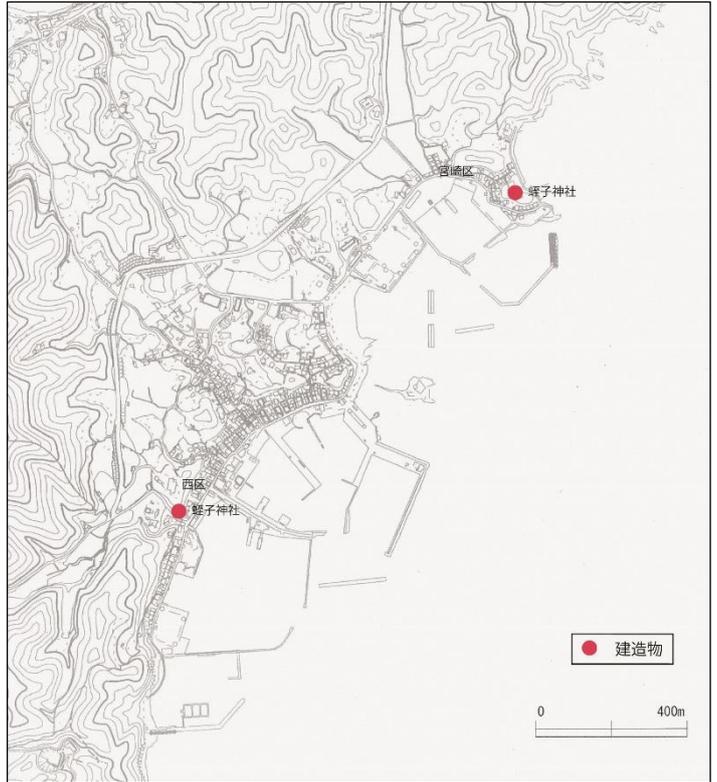
地島 豊岡区の恵比寿神社



大島 宮崎区の蛭子神社



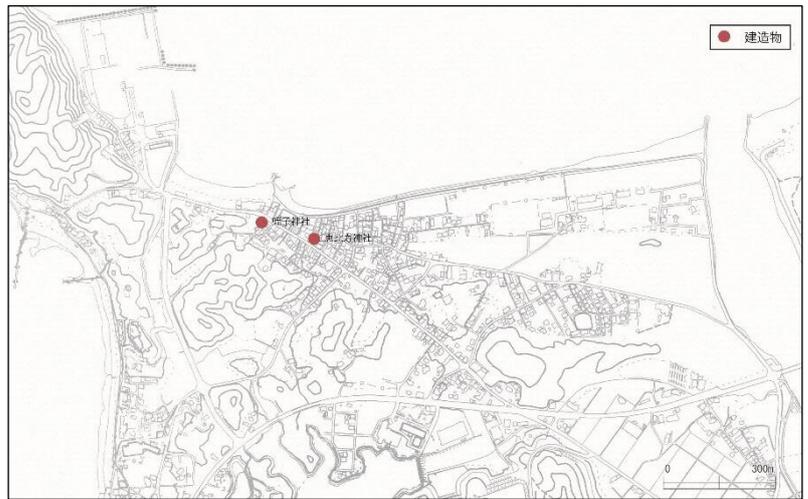
織幡神社と恵比寿神社(鐘崎地区)



蛭子神社(大島)



恵比寿神社(地島)



恵比寿神社(神湊地区)

イ 恵比寿信仰のかたち

宗像の浦々にある恵比寿神社には、日常にお参りや草取りなどの清掃活動、水替えや賽銭箱の管理、晴れの日にはお供えを行うなど、生活の中に恵比寿信仰があり、海で暮らす人々の生活に溶け込んできた。これから紹介する活動については、民俗資料緊急調査の報告にみることができ、古くからの信仰と活動が今も続けられている。

鐘崎地区の織幡宮の入口に位置する京泊区の恵比寿神社では、願い事をする時に参詣者は賽銭箱の上にある棒で箱をたたく慣習がある。これは恵比寿神は耳が遠いと言われていることに由来するもので、木造船が主流だった時代は、鐘崎地区では出漁の際、船が恵比寿神社の前に差しかかると船のカンヅカ（梶棒）で「フナバリ」（舷側）を叩き「トウエビス」と叫び、恵比寿神に豊漁と安全を祈願していた。現在は、参拝時に男性漁師の奥さんが「トウエビス」と叫びながら「いい漁がありますように、怪我がありませんように」と恵比寿神社の賽銭箱の前に掛けられた棒を叩いている。また、恵比寿のツキにあやかるため、漁船の船名に「恵比寿丸」とつけられたものも多く、漁業に従事する人々の恵比寿信仰の現れのひとつといえ、このほかに「蛭子丸」「夷丸」をつけた船もみることができる。

また、現在、鐘崎地区や大島、地島では、毎年12月3日前後になると、大漁満足、海上安全、家内安全、商売繁盛などを祈り恵比寿祭を行っている。鐘崎地区では、12月3日に漁協が主催し宗像漁協本所で恵比寿祭を行う。これはもともと鐘崎地区で50年程前まで「えべつさま」と呼ばれ、毎年12月3日に各地区の恵比寿神社で行っていたもので、現在の恵比寿祭も以前と変わらない日付で行っている。

現在の鐘崎地区の恵比寿祭は、お座形式で行い、参加者は事前にお座券を購入して参加する。

恵比寿祭の準備は前日から行う。世話人や漁を引退した年配者を中心に、会場準備やお座料理の仕込み、お座参加者に授与される笹を採ってくる。

漁師町の朝は早い。恵比寿祭当日、紅白幕が掛けられた漁協の会場では、早朝から1番座が始まる。会場の恵比寿様が祀られた社には、神饌のほか、献魚がお供えされている。鐘崎地区の恵比寿祭は25名程度を1座とし、午前5時から午前9時まで1時間ごとに5番座までがあって、毎年100名以上が参加する。参加者は、早朝は出漁前の男性漁師が多く、次第に女性や子供の姿が多くなる。



賽銭箱の上に置かれた棒



恵比寿祭の会場



献魚

まず、会場に到着した参加者は会場横の待合室に通される。待合室には酒、スルメ、コンブ、イリコ（煮干し）が置かれ、ここで参加者は座が開始されるまでの時間を過ごす。そこには参加者たちが早朝から酒を交わす姿があって、和やかな空気が漂っている。

参加者は着座の際に福引で使用する番号札を引く。この札には4の数字がなく、縁起を大切にしている。お座では一座ごとに織幡神社宮司が太鼓を打ち込みおおほらえことば大祓詞を奏上し祝詞を読み上げる。祭典の流れは1番座から5番座まですべて同じで省略はない。そこには、正座のうへ、真剣な表情で恵比寿祭に臨む漁師をはじめとする参加者の姿があって、漁師町ならではの恵比寿様に対する篤い信仰心を感じる。

30分ほどの祭典を終えると、恵比寿様の面を被った世話人が手一本の打ち込みを行い、福引や食事の振る舞いがある。福引では、番号札が引かれ、事前に引いた番号と同じ番号の参加者に縁起物が授与される。くじが引かれる度に会場では歓声が上がり、縁起物を授与された参加者には笑顔があふれる。授与される縁起物には、金色の恵比寿様の像や御幣があり縁起を感じさせる。また、福引とは別に、参加者には全員、竹笹と恵比寿神社の御札のほか小鯛、紅白餅、紅白の蒲鉾の切り身、結び昆布、小豆を炊き込んだ豆ご飯の入った縁起物の袋が授与される。この縁起物の袋は、持ち帰った後、神棚にお供えされる。その後、これらの縁起物は家族で少しずつ分け合って食べると言い、ここにも縁起を大切にする姿がある。またこの日は、各地区の恵比寿様にも金色の恵比寿様の像がお供えされる。

祭典後の食事では、鰯や鮪の刺身・大根・人参・鰯の切り身を和えた紅白なます、アラの味噌汁、小豆を炊き込んだ豆ご飯、お神酒が振る舞われる。これらには、漁師町ならではの華やかさがあり縁起の良さを感じさせる。食事の後は、恵比寿様から福をいただき新たな気持ちで漁に向かう漁師や縁起ものを片手に家路に向かう人々の姿があって、漁師町には欠かせない祭事となっている。



番号札と福引のくじ



縁起物の入った袋



鐘崎地区の恵比寿祭



授与される縁起物と竹笹、料理の振る舞い

(5) ^{おりはた}織幡神社春季大祭

ア 織幡神社

織幡神社は鐘崎地区の最も北にある佐屋形山に位置する地区の氏神で、宗像大社の境外摂社であり、地元では「シキハン様」と呼ばれ親しまれている。また、佐屋形山のある岬は「鐘の岬」と呼ばれ万葉集などの多くの歌に詠まれた名所である。織幡神社は延長5年(927)にまとめられた朝廷の年中儀式や制度を定めた「延喜式」にみられる式内社で、宗像郡内では宗像大社と織幡神社の2社であったことから、宗像大社に次いで格式の高い神社だった。

御祭神は武内大臣^{たけのうちのすくね}、志賀大神、住吉大神、天照大神、宗像大神、八幡大神である。主祭神は武内大臣^{たけのうちのすくね}(武内宿禰)で神宮皇后を助け三韓征伐を行った武人で、武内大臣は歴代天皇にお仕えし、寿命が尽きる時、鐘崎に戻ってこられ、この地に鎮座されたとされる。15世紀中頃に成立した『宗像大菩薩御縁起』によると、社名は、神宮皇后が三韓征伐の際に、宗像大社の神様が「御長手^{みながて}」という旗竿につけた赤白の幡を武内宿禰が織ったことに由来するとされる。社殿は3間社流造、銅板葺の構造で、境内には明治24年(1889)の改築時の石碑が残っている。

イ 織幡神社春季大祭

織幡神社で毎年4月16日に漁の安全と大漁を願って行われる春季大祭は、漁師たちの漁に対する思いが詰まった祭事である。この祭事は明治3年(1870)の神社帳に恒例祭として記載があるもので、100年以上の歴史がある。春季大祭ではお座が開かれ、遠方からの参加も含め例年200人程度が参加する。お座には鐘崎地区らしく漁業関係者の参加が多い。まだ辺りは暗闇の午前3時前から会場や料理など参拝者を迎えるための準備が進められる。午前4時半には当番区の神事があり、毎年、当番は鐘崎の6つの区が交代で受け持つ。お座に参加するには奉納金が必要だが金額は定められていない。名前と共に修めた金額が半紙に書かれ、境内の掲示板に貼り出される仕組みになっている。



織幡神社本殿



お座



奉納金の額と奉納者の名前が張り出される掲示板

午前5時から太鼓が鳴らされ音楽が鳴り響く中、本殿で参拝を終えた参加者たちは本殿下の会館でお座に参加する。お座では刺身などの海の幸を使った漁師町らしい食事の振る舞いがある。参加者たちは食事の際にくじ引きをし、宝船や福俵、熊手などが授与される。また、お座の参加者には「織幡神社 春季大祭」「大漁安全交通安全」「商売繁盛富貴長名」の札がつけられた熊笹が授与される。授与される熊笹は、毎年鐘崎地区の中原区で採られることになっている。夜が明けると神社近くのバス通りから参道の途中までの約 200mに渡り、大漁旗や船の名前と



境内の参道に立てられた幟

奉納者の名前が書かれた幟がずらりと立ち並んだ光景が広がる。幟は春季大祭のために奉納にされたもので、数多くの色々の幟から、この春季大祭に臨む漁業関係者の祭事を大切にしたいという気持ちがよく伝わる。また、織幡神社のお座は祭典を省略しないため、一番一番が長い。そこには神様の御利益を十分受けたという漁師たちの熱い気持ちが現れている。お座が終了し、春季大祭の神事が始まる頃には時計の針は午前 11 時を指している。神事では、宮司による祝詞奏上の後、20 名以上が玉串を捧げた後、春季大祭は終了する。

3. ^{はっしょくう}八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

(1) はじめに

本市南東部の最も内陸に位置する吉武地区は、西は市の中心市街地に向かって開け、北東南の3方を山々に囲まれている。地区の中央にはその南西にある倉久山付近^{くらひさやま}を源流とし、東西に本市を貫流する釣川が流れ、周囲には田園風景が広がり、農村集落が形成されている。

江戸時代には、唐津街道から分岐した赤間往還が吉武地区を通過して、北九州の木屋瀬へ向かっており、現在も旧街道沿いで近世の町家が建ち並ぶ姿をみることができる。このため、当時の人々は、街道を通る最新の文化や情報に触れることも多く、さらに、幕末には勤皇の志士である早川勇^{はやかわいさむ}を輩出することとなった。

この地区にある八所神社は、地元で八所宮と呼ばれ、崇敬され親しまれてきた神社である。この神社で毎年10月の2日間に渡って行われる秋季大祭は、この地域が一年で最も活気にあふれる祭事であり、中でも1日目の夜から2日目の深夜にかけて行われる御神幸祭には、300年以上の伝統とともに準備の段階から神社と人々が一体となって活動する姿がある。

(2) 八所宮

八所宮は吉留地区^{よしどめ}の宮ノ尾^{みやのお}に位置し、江戸時代には周辺の旧11ヶ村（吉留村・武丸村・富地原村・名残村・徳重村・石丸村・赤間村・陵巖寺村・三郎丸村・田久村・上畑^{いしまる あかま りょうげんじ さぶろうまる たく じょうばた}（現在の遠賀郡岡垣町）の総鎮守として大切にされてきた。現在は吉留地区と武丸地区を合わせた吉武地区の総鎮守となっている。

元禄16年（1703）『筑前国続風土記拾遺』には、由緒についての記載があり、神武天皇が東征の時、遠賀郡の岡湊^{おかのみなと}に馬を止め、薦岳^{つたがたけ}に立ち寄った際、八所宮の神様が赤馬に乗って現れ、永くこの地の守護神となることを誓ったことに由来すると言われ、その場所を赤馬と名付けたという。現在は、赤馬を赤間と表記し、吉武地区の西側に隣接する地区の名称になっている。また、神社の位置する吉留の呼称は、八所宮の神様は清浄なる地に鎮座されたので、吉き所に留められたことから吉留^よという言い伝えられている。神社には伊弉諾尊^{いざなぎのみこと}・伊弉冉尊^{いざなみのみこと}・泥土煮尊^{ういじにのみこと}・沙土煮尊^{すいじにのみこと}・大戸道尊^{おおとのじのみこと}・大戸邊尊^{おおとのべのみこと}・面足尊^{おもたるのみこと}・惶根尊^{かしこねのみこと}の四組八柱の神が祀られている。

社殿の造営記録については、江戸時代直前の慶長年間の記録が残っているが、現存する本殿は三間社流造、銅板葺の構造で江戸時代後期の特徴があり、18世紀中頃のものと考えられる。また、過去の境内の様子は明治31年（1898）の『大日本名所図録』内に収録されており、土塀や石垣、本殿



八所宮本殿



八所宮拝殿

左右の翼廊や舞台などが描かれ、現在も当時の建物が境内に残されている。そのほか、境内には崇敬者から奉納された江戸時代以降の灯籠などの石造品も多く、神社は地域に大切にされてきた。また、大正時代には地元を挙げて社格の昇格運動が行われ、その結果、昭和9年（1934）には村社から県社へ昇格した。

現在、本殿及び拝殿、土塀および石垣、鳥居が市指定有形文化財に、イチイガシ、トキワガキを主体とする八所宮の社叢しゃそうは福岡県の天然記念物に指定されている。

（3）八所宮周辺の市街地

吉武地区では稲作を中心とした農家が盛んであるため、農家住宅が多く、その住宅にはそれぞれ主屋・納屋・倉・隠居屋があつて、主屋の前庭を囲むように建物が配置されている。集落の後背には自然豊かな山々と前面には水田地帯が広がり、そこには昔ながらの農村集落の姿がある。また、地区を横断する赤間街道沿いには、時代を感じさせる近代の町家がまとまって立ち並んでいる。

このほか、八所宮の御神幸行列沿いには、享保2年(1717年)創業と伝えられている酒蔵、伊豆本店があり、母屋や酒蔵、煙突などの時代を感じさせる建物等が立ち並んでいる。ここでつくられた清酒は八所宮や宗像大社のお神酒としても奉納され、参拝者に振る舞われている。また、毎年行われている蔵開きでは、酒蔵で糟搾りと呼ばれる昔ながらの酒搾りが公開され、屋外には酒まんじゅうの蒸気と甘い香りが漂っており、地区内外からの多くの来訪者で賑わっている。なお、毎年の御神幸行列で八所宮の神様がお乗りになる御神輿は、江戸期にこの伊豆酒造から奉納されたものである。



赤間街道沿線の町家



稲作を中心とした農家住宅の多い吉武地区

(4) 御神幸祭の歴史

御神幸祭は御神体の御霊が神輿などにお乗りになって、行列と共に里にお下りになり、八所宮の神様が人々の暮らしをご覧になる祭である。神前には地元の米や野菜が供えられ、人々は五穀豊穡と無病息災を願う。吉武地区の年長者は「子どもの頃、お祭りの日は学校も休みになり、わくわくしながら硬貨を握りしめて八所宮へ行ったものだ」と語るが、この気持ちは現在の子どもたちも同じである。

19世紀はじめに編纂された『筑前国続風土記附録』によると、八所宮の御神幸祭は享保年間（1716～1735）には行われていたとされ300年以上の伝統を持つ。江戸時代、御神幸祭は旧暦の9月18日に行われていたが、現在は、10月の第三土曜から日曜の深夜にかけて行われ、二日目には氏子奉幣五穀豊穡祈願祭、弓道大会や子ども相撲大会などが奉納されており、2日間を通じ神社には多くの参拝者が訪れる。

御神幸行列は奏楽・獅子頭・獅子楽・神輿の行列に鉄砲・弓・刀・白羽熊・挟箱などを持った大名行列が加わる形をとる。行列は総勢200名余りの氏子で構成され、役割は伝統的に地区ごとに決められている。また、大名行列は、その昔、疫病が流行った際に、猿田・平山・松丸地区の人々が願い出たことによって始まったと言われている。なお、吉武地区に隣接する鞍手郡鞍手町の剣神社遷宮行列の中の名大行列は、明治時代になって八所宮を習って始まったとされ、鞍手町の無形民俗文化財に指定されている。

(5) 御神幸祭の準備

御神幸祭の準備は地区ごとに約2カ月前から進められる。御神幸行列中の獅子楽を担当する宮ノ尾地区や奏楽を担当する石井、石井原地区では平日の夜に地区の男性が公民館に集まり、笛や太鼓の練習を行う。毎年この時期になると、集落に響く笛や太鼓の音色によって地域住民は祭りが近づいたことを感じる。

大名行列を担当する猿田・平山・松丸地区では青年男性らによる「行列組」が組織されており、以前は数え年の44歳まで参加していた。現在、大名行列には代表や指導者である監督、小学校低学年から30歳前後の青年まで約50人が参加し、その役決めは、代表と監督、行列へ参加する30歳前後の年長者らが寄合によって行っている。また、行列の役割は年齢によって決まっていて、先頭の御鷹は年少者が、最後方の3役と呼ばれる草履取りと鉄箱は年長の青年が受け持っている。

なお、これまで大名行列への参加は伝統的に3地区の児童と青年に限られていたが、15年ほど前から担い手不足により吉武地区全体に参加者を募るようになった。参加者は親から子へ受け継がれてきた誇りを胸に毎年の大名行列に臨んでいる。



石井・石井原地区の奏楽練習



宮ノ尾地区の獅子楽練習

大名行列の練習は祭礼の2、3週間前から週末の昼間に八所宮で行われ、「地ならし」と呼ばれている。大名行列の動きには歩き方や手に持つ道具について代々決まりがあり、練習では監督や年長者たちが年下の者たちに自ら動きを交えながら、所作や心構えについて熱く指導する姿がある。練習が進むにつれ、指導される側の表情は次第に引き締まった顔に変化していく。練習の後には行列組の監督や青年たちは「テンプラ」をつまみに酒を酌み交わしながら反省会や当日の流れの確認を行い、本番に向けて意識を高めていく。この「テンプラ」は、こんにゃく、魚のすり身を揚げたものやちくわを大量の唐辛子で甘辛く煮込んだもので、毎年反省会の名物になっている。練習の裏では味付けの指導もみられ、この味も行列と共に世代を超えて受け継がれている。

御神幸行列には行列の通る道筋に結界として張られた^{しめなわ}注連縄も欠かせない。吉武地区では毎年9月中旬に注連縄づくり保存会のメンバーら約40名で注連縄づくりを行っており、2日かかりで新たに大小さまざまな注連縄約40本がつくられる。以前は、吉武地区にある城南ヶ丘以外の8地区の持ち回りで注連縄づくりを行っていたが、人手不足などの理由から平成24年に保存会を結成し、吉武地区全体で注連縄づくりに取り組むようになった。注連縄に使うワラは前年に刈り込み、天日干しで乾燥させたもち米を使う。もち米のワラが他の品種より柔らかくて縄を編みやすいという。注連縄は完成後、すぐに張替えられ、八所宮や御神幸行列沿いは、新たに神聖な場所として生まれ変わり、神様を受け入れる準備が整う。

また、祭りの1週間前の午前8時、御神幸行列の通る道筋や境内には一斉に大きな幟が立てられる。この幟立ては、立てる場所が属している各地区が毎年行っており、早朝から集まった地区の人々は、力を合わせて次々と旗を立ててゆき、作業を終える頃には周囲にはより一層祭りの空気が漂ってくる。

(6) 御神幸祭当日

御神幸祭の当日、境内には出店が立ち、夕方からは多くの参拝者で賑わう。境内には祭りを楽しみにしていた子供たちの姿も多い。境内の舞台では日暮れと共に地域の人々による演芸奉納が始まり、奉納が終わる



行列組による大名行列の「地ならし」



行列組の反省会で食される「テンプラ」



しめなわ
注連縄づくりの様子



しめなわ
注連縄の張替え作業



御神幸行列



御神幸行列のなかの大名行列

八所宮の神様を乗せた御神輿は八所宮へお戻りになると、御霊戻しの神事をもって御神幸祭は終了する。本殿に行列が戻るころには深夜2時を過ぎている。

(7) 御神幸祭の後

祭事後、拝殿では式典が行われ、子ども達による奉納相撲大会やお手玉大会が行われた後に終了する。御神幸祭終了後、行列組は、公民館に集まりこの地域で昔からよく食された鶏すきを囲んで反省会を行う。そこには鶏すきを囲みながら地域の伝統に誇りを持って毎年の祭事に臨み、次の世代に繋げて行こうとする青壮年たちが正面から積極的に祭事に向かい合う姿がある。

宗像地域では祝い事や来客の際、自分の家で飼っている鶏を使い料理するのが最高のもてなしとされてきた。この地域で鶏すきが食されてきた理由は諸説あるが、一説には、宗像に鉄道が開通した明治時代、「宗像卵」と呼ばれ関西などの都市圏へ向け鶏卵を盛んに流通させていた頃に始まったとも言われている。



鶏すき

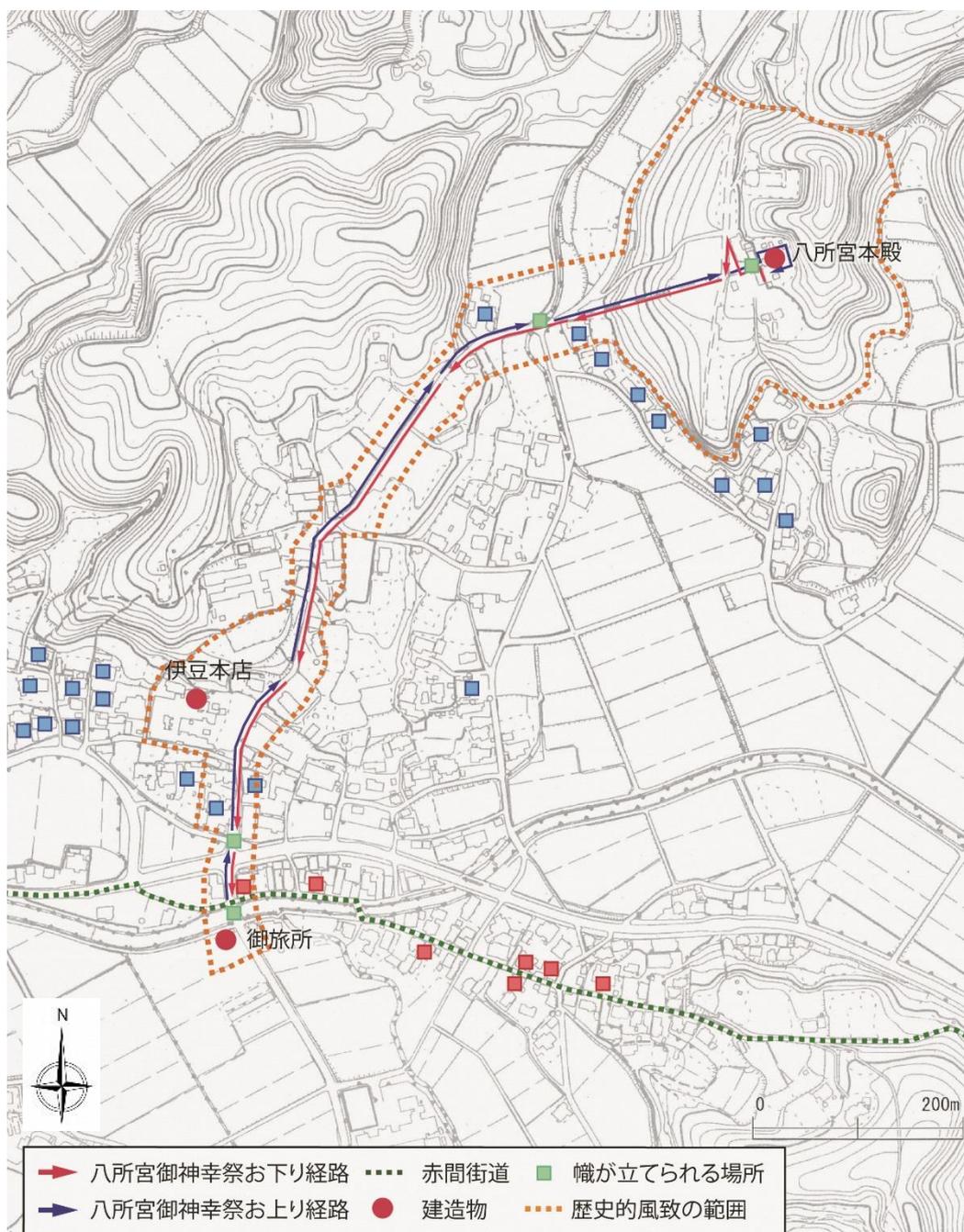
(8) まとめ

江戸時代に旧十一ヶ村の総鎮守だった八所神社は、八所宮の名で親しまれた、現在も吉武地区を中心に信仰されている神社である。境内には、本殿・拝殿や土塀・石垣などの歴史的建造物が残されている。

八所宮の周囲には田園風景と農村集落、赤間街道沿いには街道の面影を残すまちなみが広がっており、八所宮を中心に良好な景観が形成されている。300年以上の伝統を誇る御神幸祭は、準備の段階から八所宮とその周辺地域の人々が一体となり、毎年の里の恵みに感謝し五穀豊穡を祈る姿であって、良好な歴史的風致が形成されている。



拍子木の音に合わせて空高く突き上げられる
大名行列の白羽熊



八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致の範囲

4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

(1) はじめに

江戸時代、筑前小倉（北九州市）から玄界灘沿岸を通り、肥前唐津（佐賀県唐津市）を結ぶ唐津街道は、北部九州の交通と物流の大動脈として整備された。玄界灘沿岸の民衆が社寺参詣などで使用するだけでなく、福岡城から小倉へ至る道は福岡藩主が江戸への参勤交代の道として、福岡城から唐津方面へは、当時外国との窓口であった長崎警備のために通行する道として重要な役割を果たした。

市の東部に位置し、唐津街道が縦断する赤間地区は江戸時代に宿場町として整備され、以降も人や物資の集積地として大きく賑わった。現在も街道沿いには、街道に面する間口が狭いウナギの寝床と言われる奥に長い町家の区画が残され、古いまちなみが形成されている。街道沿いの軒を低くし、2階の窓を小さくした漆喰の白壁に瓦屋根の家々は、その外観から「兎造り」と呼ばれ、歴史を感じさせる。通りを歩き進むと、北に城山が見える。この風景は昔から変わらず、ここでは時代の息吹きが感じられる。

赤間地区では、街道の宿場町として栄えた時代から続けられてきた酒造をはじめとする生業や、賑やかだった時代から守り伝えられてきた祭事などの伝統が今も受け継がれている。



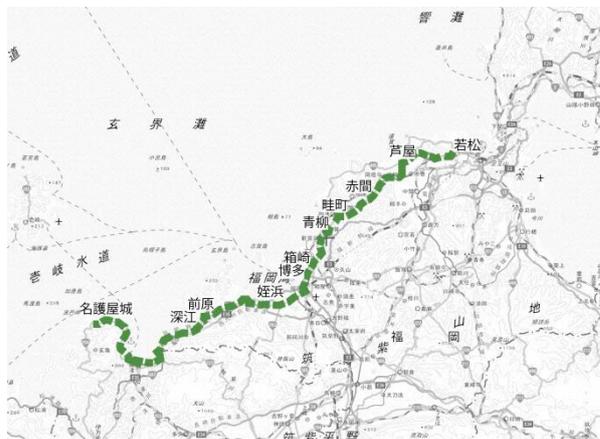
現在の赤間宿



赤間宿のまちなみ

(2) 唐津街道の歴史

本市は太宰府や博多から近畿に向かう交通の要衝にあり、古代から近世にかけて道や駅が整備されてきた。本市に見る最も古い道は、古代の官道で平安時代中期の「延喜式」にも記されている。この道は遠の朝廷大宰府から現在の遠賀郡まで至るのであった。駅家は古代官道の整備によって設置された人や物資の世話をを行う施設である。市内には津日駅と嶋門駅の間つひしまとに駅があり、大同2年(807)までに名所不明の駅があったとされる。その比定地は定かになってはいないが、宗像大社辺津宮付



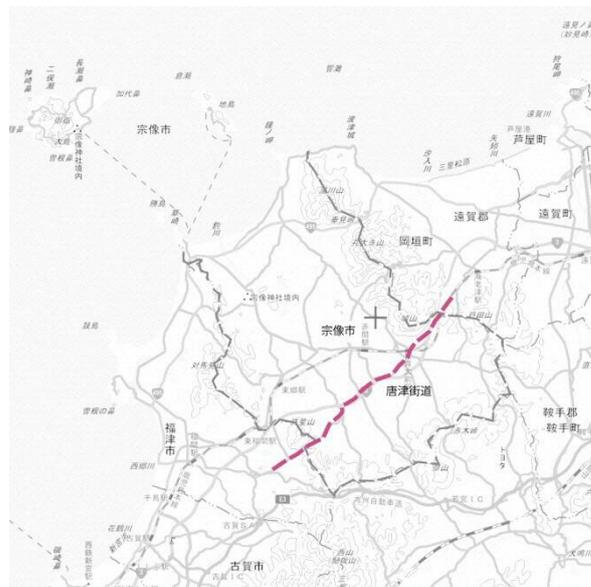
唐津街道(国土地理院地図を加工)

近や、沿岸部の鐘崎地区、赤間地区にほど近い吉武地区武丸が候補として考えられている。吉武地区の武丸大上げ遺跡からは、奈良時代の瓦や大型掘立柱建物が発見されている。福岡と北九州の境目にある城山の麓に位置するこの遺跡は、峠の入り口にあることから、交通の要衝に整備された駅とも考えられている。

また、中国の歴史書『三国志』の「魏志」倭人伝に記された末廬国と伊都国を通り奴国を結ぶ道と古代官道は唐津街道の前身と考えられる。この道は戦国時代に豊臣秀吉の九州平定や文禄・慶長の役のための軍事的な道として利用され、太閤道と呼ばれた。唐津街道もその道を基本に整備され、沿線には太閤にまつわる「太閤橋」や「太閤井戸」が残されている。

唐津街道は、豊前小倉の常盤橋を起点として若松（北九州市）－芦屋（遠賀郡）－赤間（宗像市）－畦町（福津市）－青柳（古賀市）－箱崎（福岡市）－博多－姪浜（福岡市）－前原（糸島市）－深江

（糸島市）を通るものだったが、明和年間（1768～1772）には、小倉－黒崎（北九州市）－木屋瀬（北九州市）と長崎街道を通り、木屋瀬から西へ分岐して遠賀川を通り赤間へと至る道（赤間往還）が多く利用されるようになった。



市内の唐津街道ルート(国土地理院地図を加工)

(3) 赤間宿の歴史

市の東部に位置する赤間地区は、江戸時代に福岡藩が整備した27の宿場町のうちのひとつ、赤間宿があった場所で、多くの人や物が往来し賑わった。赤間は若松・芦屋方面に向かう街道と木屋瀬へ向かう赤間往還の分岐点にあり、赤間と木屋瀬の途中からは福岡藩主の別館がある底井野へ向かう底井野往還も分岐していたことから、交通の要衝として栄えた。

また、赤間宿は芦屋・波津・鐘崎・神湊・勝浦・津屋崎・福岡の七浦から三里の場所にあることから「七浦三里」と言われ、商業・物流の中心として

も発展した。文化10年（1813）に赤間往還測量の折に赤間宿を訪れた伊能忠敬は「町並人家続き、家百五十六件」と『測量日記』の中で記している。また、19世紀初めに筑前の名所・風景を解説した奥村玉蘭の『筑前名所図会』にも多くの町家が描かれており、当時の賑わいぶりがよくわかる。

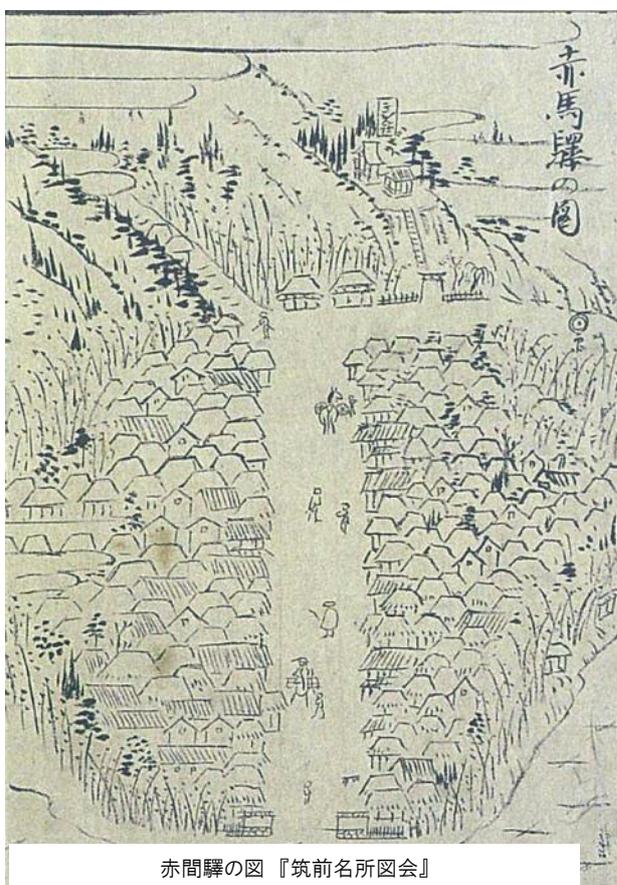
赤間宿の福岡方面から赤間宿へいたる場所には構口がある。構口は『筑前名所図会』にも描かれている。現在、その地点は「構口」という名称の交差点となり、当時の名残をとどめている。町筋は南北に緩やかに傾斜し、町茶屋、問屋場、旅籠、商家が立ち並んでいた。また、街道に面して往来する人々の喉を潤すため7つの辻井戸が掘られていた。宿場町の北側には法然寺と須賀神社があり、通りの中ほど



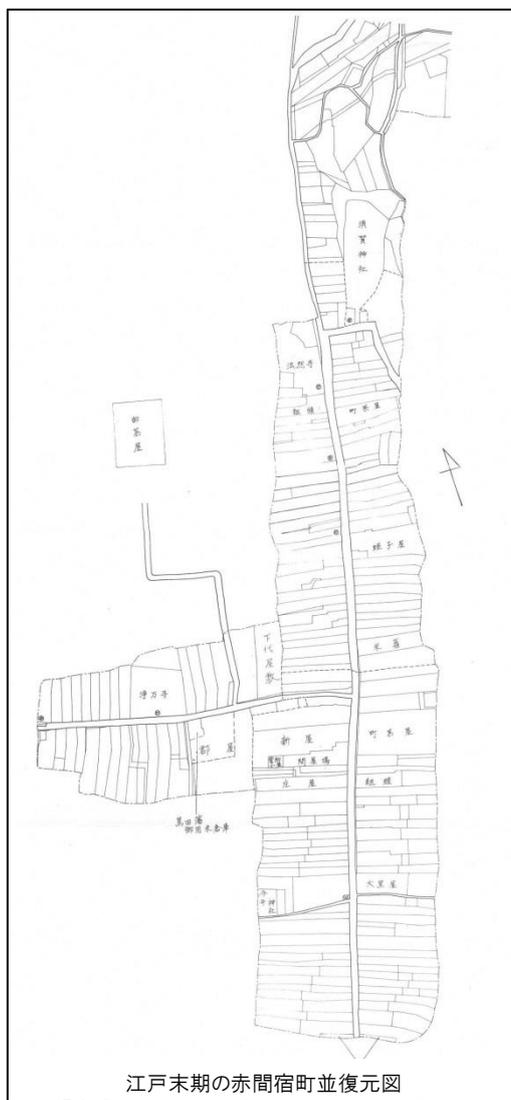
七浦三里(国土地理院地図を加工)

には西側に本町があった。本町には郡内村役人の集会所の郡屋や宿場役人の下代屋敷のほか、福岡藩御用米蔵などの公的施設が設けられ、現在の城山中学校グラウンドには、福岡藩二代藩主の福岡忠之の時代に藩主の休憩、宿泊のための御茶屋が設けられ、その姿は「赤間宿御茶屋絵図」（林家文書）に描かれている。また、赤間宿は動乱の幕末期、慶応元年（1865）に、都落ちした三条実美ら五卿が、太宰府へ向かう途中に一月程滞在したと伝えられており、法然寺横には「五卿西遷之碑」が残されている。

明治時代になると、赤間宿は最盛を振るった筑豊地域の炭鉱業の恩恵を受け、一带は江戸時代に引き続き賑わった。明治初期には、学校や警察署、郡役所など多くの公共施設が建てられ、宗像の中心地としての機能を果たした。当時は、様々な商店が軒を連ね多くの物資が集まっていたことから「赤間へ行けば花嫁道具が全部揃う」と言われるほどだった。



赤間驛の図 『筑前名所図会』



江戸末期の赤間宿町並復元図
『宗像市史』通史編第2巻古代・中世・近世を一部修正

（４）赤間宿の歴史的建造物

ア 出光佐三生家 国登録有形文化財（建造物）

赤間宿沿に東面する町家で、出光興産創始者出光佐三の生家。明治時代に賑わっていた頃の赤間宿の繁栄ぶりを物語る建物である。建物北側の棟を高く、南側の棟を一段低くする特徴的な構造で、屋根は棧瓦で葺く。外壁は漆喰で仕上げ、2階の窓には鉄格子をはめて重厚な造りとなっている。

出光家は代々染物業を営んでいたが、藍染めに使用する藍玉の卸商に転業、これを機に家屋が手狭となったため、明治26年(1893)に現在の建物を建築した記録が『出光家・松寿・千代』(昭和54年 出光興産)に残されている。出光佐三は明治18年(1885)に生まれ、幼少期を赤間で過ごし、明治42年(1909)に神戸高等商業学校を卒業、明治44年(1911)に現在の北九州市門司区で石油製品(主に機械油)を取り扱う出光商会を設立した。戦前は、石油の販路を東アジアに広げ、昭和15年(1940)に出光興産株式会社を設立した。戦後、石油業界に復帰し、石油の輸入・精製・販売の一環体制を整え、その後の会社発展に大きく貢献した。氏は晩年、宗像神社復興期成会を結成し、疲弊した宗像大社の復興に尽力した。また、幼少期に生まれ育った赤間の発展にも尽力し、赤間小学校への寄付や福岡教育大学の誘致などを行った。



出光佐三生家

イ 勝屋酒造店舗兼主屋 国登録有形文化財(建造物)

唐津街道赤間宿沿に東面する酒造業を営む勝屋酒造の店舗兼主屋。国登録有形文化財申請時の調査により建築構造や使用されている材料と意匠から、明治初期から中期にかけて建築されたとの所見が得られている。敷地をいっばいに利用して、店舗・主屋・酒蔵が建てられており、現在も利用されている。屋根を棧瓦で葺き、外壁は漆喰で仕上げ、1階左手に格子をはめ、2階に格子窓を2つ設けて外壁の隅部を化粧の切石で飾るなど、通りを意識した外観となっている。勝屋酒造は、寛政2年(1790)創業と伝えられ、現在の当主は7代目である。



勝屋酒造

ウ 須賀神社

唐津街道と赤間街道が分岐する赤間宿の東端に位置する。赤間宿に住む人々の氏神様のひとつで、地元では通称祇園さんとして親しまれており、素戔鳴神すさのをのかみと事代主神ことしろぬしのかみが祀られている。儒学者の貝原益軒によって編纂され元禄16年(1703)に藩主に献上された『筑前国統風土記』には、須賀神社は石丸地区に所在する七社神社ななやしろから遷したとの記録がある。昭和3年(1928)に村社になった。本殿は大正年間に再建されたものである。境内裏には、水神社、貴船神社、大神社、菅原神社、恵比寿神社、須賀神社が境内社として祀られている。昭和17年(1942)の神社帳にこれら境内社の記載があり、赤間宿の各区から遷されてきたものとされる。このほか、境内には江戸時代に掘られた辻井戸や明



須賀神社

治時代の鳥居があって時代を感じさせる。ここでは、毎年7月に祇園祭と12月に赤間あびす座が行われている。

エ その他の歴史的建造物

その他、赤間宿には明治時代の町家や、猿田彦神社、今井神社、金毘羅社、大国主社、青木神社などの神社、法然寺や浄万寺といった寺院などがあり、唐津街道の宿場町として栄えていた頃の様子を伝える歴史的建造物が数多く残されている。そこでは、江戸時代からの祭りや信仰が連綿と続けられている。



今井神社



猿田彦神社

(5) 赤間宿における生業・祭事

ア 酒造り

赤間宿は城山の麓にあり、良質な水に恵まれた場所に立地している。宿場内には、共同の井戸である7つの辻井戸が掘られていたが、その中の須賀神社境内、浄万寺境内下ノ番田町入口の井戸は昭和30年代まで辻井戸として機能していた。

赤間宿の中心付近に位置する勝屋酒造は良質な水を利用した蔵元で山本善市が勝屋の屋号を名乗り、寛政2年(1790)に操業したと伝えられる。4代目の山本弥五郎が当主であった明治6年(1873)、筑前竹槍一揆で酒蔵が被害にあい、唯一、一時酒造りを中断せざるを得ない状況があった。しかしその後、酒造りを再開し、現在まで受け継がれ、現在の当主で7代目となっている。明治5年(1872)に刊行された『福岡県地理全誌』には、赤間で酒造りを行っていた3つの蔵のひとつとして記載をみることができる。また、勝屋酒造の「櫛の露」の銘柄は、宗像大社辺津宮境内に植えられた御神木「櫛ノ木」を由来とするもので、宗像大社の神酒として参拝客に振舞われている。「櫛ノ木」の傍らにひっそりと建てられた永代献酒の誓碑は、宗像大社への信仰の篤さを物語っている。このほか宗像大社にちなみ、大島の中津宮の神水で仕込まれた「沖ノ島」の銘柄も有名である。



宗像大社辺津宮の御神木の傍らに立てられた
永代献酒の碑

酒造りは、毎年10月中旬頃から仕込みが始まり、12月半ばには新酒が完成しはじめる。酒造りには水が重要で、勝屋酒造では、敷地内にある酒造りに適した2つの井戸の水が使用される。このうちの1つは創業以来使われている素掘りの井戸である。杜氏たちは良い酒をつくるために、仕込み中は麹やもろみの温度を0.1度の単位で調整しながら酒造りを進める。毎年2月の第4日曜日にある蔵開きでは、新酒が振る舞われ、酒蔵は新酒を待ちに待った多くの人々であふれる。また、近年では、蔵開きに合わせて赤間宿まつりが開催され、街道沿いに多くの出店が並ぶ。この日の赤間宿一带は身動きが取れないほど歩行者であふれる。



イ 赤間祇園祭

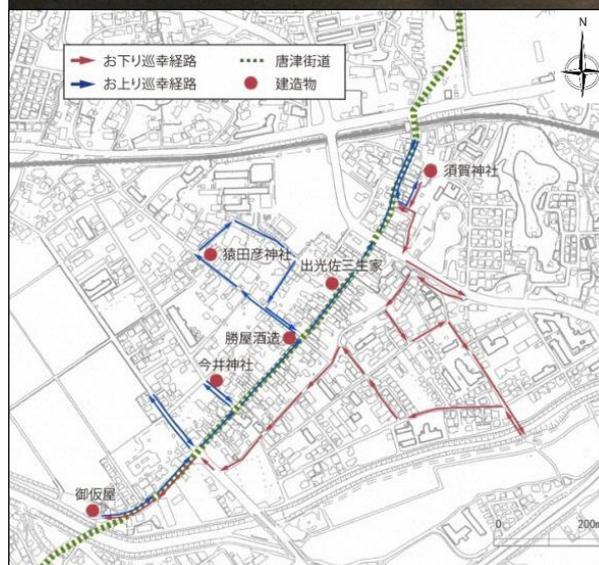
赤間祇園祭は須賀神社の神様が赤間宿の中を行幸される祭事で、約400年の歴史を持ち地域の人々が「疫病退散・家内安全」を祈る大切な伝統行事となっている。昭和20年(1945)に刊行された『福岡県神社誌』には、赤間祇園祭について「毎年7月14日より15日夕に渉り神幸式あり、所謂赤間祇園祭なり。赤間区内より選ばれし青壯年前日来潔斎をなし神心一体となり、素戔鳴神の荒び給う形相をなし荒々しき事かぎりなし、然れ共一人の負傷者をも出さざるは実に不思議の感を起こさしむ。また、茅の輪を作り大鳥居に張り、神輿を先頭に一同之をくぐる。依りて輪越祭とも云う。」と記載がある。

祭事で使われる獅子には天保6年(1825)銘の墨書が刻まれ、長い歴史を物語っている。赤間祇園祭では、暴れ神輿が街道沿いの家々に突っ込む姿がある。これは、この時期に一斉に各地で行われる祇園祭の様子とは異なり、この地域特有のものである。赤間

祇園祭は平成のはじめ頃までは7月14～15日に行われていたが、現在は直近の土日に行われるようになった。また、近年では時代を反映するように地域住民の交流や親睦も目的のひとつとなっている。

町内ごとに役割が決められ、毎年持ち回りで役を担う。神輿係、楽係、小道具係、御仮屋係、土俵係があり、道具の整備や注連縄づくりなど、役割ごとに準備が進められる。

1日目の祭事は午後7時30分から須賀神社の神前で御祭神を載せた御神幸行列が須賀神社を出発することから始まる。行列は神職と区長を先頭に、賽銭持ちや御獅子様などの小道具係、笛や太鼓を担当する楽係、赤間祇園神輿、最後に御供提灯が続く。お下りは、東側町裏の人家を通過して辻田橋横の御旅所までの巡幸経路をとる。暴れ神輿で名高い赤間祇園神輿が巡幸経路沿いの民家の玄関に向かい「祝い



御神幸行列巡幸路

めでた」を唄い、鈴を鳴らしながら打ち込む様子は圧巻そのものである。この日、御仮屋に到着した御祭神はここで一泊される。

2日目は祭典の後、午後7時30分にお上りの御神幸行列が御仮屋を出発することから始まる。前日に続き、暴れ神輿が各家に勇壮に突っ込む度に、見物客から大きな歓声が沸き上がる。御神幸行列は途中、赤間宿内の今井神社、猿田彦神社に立ち寄り、途中数回の休憩をはさんで午後12時近くに須賀神社に到着し、拝殿に神輿を安置して赤間祇園祭は終了となる。

ウ 赤間ゑびす座

恵比寿は、大漁・豊作、商売繁盛につながる日本人にとって身近な招運来福の神で、商業や交通網の発展に伴い、交通の要衝や宿場町へと全国的に広まった。明治時代以降、恵比寿祭は商店街の歳末大売出しの催し物にも発展し、昭和期には赤間宿沿いの商店街でも12月に恵比寿大売出しが行われていた。この時には、赤間の商店だけでなく博多などの商店も出店するなど、多くの買い物客で賑わい、買い手は宗像だけではなく、炭鉱で活気があった、筑豊地方からも集まっていたという。また、福引も行われ、良い景品が当たった時は鐘を鳴らして当たった人の名を赤間中に宣伝していた。

赤間ゑびす座は、商売繁盛を祈願して12月の第1日曜日に須賀神社拝殿で行われるお座である。赤間区には明治41年(1908)の『蛭子座準備帳』が残されており、50年以上の歴史がある。赤間ゑびす座は、平成のはじめ頃までは「3日えびす」として毎年12月3日に行われていた。参加希望者は事前に「座券」を購入し、当日、座を決める番号札と交換する。一番座に座ると縁起が良いとされ、神社には地域の人々が早朝から並んで開座を待つ姿がある。当日は早朝、神社関係者や代表者による祭典の後、午前5時30分から一番座が始まる。24人を一座として、午前10時の閉座までに15前後が開座される。お座では、紅白餅とスルメ、昆布が配られ、「エイッ エイッ」の掛け声で打ち込みの拍手の後、お祓いと神酒をいただく。その後、来年の運勢を福引で占うが、参加者たちはその結果に一喜一憂する。一等を当てた参加者はお託宣として恵比寿様の掛軸と御神酒をもらえる。そのほかの参加者にも縁起物の景品が配られ、空くじはない。戦時中は福引が中断されていたという。この日は地区のあちこ



ゑびす座参加者で賑わう須賀神社



神社関係者や代表者による祭典



蛭子座準備帳

ちで縁起物を片手に笑顔で家路につく人々の姿がある。また、この地区では一等を当てた参加者は、昔から家に帰って近隣の人々を招き幸運のおすそ分けをする習わしがある。

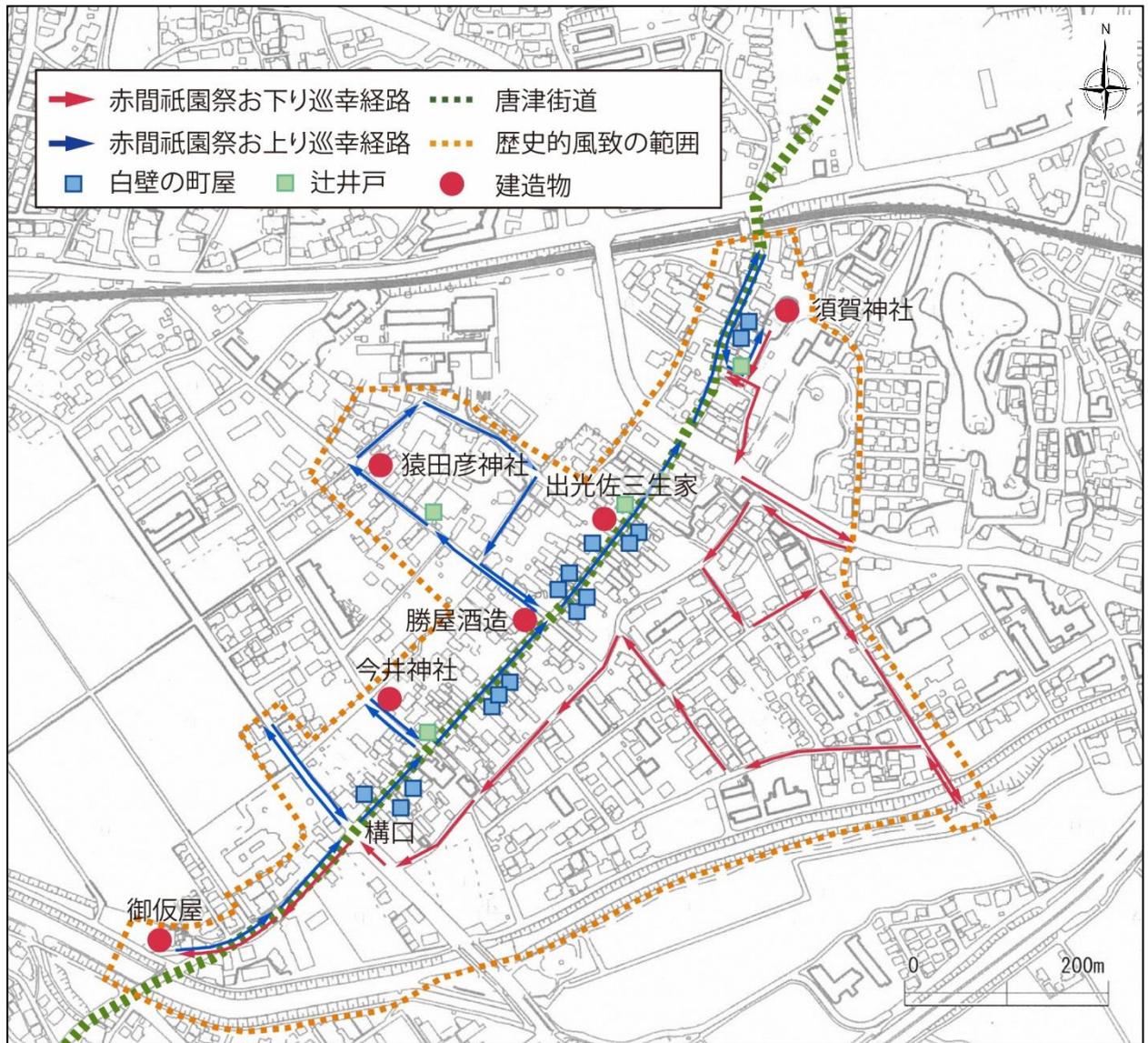
(6) まとめ



赤間ゑびす座ではさまざまな縁起物が配られる

市東部に位置する、江戸時代に赤間宿が整備された一帯は、福岡と北九州を分ける山並みの麓にあり、沿線には辻井戸が点在し、間口が狭く奥に長い敷地に趣のある商家や町家が立ち並び、人々の信仰や活動の拠点となった社寺がある。市域の中でも歴史的建造物が集中的かつ良好に残されており、活気があった頃の息吹を感じることができる。現在、赤間宿周辺には、江戸時代に宿場町として栄えた頃の歴史が基盤となって市街地が形成されている。江戸時代には、唐津街道を人や物資、情報が幾度となく往来し、この地域は大きく発展した。明治代には市域を横断する鉄道（現鹿児島本線）が開通し、昭和50年代に街道に平行して国道3号線バイパスが開通したことで、都市圏へのアクセスの利便性が高くなり、街道沿線の市街化が進んだ。現在、唐津街道は、市民の生活道路としての役割を果たしている。

ここでは、江戸時代から続く酒造りなどの生業をはじめ、赤間祇園祭やゑびす祭をはじめとする祭事などの伝統や活動が今もなお息づいており、歴史的に価値の高い建物と人々の活動が一体となった維持向上すべき歴史的風致がある。



唐津街道赤間宿にみる歴史的風致の範囲

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

我が国においては、地下に埋もれていて価値が顕在化していない埋蔵文化財については、知らないうちに破壊されるといったことが起きないように保護の仕組みがある。しかし、地上にある歴史文化資産については、一部の文化財のみが指定や選定、登録を受けて保護されている以外は、文化財として保護されるべき価値があっても適正に評価されないままに、喪失する場合がある。

本市には、歴史的風致を維持向上する建造物として、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社沖津宮遙拝所、鎮国寺、恵比須神社、八所宮、唐津街道赤間宿の町屋などが存在している。このうち、歴史的、文化的に価値の高いものについては、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例によって、その保護に努め、また、地域の自然、歴史、文化などからみて景観上の特徴を有し、良好な景観形成において重要な役割を果たすものについては、景観法に基づく景観重要建造物の指定に向けた調査・検討を行うなど、その保全に向けた取組みを進めている。

しかしながら、文化財行政又は景観行政の観点から保全・活用の対象となる歴史的建造物は、市内に存在する膨大な数のごく一部にすぎない。特に民間所有の歴史的建造物については、老朽化による破損や耐震上の問題により修理が必要なものが多数存在するにもかかわらず、所有者の高齢化や相続等の問題により十分な管理・活用がなされないままになっているものが見られる。さらに、所有者等の理解が得られず、調査も行われることなく、その価値が認識されないまま取り壊される建造物等も存在し、今後も歴史的建造物の滅失が懸念される。歴史的建造物はその適切な維持管理に多くの手間や費用がかかる。近年では、ふるさと納税やクラウドファンディング等の仕組みを活用した保全の取組みも全国で展開されつつあるが、本市では所有者等に対する維持管理の負担の軽減等の支援が不足している。指定文化財についても、同様に老朽化や後継者不足など建物の保存に関する課題に直面しているケースが少なくない。歴史的風致の重要な要素となる社寺についても、規模が大きいこともあり、多額の修理・修繕費用を要するため、老朽化が進んでいるものが多い。指定文化財であっても、境内の土塀の崩壊や石垣の孕み(変形)の進行により、近寄りが制限されている状況のものもある。このほか、歴史的建造物の多くは木造であり、火災や地震等の自然災害への脆弱性や、放火や盗難等に対する対策なども課題である。

また、市が所有する歴史的建造物についても、老朽化に伴う耐震化やユニバーサルデザイン化への対応等の課題を抱え、十分な公開活用ができていないものもある。



崩壊した箇所がみられる八所宮の土塀

(2) 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する課題

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の緩衝地帯については、各種法令によって手厚く保護されているが、その他の地域については方法がなく、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の保全にどう取り組むべきかという課題がある。

また、歴史的建造物の周辺においては、これらと調和しない屋外広告物や電柱電線類、道路の附属施設や、参道の劣化などによる景観の阻害や、社叢の荒廃などが歴史的風致の魅力を減退させる要因になっている。

さらに、歴史的建造物自体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物の空き家化による景観阻害や跡地が中高層建築物や駐車場へ転用される事例も見られることで、優れた眺望景観やまちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持向上を図ることができない。具体的には、電柱電線類等の景観阻害要因については、宗像大社（中津宮・辺津宮）や沖津宮遙拝所の周辺、みあれ祭の陸上神幸、八所宮の御神幸祭の経路等にもみられ、華やかな神輿や行列等の後ろに電柱や電線が写り込み、歴史的風致の魅力を減退する要因になっている。

このようなことから、屋外広告物については、平成 27 年（2015）より宗像市屋外広告物条例を施行し、特に宗像大社周辺等についてはより厳しい制限を設けているが、既存不適格物件については、更新時期を迎えるまで現状のまま表示や設置を認める経過措置を設けているため、現在の基準に適合していない広告物が数多く残されている。簡易な違法広告は市民と市が協働で撤去し、それ以外は市が適宜指導し是正しているが、重要な歴史的建造物周辺や御神幸経路の屋外広告物の撤去・修景が不足している。



宗像大社辺津宮周辺の電柱電線類

（３）歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する課題

社会的な背景の変化等に伴い、祭礼等の伝統行事や伝統産業の必要性が薄れ、行われなくなったものもあるが、長い歴史の中で形を変えながらも現在に受け継がれ今も営まれているものが市内の各地で数多く見られる。特に価値の高い祭礼等の伝統行事については、文化財の指定等により保護が図られてきたが、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な支援等の対策が講じられなければ失われてしまうおそれがある。具体的には、八所宮の御神幸祭をはじめ地域に根付いている伝統行事等の多くは、高齢化による担い手の減少をはじめ、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、その保存・継承・伝承が困難になりつつある。住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては参加者を限定して行っていた行事の門戸を広げて実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられるが、様態の変更により、それらの持つ本来の意味が失われてしまうという課題も持っている。

全ての活動の主体は人であり、その存続は地域住民の手に委ねられている場合が多い。これら伝統行事の継承に取り組む各種団体等の活動を活性化するような効果的な支援の仕組みが十分でないことも大きな課題となっている。

（４）歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する課題

市内には、極めて価値の高い文化財と併せて、地域においてのみ認識されている歴史や伝統を色濃く反映した建造物や祭礼等の歴史文化資産が数多く存在する。「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」とは、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能や民俗

技術等であり、その多くは地域の人々の生活の一部として日々の暮らしの中に溶け込んでいる。しかし、これらは、身近な歴史文化資産であるにもかかわらず、学術的な調査や検証が不十分な面もあり、その価値や魅力に多くの人が気づいていないものも多い。また、それらのなかには、高齢化による担い手の減少をはじめ、経済事情やコミュニティの希薄化など様々な要因によって、いつの間にかなくなってしまった風俗慣習などが存在していたことも事実である。

そこで、忘れ去られて、消え失せてしまうおそれのある歴史文化資産などに光を当て、改めてその価値や魅力に触れ、知ることで、市民が身近な地域の歴史文化に関心を持ち、その価値や魅力に気づき、理解を深め、誇りと愛着を育みながら、自ら積極的かつ主体的にまちづくりに活かしていけるかが課題である。見方を変えれば、総括的な調査や研究が不十分であるがゆえに、市内のどこにどの程度の歴史文化資産が存在し、どのような状況に置かれているかなどの全体像が把握できておらず、見出されていないものが相当数眠っているものと推測されるため、これらの資産を掘り起こすことが課題である。

一方、これまでの調査や研究により、価値が確認されている文化財については、ホームページや広報、歴史文化を総合的に扱っている「海の道むなかた館」での展示など、様々な媒体や機会を通じて、その価値を市民や来訪者に発信してきているが、わかりやすく親しみの持てる内容、また、近年の新たな調査結果を十分反映した内容とはなっておらず、さらに、個々の歴史文化資産の背景にある宗像の歴史文化のストーリーを発信する場や機会も不十分なことが大きな課題となっている。

(5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する課題

本市は、数多くの歴史文化資産に恵まれているが、その多くは歴史や伝統の価値が十分に認識されておらず、市民の誇りと愛着の源泉となることはもとより、本市の魅力を高め、地域活性化や観光振興に寄与する可能性についても理解が十分とは言えない。

地域活性化や観光振興を通じて、市民や来訪者が歴史文化資産の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらう必要がある。また、それぞれの場所に「点」として存在しているこれらの資産がネットワークでつながっておらず、さらに本市の歴史的風致を構成する要素である歴史的建造物や伝統的な活動等、それぞれ単体としてはあっても、相互に関連して行われることが少ない現状にある。しかし、個々のいわれを辿ると歴史文化資産相互の関係性が見えてくる場合があるため、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、宗像の魅力を「面」としてわかりやすく体験して感じられるような環境づくりなど来訪者の受入環境の整備が不足している。

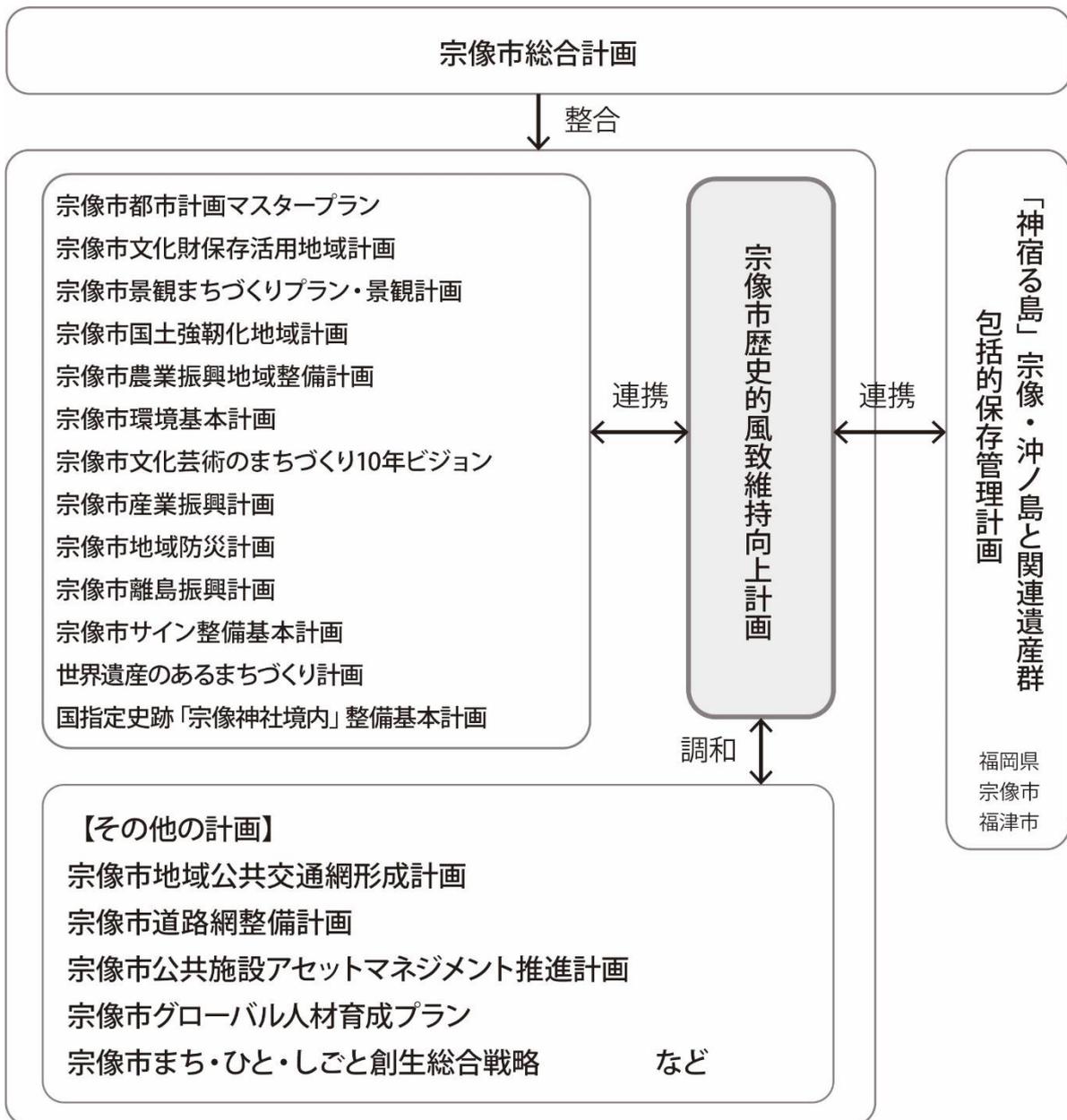
今後、市内の歴史文化資産を巡る新たな周遊ルートを開発するにあたり、個々の歴史文化資産と関連する歴史文化資産を示すサインや地域の歴史文化を理解するための解説板等が不足している、統一感に欠けている、老朽化しているなど量的にも質的にも不十分であり、地域によっては、自動車等の往来により安心して散策できる歩行者空間が確保されていない。このほか、周遊するのに必要となる駐車場の不足や観光バスの入れない狭い道路等もあり、駐車場やアクセス道路の確保に加えて公共交通の利用促進も課題となっている。また、歴史的風致を構成している唐津街道赤間宿は、幹線道路の抜け道として利用する車両の通行もあり、歩道が設置されていない生活道路や歩道幅員が狭い道路では、歩行者に対する安全対策も課題となっている。なお、空き店舗や空き家の増加により、賑わいが衰退し地域の活力向上を妨げている。地域づくりには、その担い手である地域コミュニティの基盤強化が不可欠であり、その決め手となるのは人材であることから、新たな時代を先導する地域リーダーの確保とそれを引き継ぐ広範な人材育成が課題となっている。

2. 上位関連計画の状況と関連性

本市では総合計画や都市計画マスタープランなどを時代に即して改定し、さらに景観まちづくりプラン・景観計画、環境基本計画などの各種計画を時代の変化やニーズに合わせ策定している。

このため、本計画は、総合計画を最上位計画とし、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を明らかとする都市計画マスタープランや文化財の保存と活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画、その他の各種計画と連携・調和を図り、自然・歴史・文化など歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する具体的な計画として位置付ける。

図 歴史的風致維持向上計画と上位関連計画の関係



(1) 宗像市総合計画（平成 27 年（2015）3 月策定 後期計画 令和 2 年度～）

本市における行政運営の最上位計画で、計画期間は平成 27 年（2015）度から令和 6 年（2024）度までの 10 年間。市民憲章を踏まえ、にわたる本市の目指すべき姿を、将来像「ときを紡ぎ躍動するまち」としている。また、将来像の考え方として「人・まち・自然が共生するまち」「人がつながり躍動するまち」「歴史文化を継ぎ育むまち」と示されるなかで、「歴史文化を継ぎ育むまち」では、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、何世代もの先人により守り引き継がれてきた歴史文化を世代を超えた共有の財産と捉え、次世代に引き継いでいくことを目指すことが謳われている。令和元年度には、前期 5 年間の取組みを総括し、後期 5 年間の具体的な取組方針・内容を示すために後期基本計画を策定し、持続的な自治体運営を目指すため、SDGs の視点を取り入れている。

将来像

ときを紡ぎ躍動するまち

将来像の考え方

- 人・まち・自然が共生するまち
- 人がつながり躍動するまち
- 歴史文化を継ぎ育むまち

人・まち・自然が共生するまち

“人*とまちとの共生”とは、人がまちを育み、そしてまちの中で人がいきいきと暮らし、元気に活躍していることを言います。

“人と自然との共生”とは、人が自然環境を守り、その自然から心とむらさきや「山の幸」、「海の幸」といった恵みを与えられていることを言います。

“まちと自然との共生”とは、海、川、山、田などの豊かな自然と、住宅地としての都市の機能が調和していることを言います。

宗像市は、まちの魅力をさらに高め、豊かな自然を実感でき、人とまちと自然とが互いに共生し、調和が保たれているまちを目指します。

人がつながり躍動するまち

人がつながることは、市内・市外にかかわらず、人と人とが対話することで共感し、協働することで新たな想像や創造を生み出し、まちを成長、成熟させていきます。

本市は、アジアを見据えた都市づくりを行っている福岡市、北九州市高政令市の中央に位置し、JR鹿児島本線や国道3号という九州の大動脈を通じて多くのヒト、モノ、カネ、情報が行き交う立地に恵まれた地域条件を活かし、市外の人や他の自治体との交流や広域連携を進めることで、まちを躍動させます。

宗像市は、市内の人（市内の多様な担い手）と共に、市外の人とも連携を進め、存在感があり、躍動するまちを目指します。

歴史文化を継ぎ育むまち

本市には、二千年にわたる歴史があり、沖ノ島や宗像大社などに代表される歴史とともに、守り引き継がれてきた歴史文化があります。それらの歴史文化は、世代を超えた共有の財産でもあります。何世代もの先人が引き継いできた歴史文化を、次世代に引き継いでいきます。

さらに、歴史文化を次世代に引き継ぐだけでなく、新たな文化を生み出し、次世代に残していきます。

宗像市は、貴重な歴史文化を誇りとし、次世代へ引き継ぐとともに、新たな文化を生み出すまちを目指します。

(2) 宗像市都市計画マスタープラン（平成 27 年（2015）5 月策定）

都市計画区域の拡大や市街地整備等の諸施策に取り組むため、平成 19 年（2007）5 月に「宗像市都市計画マスタープラン」を策定したが、その後、少子高齢化の進展や大規模住宅団地の老朽化などが一層顕著となり、安全で快適に暮らし続けられる生活環境の維持が困難になりつつあるという課題が生じたため、平成 27 年（2015）に、本市が目指すべき都市像の実現に向けての道筋を示した「第 2 次宗像市都市計画マスタープラン」を策定した。

「第 2 次宗像市都市計画マスタープラン」では都市づくりの課題に適切に対応していくため、3つの視点を示している。

1. 自然、歴史などの環境と共生し、持続的発展が可能な都市づくり
2. 既存ストックを有効に活用し、質を高めることにより、市民誰もが暮らしやすい都市づくり
3. 人と人の連携を強め、自律した地域コミュニティのある都市づくり

以上を踏まえ、都市づくりの理念を「宗像版集約型都市構造の形成」として、現在まで築かれた既存ストックを有効に活用し、本市にふさわしいコンパクトで中味の充実した良質で暮らしやすい都市づくりを市民・事業者・行政の協働で進めている。

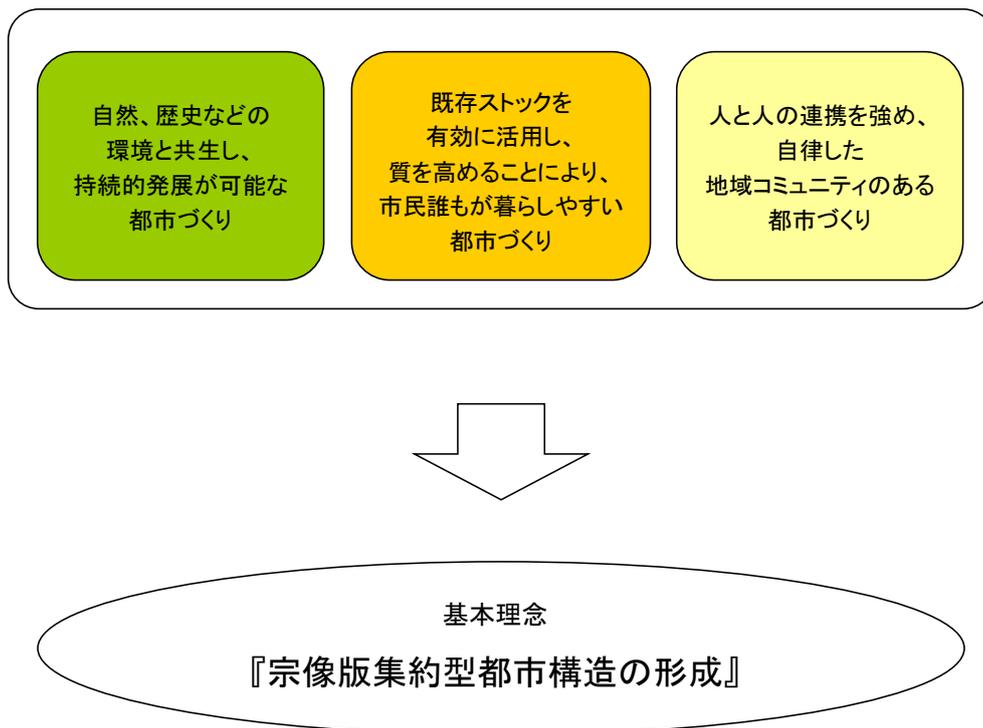
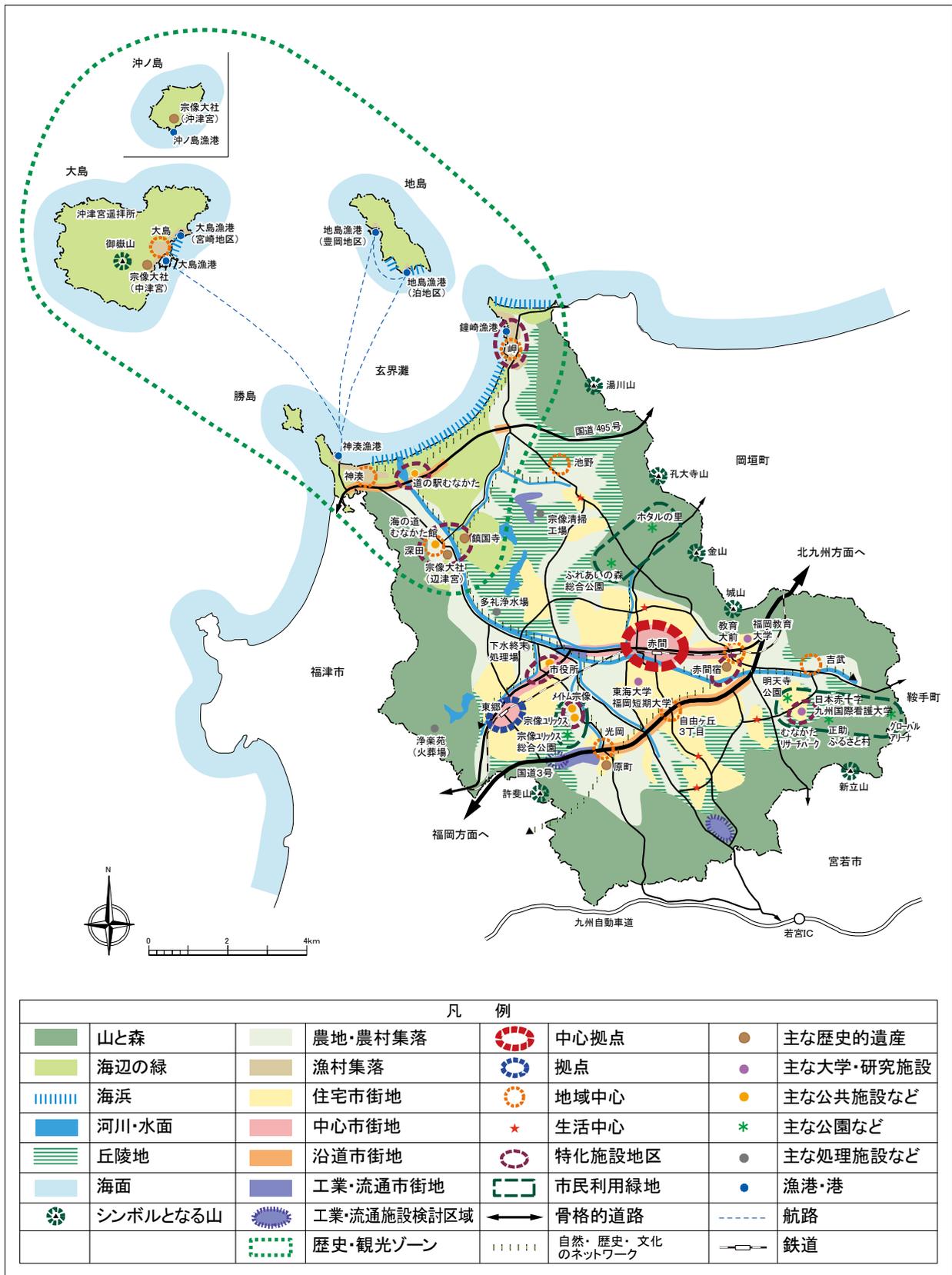


図 全体構想(資料:第2次宗像市都市計画マスタープラン)



(3) 宗像市文化財保存活用地域計画（令和3年(2021)7月16日認定）

「文化財保護法」に基づき、文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「宗像市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画と言う）を作成し、文化庁長官の認定を受けた。計画期間は令和3年から令和13年までの10年間とし、地域計画では、従来の「文化財」の概念や類型を包括し、指定・未指定文化財を含めた本市の歴史・社会・自然を反映した次の世代に受け継ぐべき「ばしょ」「もの」「こと」「ひと」を「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象としている。また、本計画の4つの歴史的風致の範囲を歴史文化遺産保存活用区域として設定し、歴史文化遺産の保存と活用の取組を積極的に実施し、得られた効果を全市的に広げるモデル地区として位置付けている。そのほか、世代に確実に継承するための将来像や、将来像実現に向けた4つの考え方や基本方針を定めるとともに、計画期間中の重点的な取組として、「地域との協働」、「幅広い分野の調査研究」、「保存意識醸成や地域課題の解決につながる事業の展開」、「歴史拠点施設の機能強化と地域とのネットワーク形成」などに関する具体例が記載されている。

図 宗像市の歴史文化遺産

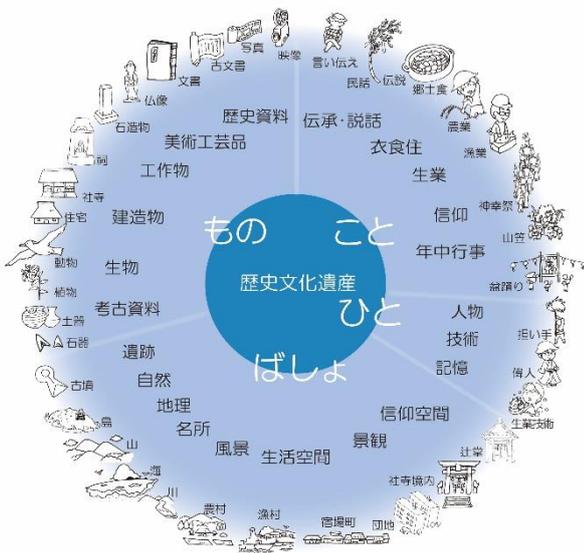


図 歴史文化遺産保存活用区域の位置と範囲

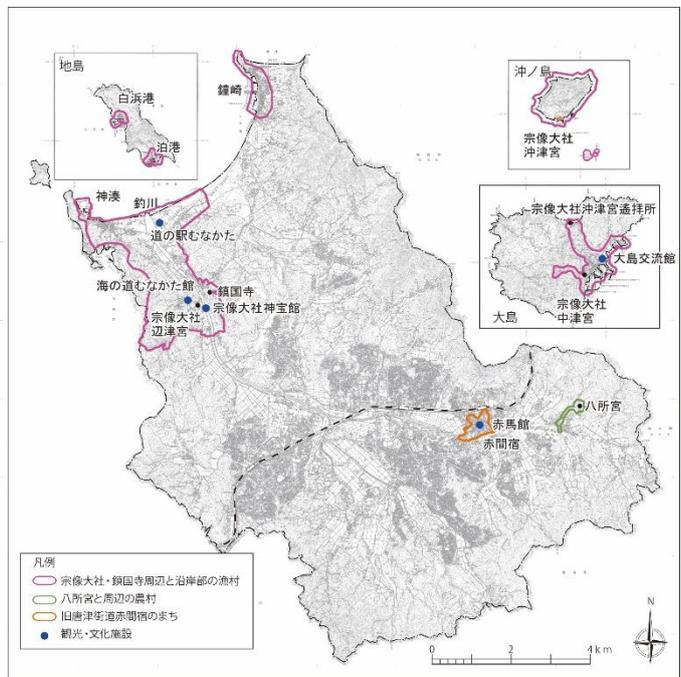
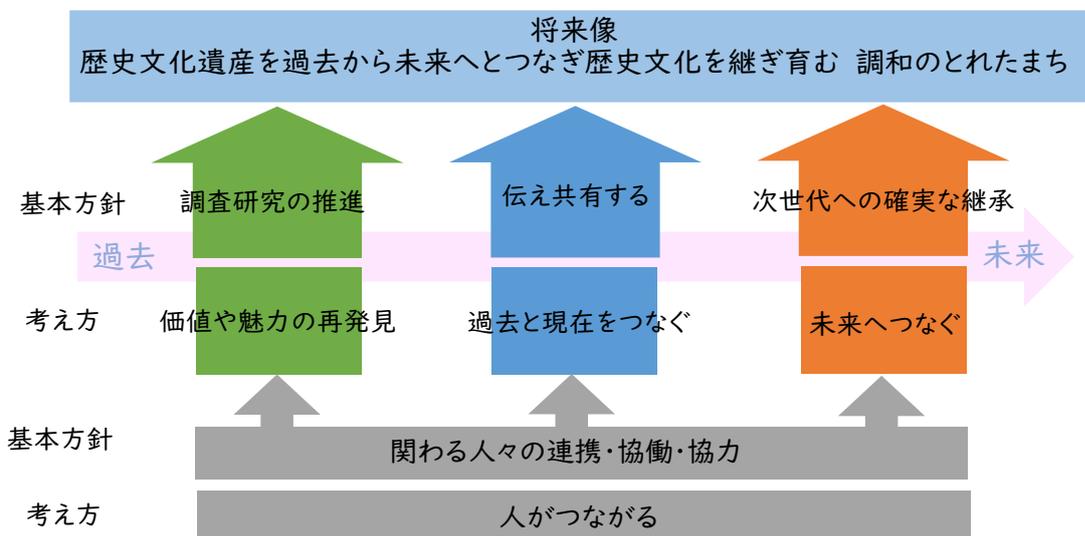


図 宗像市の目指すべき将来像と基本方針の関係



(4) 宗像市景観まちづくりプラン・景観計画（平成 26 年（2014）7 月策定）

市民の財産である景観を守り育て、市民全体で共有できる景観まちづくりに関する方針を明示し、それを担保するルールづくりを行うため、景観まちづくりにおいて今後目指すべき姿やそれに向けての目標及び方針を総合的に定めた計画。

景観まちづくりの実践にあたっては、市民参加のもと、個別の景観要素の魅力向上と全体のつながりの中での魅力向上の両輪で取り組む必要があり、本プランでは以下の理念を本市の景観まちづくりの目指す姿として掲げている。

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を
市民全員で守り育てる

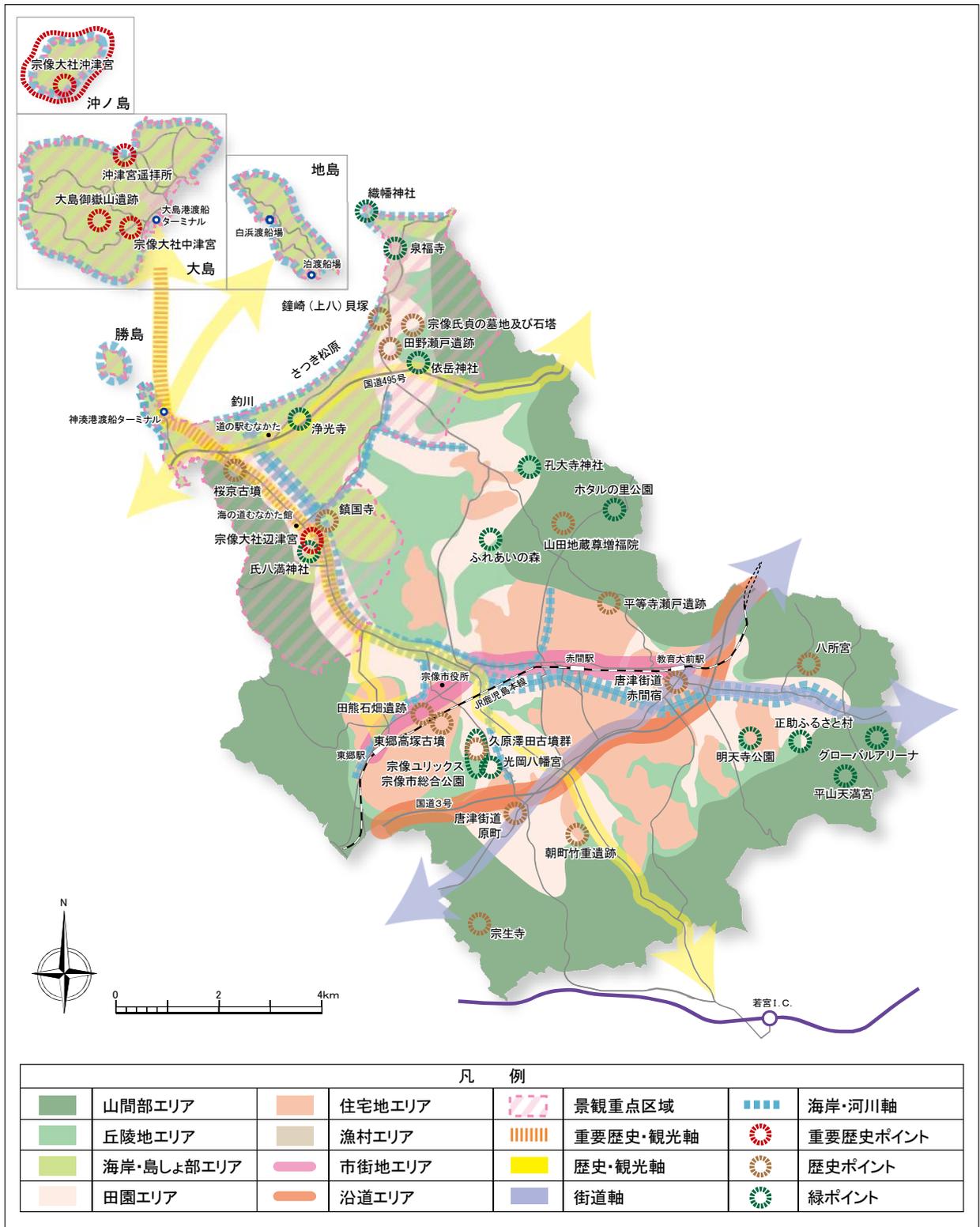
また、「宗像市景観計画」は、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めている。

景観計画では、基本方針を以下の 3 つとしている。

- (1) 歴史・文化資源及び周辺景観の保全による各地域の変遷を踏まえた景観の形成
- (2) 海、山、川などの自然景観への配慮による連続性と一体性のある景観の形成
- (3) 住宅地及び市街地の景観誘導による魅力ある都市空間の形成

この基本方針を踏まえ、8つのエリア、3つの景観軸、さらに景観重点区域（3区域区分）ごとに景観形成方針を設定している。

図 景観形成方針図(資料:宗像市景観まちづくりプラン)



(5) 宗像市国土強靱化地域計画 (令和3年(2021)6月策定)

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災害等に資する国土強靱化基本法」に基づく、大規模災害などに対する備えや、災害による被害から迅速に回復する強靱な体制をつくり、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめることを目的とした、本市における様々な分野の計画等の指針となる計画。

計画では、大規模自然災害の発生に際して24の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定し、それぞれを回避するために必要な推進方針を定めている。

脆弱性評価結果

8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動の推進を行う必要がある。
【コミュニティ協働推進課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、防災措置の強化を進める必要がある。
【世界遺産課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害により文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める必要がある。
【世界遺産課】 行政/警察・消防/防災教育
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う必要がある。【危機管理課】 行政/警察・消防/防災教育

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な推進方針

8-3: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

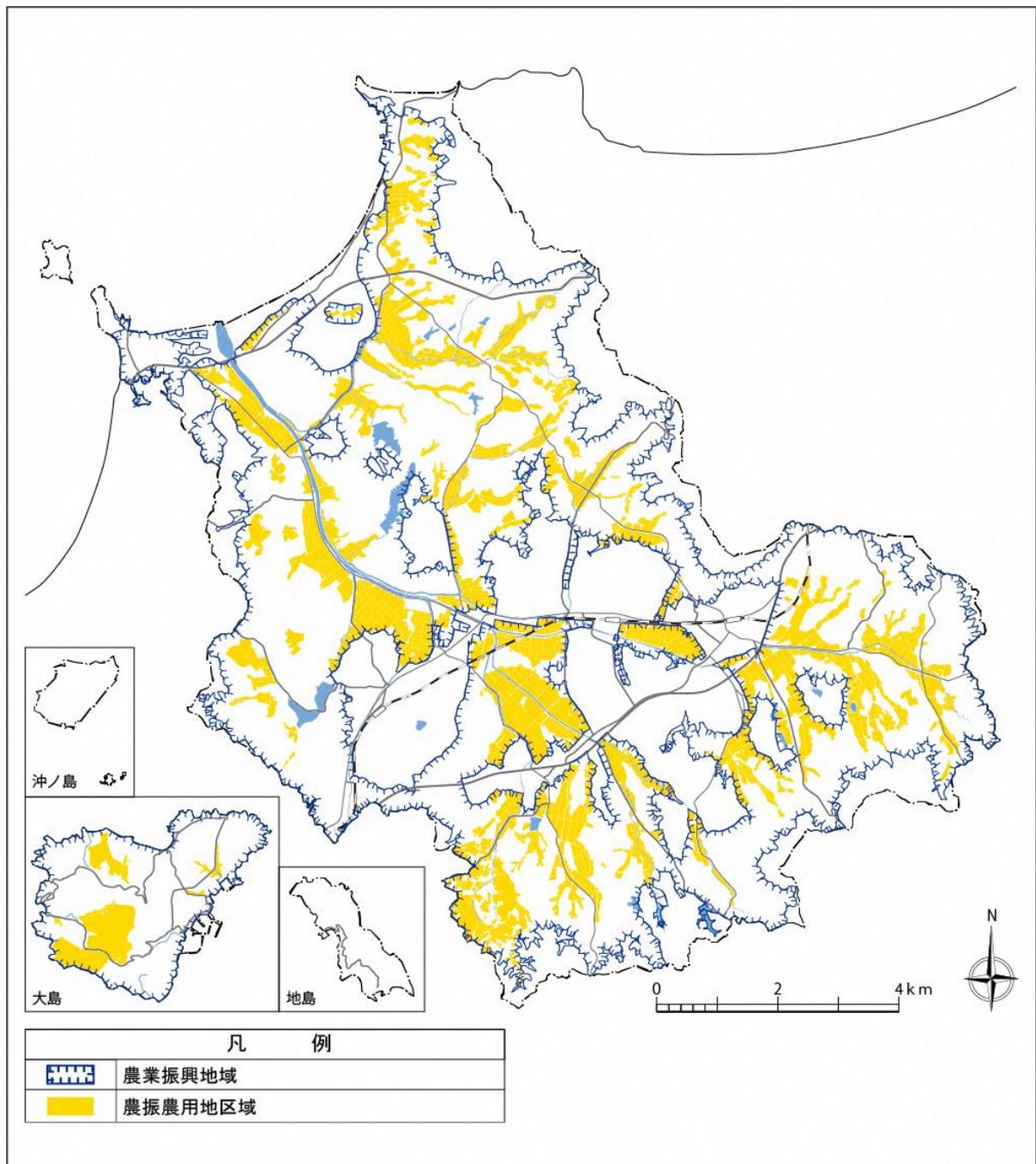
- 防災対策は日頃のコミュニティ活動の延長であり、地域住民が助け合うことで地域の防災力向上に繋がることから、更なる地域コミュニティ活動を促進する。
【コミュニティ協働推進課】
- 災害から貴重な文化財、世界遺産構成遺産を守るため、防災に関する計画の検討、避難経路の確保、防災設備の更新等、文化財における防災措置の強化を図る。
【世界遺産課】
- 災害によって文化財、世界遺産構成遺産の毀損滅失が生じた場合、復旧等必要な措置が即座にとれる体制づくりを進める。【世界遺産課】
- 災害時、文化財を守る体制を迅速にとることができるよう、文化財防火訓練を行う。
【危機管理課】

(6) 宗像市農業振興地域整備計画（平成 19 年（2007）9 月策定）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき福岡県が指定した宗像農業振興地域について、おおむね今後 10 年間の農業振興の方向を明らかにし、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することによって、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「宗像市農業振興地域整備計画」を策定している。

耕作放棄地の解消活動の支援の具体策として、美しい地域づくり景観づくりを推進するための景観形成作物の栽培の推進等が挙げられている。

図 農業振興地域の指定の状況

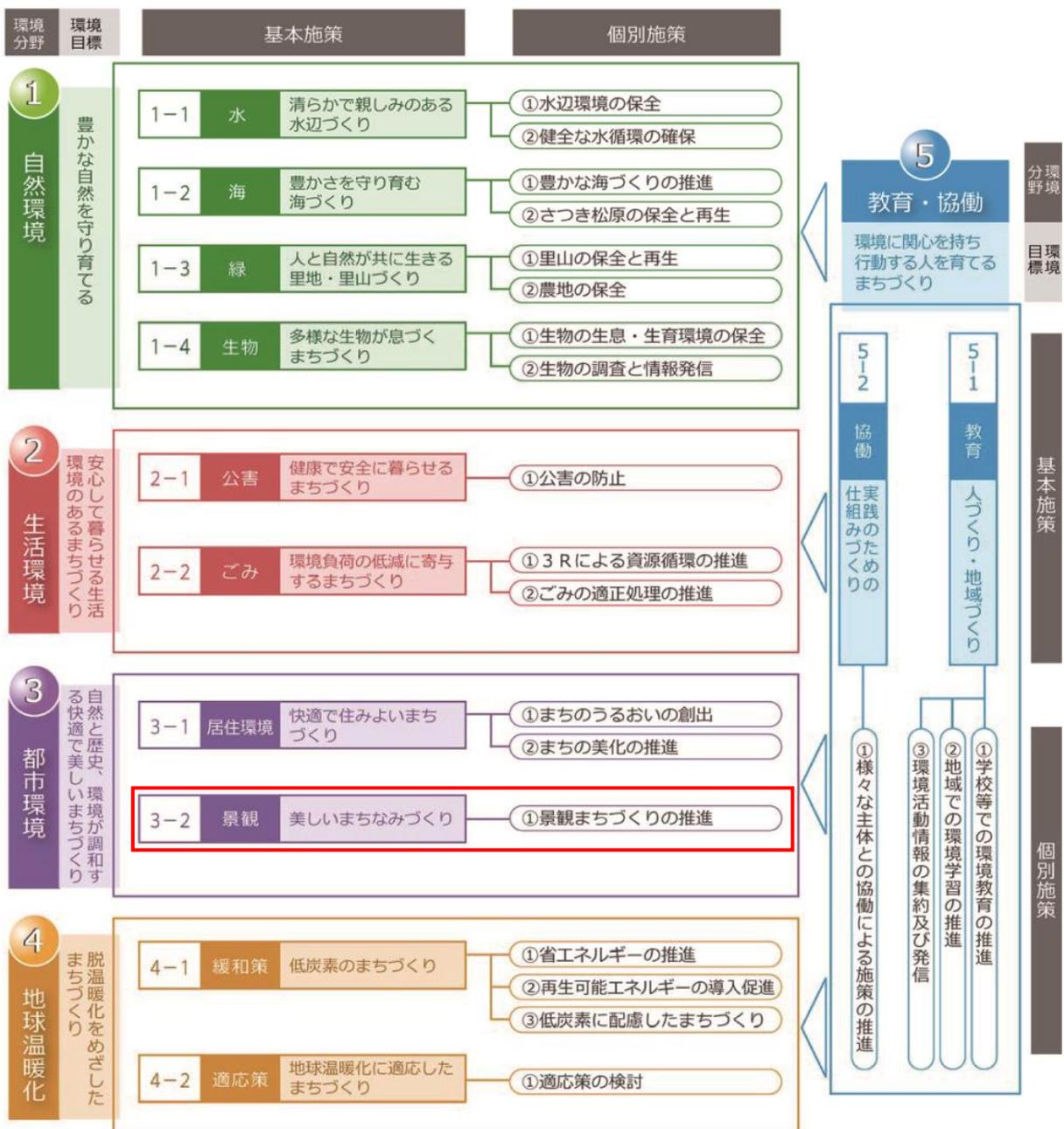


(7) 宗像市環境基本計画（平成 25 年（2013）3 月策定 後期計画 平成 30 年度～）

「宗像市環境基本条例」第 7 条の規定に定めた基本理念の実現を図るための取組みや推進体制を定めた環境行政のマスタープランとしての計画。計画では、環境保全、経済の発展及び社会課題の解決が図られた持続可能な社会を目指し SDG s の視点が取り入れられ、目指す環境像に「豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像」を掲げ、自然環境、生活環境、都市環境、地球温暖化、教育・協働に関する取組みの方向性が示されている。

豊かな自然と歴史を活かし 共に生きるまち 宗像

－地域に現存する自然や歴史などの資源を大切に守り活かすことで、
将来にわたって持続する社会を形成する－



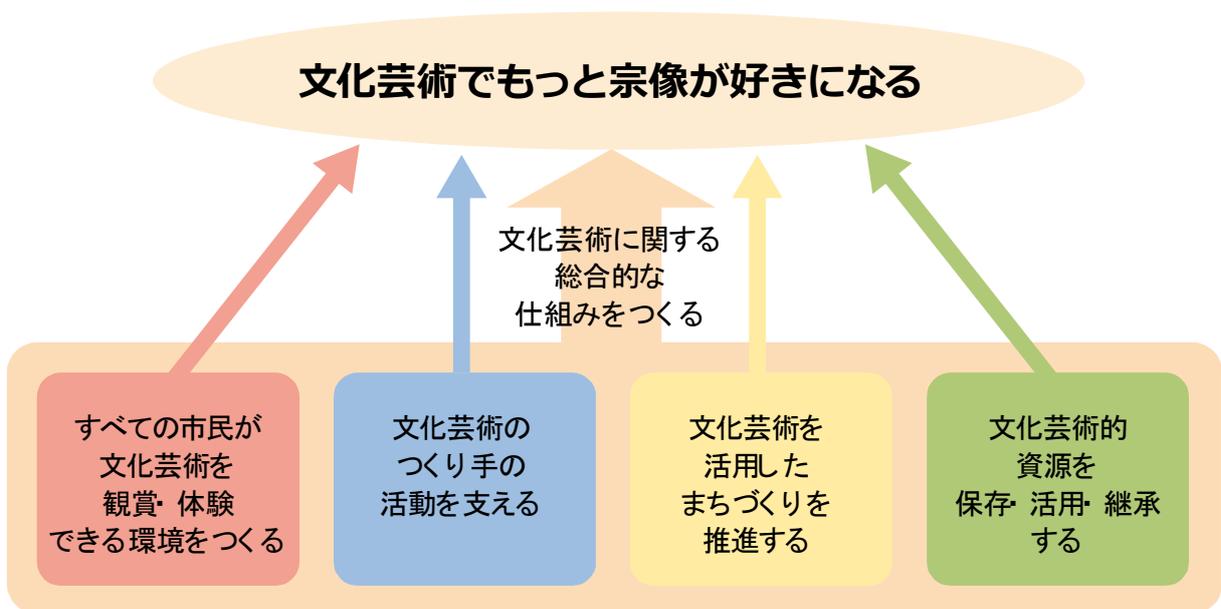
(8) 宗像市文化芸術のまちづくり 10年ビジョン（後期）（平成28年（2016）12月策定）

宗像市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するために「文化芸術のまちづくり 10年ビジョン」を策定している。この計画は、広範な領域にわたる文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の役割など、推進のために必要な事項を定めた計画。これまでも着実に歩みを進めてきた多様な文化芸術活動をさらに振興し、文化芸術によるまちづくりへと展開していくための目指す将来像や基本目標、それを実現するための重点プロジェクトについて示している。

目指す将来像

「文化芸術でもっと宗像が好きになる」

- ・ 宗像の文化芸術を知る
- ・ 郷土愛を育む
- ・ 文化芸術の力をまちづくりの推進力とする



(9) 宗像市産業振興計画（令和3年（2021）3月策定）

農林業・水産業・商工業・観光の各分野に加え、分野を横断した連携によって、宗像市全体の産業振興を実現することを目的として、平成28年度宗像市産業振興計画を策定し、令和2年度末で計画期間が終了したことから、新計画を策定したものの。

産業に影響を及ぼす様々な情勢の変化を踏まえ、本市の産業振興の実現に向けた令和3年度から5年間の方向性を整理し、基本理念を「持続可能な産業の確立」と定め、課題解決に向けた施策と取組方針について示している。



(10) 宗像市地域防災計画（平成 28 年（2016）3 月修正）

市域において地震や風水害等の災害が発生した場合、本市が実施すべき事務または業務を中心とし、県、関係機関、市民等の役割を明確にした基本的かつ総合的な計画。計画に基づき、市、県、関係機関、市民等が一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命や財産を災害から守り、被害の軽減を図ることを目的としている。

文化財に関する記述としては、風水害又は震災の際の文化財の保護に関して対応方針が示されている。

(11) 宗像市離島振興計画（平成 25 年（2013）4 月策定）

離島の自立的発展を促進し、人口減少の防止並びに定住の促進を図るため、生活環境の整備や福祉の充実、地理的・自然的特性を活かした産業振興、地域間の交流の促進等に関する施策の基本方針及び具体的な施策を示した計画。

(12) 宗像市サイン整備基本計画（平成 18 年（2006）3 月策定）

本市では、サインを整備していく際の考え方をまとめた計画。4つの目的「合併による新たなサインの統一、修正」「観光振興を目指した観光サイン」「公共施設の案内サイン」「防災サイン」に基づき、整備方針として「ネットワーク形成による回遊性の向上」と「快適で安心なまちづくり」を掲げている。

(13) 世界遺産のあるまちづくり計画（令和 3 年（2021）4 月策定）

世界遺産『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群』の保存と活用を図るとともに、地域の暮らしや生業を守りつつ、来訪者を受け入れ、地域振興につなげていくための計画。基本理念として「誇るべき歴史風土を学び、守り育み、豊かに暮らしていく環境を保全創造する」を掲げ、守る、整える、伝える、活かす、受け入れる、の5つ観点から世界遺産を次世代に継承するための基本的な取り組みを記載している。

(14) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画（平成 28 年（2016）1 月策定）

福岡県、福津市と共同で策定した「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値を人類共有の資産として将来世代へ継承していくことを目的に、資産の保存管理、資産の公開、活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示した計画。

ID No.	構成資産	構成資産の重要な要素			
		考古遺跡		建造物	自然
		地下遺構	地上遺構		
1-4	宗像大社沖津宮 (沖ノ島、小屋島、 御門柱、天狗岩)	沖ノ島祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)	沖ノ島祭祀遺跡 (地上遺構)	本殿・拝殿	社叢林（原始林） 岩礁 自然地形、人為的地形
5	宗像大社 沖津宮遙拝所			社殿	自然地形、人為的地形
6	宗像大社中津宮	御嶽山祭祀遺跡 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
7	宗像大社辺津宮	下高宮祭祀遺跡、上高宮 (地下遺構、埋蔵遺物)		本殿・拝殿	社叢林 自然地形、人為的地形
8	新原・奴山古墳群	古墳 (周溝、埋葬施設)	古墳 (墳丘、周堤、墓石)		自然地形、人為的地形

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 基本理念

宗像における人々の生活の起源は、古くは旧石器時代にはじまり、平成の時代へと続いている。そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、平成29年(2017)に、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は世界遺産登録された。宗像が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと宗像への誇りと愛着を一層確かなものにするるとともに新たな文化を生み出し、これらを地域の活性化や観光の振興につなげることなどにより、まちを躍動させることが求められている。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちづくりに関わり、誇りと愛着を持って宗像の歴史を語り合い、皆で糸を撚るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

「先人が残した歴史ものがたりを繋ぎ、子や孫が誇りに思うまち」

(2) 歴史まちづくりの視点

大切な地域の自然や歴史文化資産を保存、保全するだけでなく、様々な視点から新たに発見しようとする事、喪失したものについては、その再生を図ること、さらにはそれらを継承し生活や生産活動、観光などに活用すること、そしてこうした発見・調査・評価・保存・再生・維持・継承・活用といったサイクルをモニタリングする仕組みを構築する。

(3) 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と、上位計画や関連計画との整合や連携を踏まえ、将来にわたって、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史上価値の高い建造物、その建造物周辺にある風情・情緒・たたずまいといった環境、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、それらを維持向上させるための視点から、以下のとおり5つの基本方針を定める。

①歴史的建造物の保存・活用に関する方針

市内各所で大切に受け継がれてきた歴史的建造物は、地域の財産として、また地域の顔として良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、地域で支え、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保全し、柔軟な活用に取り組む。また、歴史的建造物のうち、既に文化財の指定等の措置が講じられているものについては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、文化財保護法等に基づき適切に保存管理するとともに、一般公開するなど積極的な活用を促進する。保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

一方、歴史的風致を構成している未指定の歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推

進し、必要に応じて、文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、市条例に基づく指定等を検討するなど新たな評価を行い、その保存・活用を図る。なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて、耐震や防火対策、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。具体的には、国史跡宗像神社境内や鎮国寺については、発掘調査を継続して実施し、歴史的な価値を高めていくとともに、その結果に基づく整備に向けた検討を行っていく。八所宮のように老朽化等が見受けられ、将来的な保存管理に懸念が持たれる建築物等については、損傷状態の現状を調査・把握し、修理・整備の優先順位を付け、適切な方法で保全を図る。このほか、火災等による歴史的建造物や地域が大切にしている建造物の滅失を防ぐため、耐震性や耐火性の向上・防火設備の整備等の対策や盗難等による滅失を防ぐため、歴史的建造物の防犯設備の設置等の対策を図る。



歴史的建造物である八所宮



地域が大切にしている赤間宿通りの古民家

②歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する方針

まず、建造物の歴史的文化的な意義や価値を積極的に評価し、その特性を向上させていくような環境整備や景観形成を行うことによって重要な文化財の環境を保全していく。また、歴史的なまちなみや良好な景観を保全・活用することは、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化にもつながることから、本市固有の自然・歴史・暮らしをつなぎ、美しく風格ある景観を創造する。

市全域において、良好な景観の形成に向け、景観計画や屋外広告物条例に基づき景観重点区域等の指定をし、建造物等の形態意匠等の規制・誘導を行っている。引き続きこれらの取組みを進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、建造物等の外観修景や除却、集約化、道路の美装化や無電柱化、等を実施し歴史的風致を損なっている建造物等の景観上の改善を図る事業を推進することで、歴史的建造物とその周辺地域との一体的な景観形成に規制と事業の両面から取り組む。具体的には、歴史的建造物やその周辺建造物等の景観上の改善による歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、その外観修景に対し支援を行うほか、良好な景観を阻害する要素の除却についても、促進策を講じる。

また、歴史的建造物の周辺環境の向上のみでなく、その周辺からの眺望や建造物への眺望を確保することも重要である。中でも大島の御嶽山山頂は、沖ノ島と九州本土を眺望でき、三宮の一体性を実感できる貴重な場所であることから、景観計画や屋外広告物条例に基づき積極的な眺望景観の保全を行う。



御嶽山山頂からの眺望

③歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する方針

受け継がれてきた祭礼等の伝統行事は、各々の文化的価値に加え、誇りや愛着の醸成の場や機会になることはもとより、地域活性化や観光振興にもつながることから、地域住民や専門家等と連携しながら、状況に応じて、活動の継承のために必要となる実態調査や記録作成等について支援を行い、担い手となる後継者の育成につなげる。また、ふるさとへの誇りや愛着を育み、地域で歴史や伝統を反映した活動の継承を支えることのできる仕組みや環境づくりも進め、住み続けたい地域づくりを図る。具体的には、地域の祭礼等の伝統行事については、地域固有の希少性や継承の必要性等を内外に周知し、これらを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていなければならぬという機運を醸成し、学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の発掘や育成に努めるとともに、祭礼等に使用する道具の修理等の必要な支援を行う。さらに、日々の生活に溶け込んでいる風俗慣習等に新たな価値付けを行い、その支援・継承を図る。

④歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する方針

世界遺産の価値は、国が指定・選定した文化財を保護するだけでは到底守れるものではなく、身近にある歴史文化資産も含めて保全することで、構成資産を取り囲む歴史的風致は維持継承されていく。そうした身近にある歴史文化資産を調査し、普及啓発しなければ、維持管理に多くの費用と手間がかかることや、高齢化や人口減少による担い手不足等により、今後は、確実に失われていく。従って、市民や来訪者に宗像の歴史文化をわかりやすく伝え、より深く理解してもらうために、その価値や魅力について、ストーリー性を持たせる等、分かりやすく効果的に情報発信をすることで、歴史文化を身近に感じさせることが必要である。また、歴史的風致を維持向上させ将来にそれを継承するためには、歴史的建造物や伝統行事など、歴史的風致を構成する要素への市民等の理解が最も重要であることから、これらの普及啓発に努め、歴史まちづくりに対する市民意識の向上を図る。具体的には、未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、発掘調査等の検証が行われていない埋蔵文化財については、史料や発掘による学術的調査を順次実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定や、景観重要建造物等への指定により、確実な保存と積極的な活用を進めていく。また、普及啓発として、市民一人ひとりが歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する。

⑤歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する方針

本市にとって、歴史文化資産は、都市の魅力であり、観光資源でもある。これら歴史文化資産の確実な保存を前提に、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化や観光振興の面からも活かしていくことは、その役割や可能性を高めることであり、保存・活用を一層進めることにもつながる。社寺をはじめとする歴史的建造物やその周辺のまちなみと、祭礼等の伝統行事、伝統産業や工芸等の伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識のもと、これらが地域活性化や観光振興につながるまちづくりを展開する。その主たる方向は、人材・生産物・資金・歴史・環境など地域の自然・人文に関する地域資源を活用し、身の丈に合った個性豊かな観光地域づくりを図り、地域の人々が地域資源を活かして創りあげた日常の「暮

らし」や「生活習慣」を観光吸引力の中心とする。具体的には、宗像の歴史文化の特徴を、様々な歴史的建造物や伝統的な活動との組み合わせによりつなぎ、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地として、交通アクセスも含めてネットワーク化した「観光周遊ルート」の形成に取り組み、内外へ積極的に情報発信することで、来訪者の周遊を促進する。その際は、バスやタクシー等を活用したルート設定など、観光交流の促進に向けた交通環境の整備も検討していく。このほか、唐津街道赤間宿等の空き店舗や空き家の増加を抑制するとともに、その解消を図り、地域の賑わいを創出する。

また、宗像の歴史文化を視覚的イメージとして目で見ることができ(見える化)、そして体験的に理解できる(体感)ことが重要であるとの認識のもと、宗像ならではの着地型観光に向けて、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態であるニューツーリズムなど地域の特性を活かした多様な施策を検討するとともに、観光案内機能の充実など受入環境整備の促進も図る。これら一連の取組みは、市民が宗像の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みでもあることから、歴史文化を活かしたまちづくりの活動団体等への情報提供や活動に必要な支援を行うことにより、市民が主体となって取組みを推進する仕組みを構築するとともに、文化財の所有者や関係団体との連携、そして関係団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進に取り組む。

このほか、歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上するため、市民や来訪者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる歩行者空間の整備、休憩等の滞留拠点施設やサイン・案内板の整備や充実も図る。また、歴史文化資産の周辺のアクセス道路や駐車場対策と併せて、公共交通の利用促進や流入する自動車交通の抑制対策も総合的な検討を進める。

4. 計画の実施体制

計画の実施体制を以下に定める。

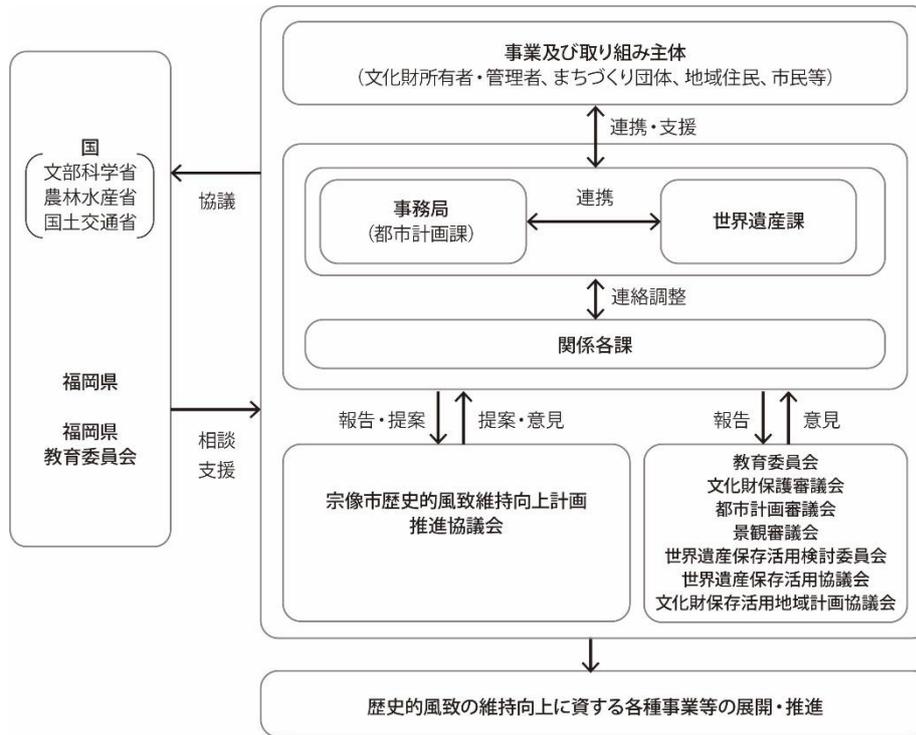


表 宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員一覧(令和4年3月10日～令和6年3月9日)

氏名	所属	選出区分
黒瀬 重幸	福岡大学名誉教授	学識経験者
大方 優子	九州産業大学地域共創学部観光学科教授	学識経験者
西谷 正	九州大学名誉教授	学識経験者
山野 善郎	工学博士(福岡県文化財保護審議会 有形文化財部会 専門委員)	学識経験者
土屋 潤	九州大学芸術工学研究院講師	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授(社会環境学部社会環境学科)	学識経験者
壹岐 貴寿	宗像大社権禰宜	重要文化財建造物等の所有者
矢原 吉房	宗像市観光協会副会長	市が必要と認める者
升谷 智子	宗像市世界遺産市民の会委員	市が必要と認める者
園元 かをり	市民代表	市が必要と認める者
	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課長	福岡県
	福岡県建築都市部都市計画課長	福岡県

◎会長 ○副会長

【オブザーバー】

氏名	所属
	国土交通省九州地方整備局建政部計画管理課長

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置と区域

(1) 前提となる歴史的風致

本市では、祭礼や伝統行事等は形を変えつつ受け継がれ、漁村集落や農村集落などの暮らしにとけ込んだ行事として今もなお息づいている。

この人々の活動と歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域とが一体となって形成している本市を代表する歴史的風致について、第2章「宗像市の維持向上すべき歴史的風致」では4つの区域を選定している。

1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致

宗像大社は沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三宮の総称である。全国で約6,400社ある宗像三女神を祀る神社の総本社であり、航海安全だけでなく、すべての道の守護神として全国的に広く信仰を集めている。みあれ祭をはじめ、古式祭、七夕祭など年間約40もの祭事が行われており、その繁栄を垣間見ることができる。

2. 宗像の浦々にみる歴史的風致

宗像地域の近海は古来より漁業資源に恵まれており、鐘崎や神湊、大島、地島では現在も多くの人々が漁業を生業としている。これらの地域では日々の暮らしの中に豊漁と航海安全を祈り、感謝を捧げる様々な神様に対する信仰や風習が今も息づいている。

3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致

吉武地区の八所宮の御神幸祭は、神社と地域の人々が一体となって里の恵みに感謝し五穀豊穰を祈る祭りであり、その周辺に広がる田園風景と農村集落のまちなみが一体となったこの地域独自の歴史的風致を形成している。

4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致

江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた赤間宿では、酒造りなどの生業や、赤間祇園祭や糸びす祭をはじめとする季節ごとに行われる様々な祭事が継承されている。これらの光景は当時の面影を残しており、人々の思いの一端を伝えている。

歴史的風致が存在する4つの区域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財をはじめとする歴史上価値の高い建造物が存在し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な地域の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域として設定する。

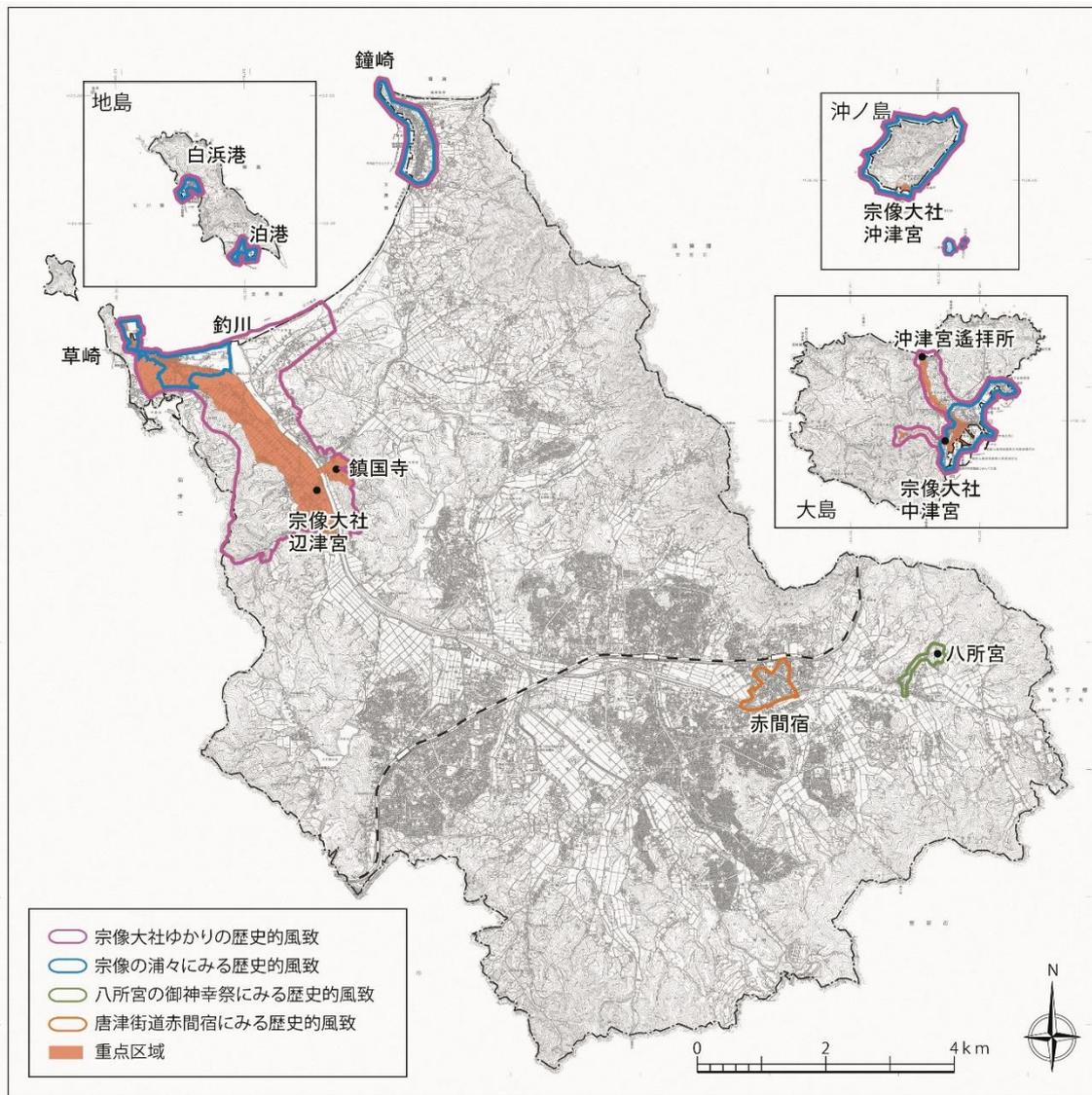
さらに、設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

(2) 重点区域の範囲

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「宗像大社ゆかりの歴史的風致」「宗像の浦々にみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（沖津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社ゆかりの鎮国寺周辺、及び沖ノ島を起源とする信仰が大島、九州本土へと広がり、海で結ばれた広大な信仰の場を加えた地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

図 重点区域の位置と範囲



区域名称	区域面積
沖ノ島地区	約 2ha
大島地区	約 28ha
玄海地区	約 230ha

①沖ノ島地区

沖ノ島は、日本列島から朝鮮半島へ至る海域の守り神とされ、島そのものが信仰の対象となっている。一般人の上陸は禁止されており、宗像大社の神官が1名10日交代で島に常駐し、社殿での神事等を行っている。また、沖ノ島に上陸する際には、海水に浸かり身を清めるための禊を行わなければならない。

本計画における沖ノ島地区の範囲は、沖ノ島全域のうち、神官が上陸する沖ノ島漁港及び禊を行う禊場周辺と沖津宮の本殿、拝殿までを含む、信仰のために立ち入る範囲とする。神官による日常的な神事のほか、みあれ祭の前に行われる沖津宮神迎え神事の際にも同様の範囲で神事を行う。

②大島地区

大島には、国史跡「宗像神社境内」のうち、沖津宮遙拝所と中津宮の史跡指定地が存在する。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は遠く離れた沖ノ島を遙拝するための社殿であり、空気の澄みきった日には、水平線上に沖ノ島を見ることができる。中津宮は御嶽山祭祀遺跡がある御嶽山山頂から、尾根を通る参道を介し、海に面した麓までの範囲が境内である。

本計画における大島地区の範囲は、沖津宮遙拝所の史跡指定範囲と中津宮の史跡指定範囲のほか、沖津宮遙拝所から大島港周辺を結ぶ道路沿道と神迎え神事の際に沖ノ島の神様を中津宮にお迎えするための陸上神幸の経路である大島港及びその背後集落から宗像大社中津宮までを含む範囲とする。

③玄海地区

玄海地区には、国史跡「宗像神社境内」のうち、辺津宮の史跡指定地が存在する。辺津宮は九州本土に位置することから、一般人の上陸が禁止されている沖津宮や、大島に位置する中津宮と比較すると参拝者も多く、宗像大社における神事を中心となっている。

本計画における玄海地区の範囲は、神湊港から宗像大社辺津宮までの陸上神幸の経路を中心とし、辺津宮の史跡指定地及び宗像大社の神宮寺である鎮国寺の周辺を含む範囲とする。

図 玄海地区の位置と範囲

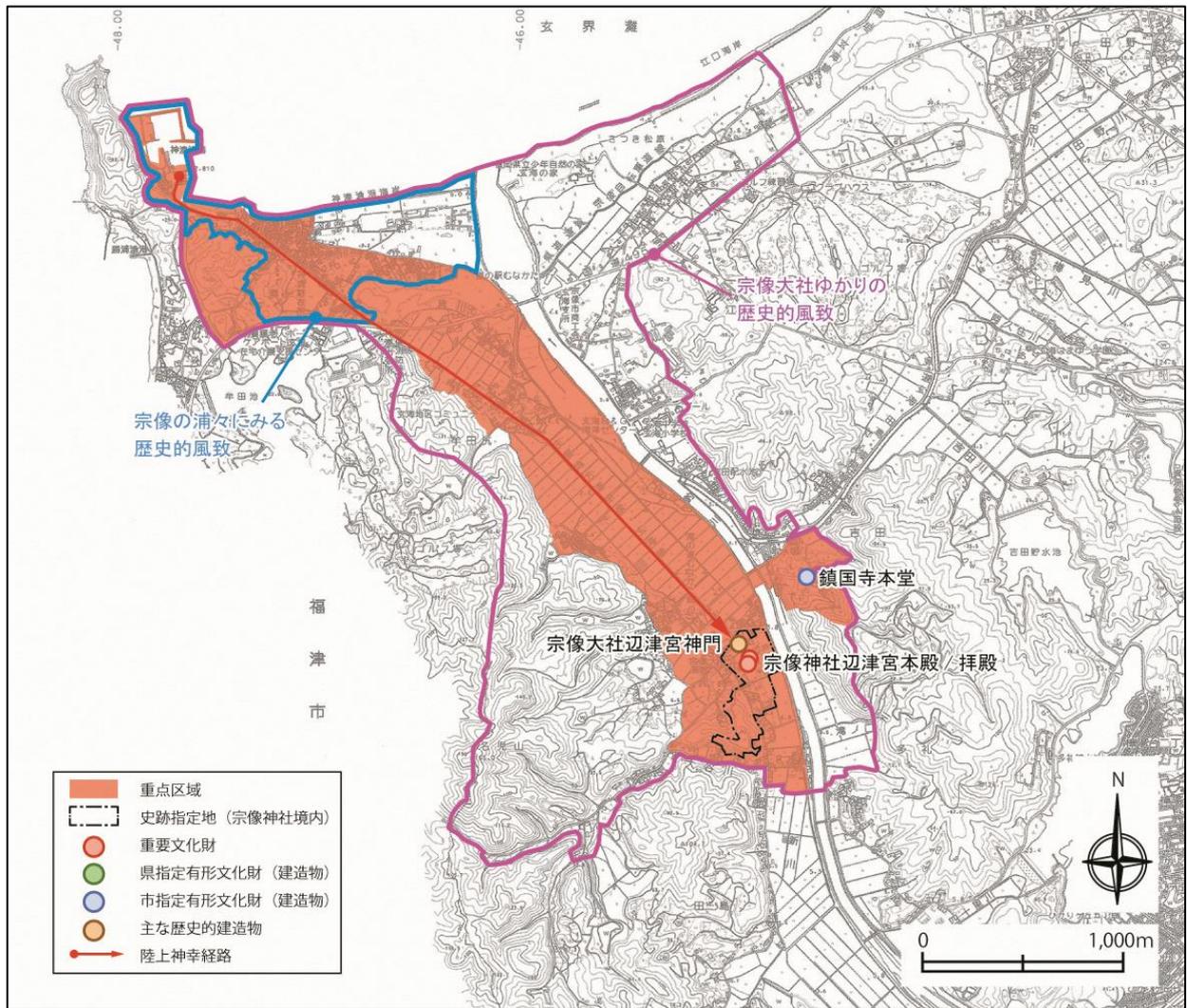


図 大島地区の位置と範囲

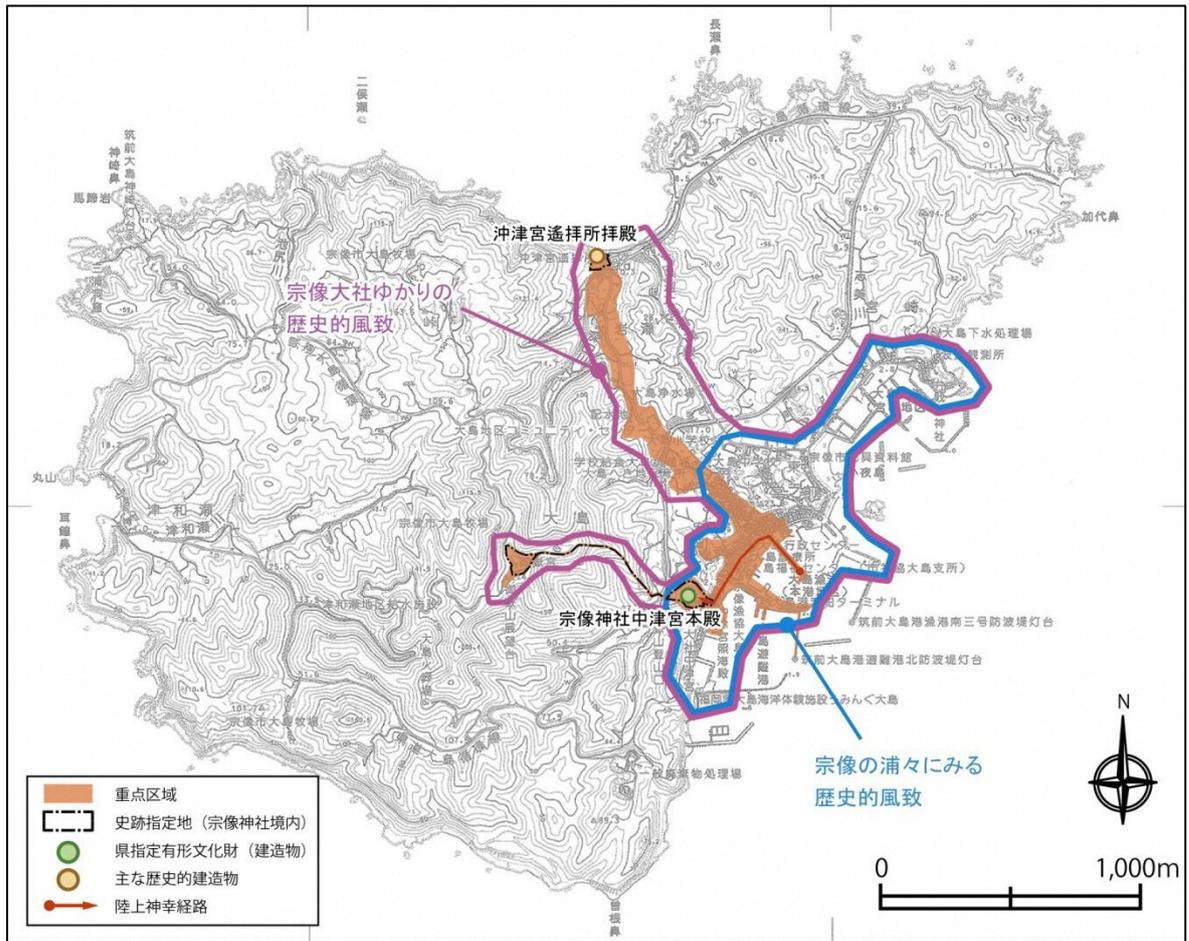
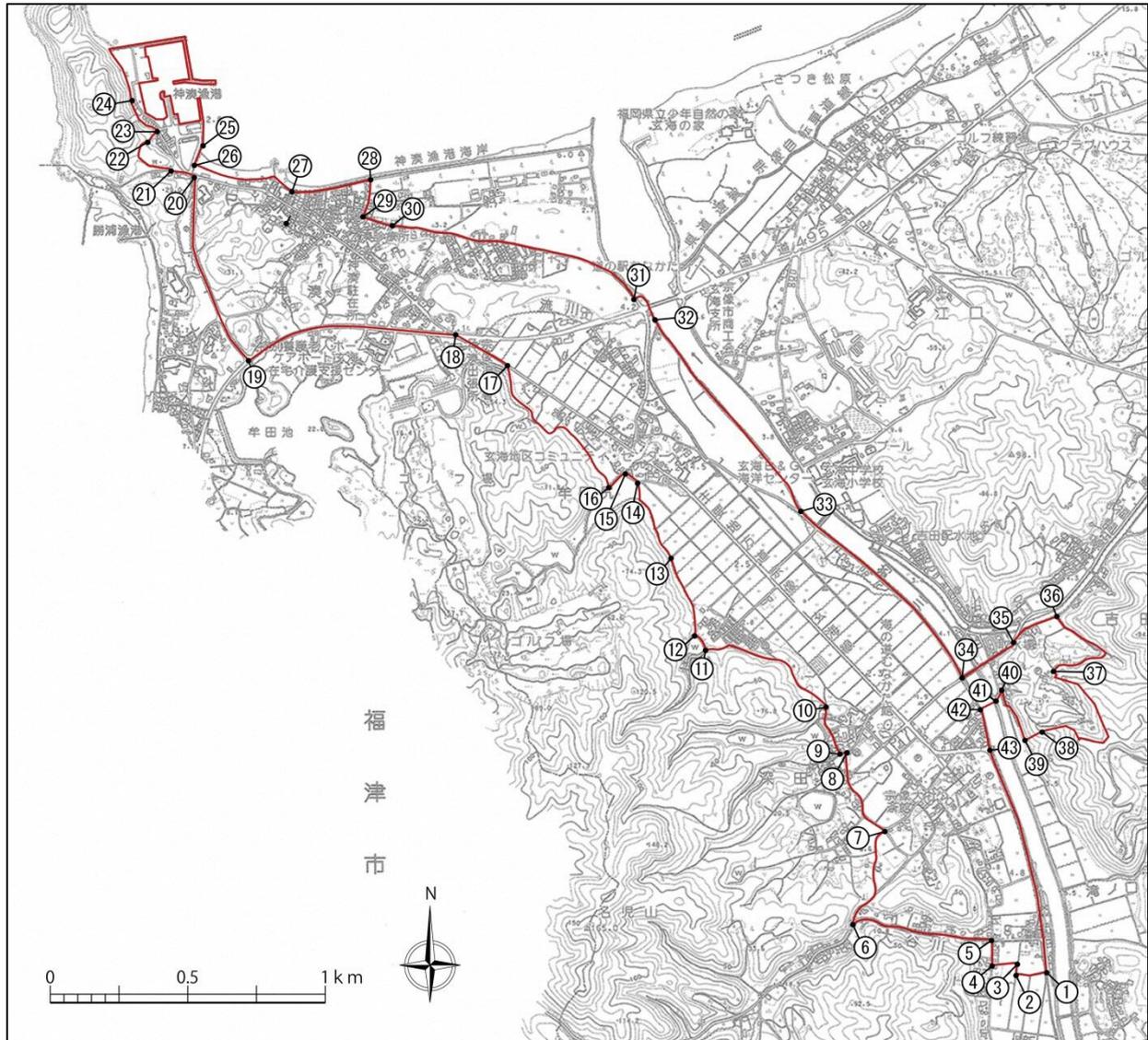


図 沖ノ島地区の位置と範囲(沖ノ島)

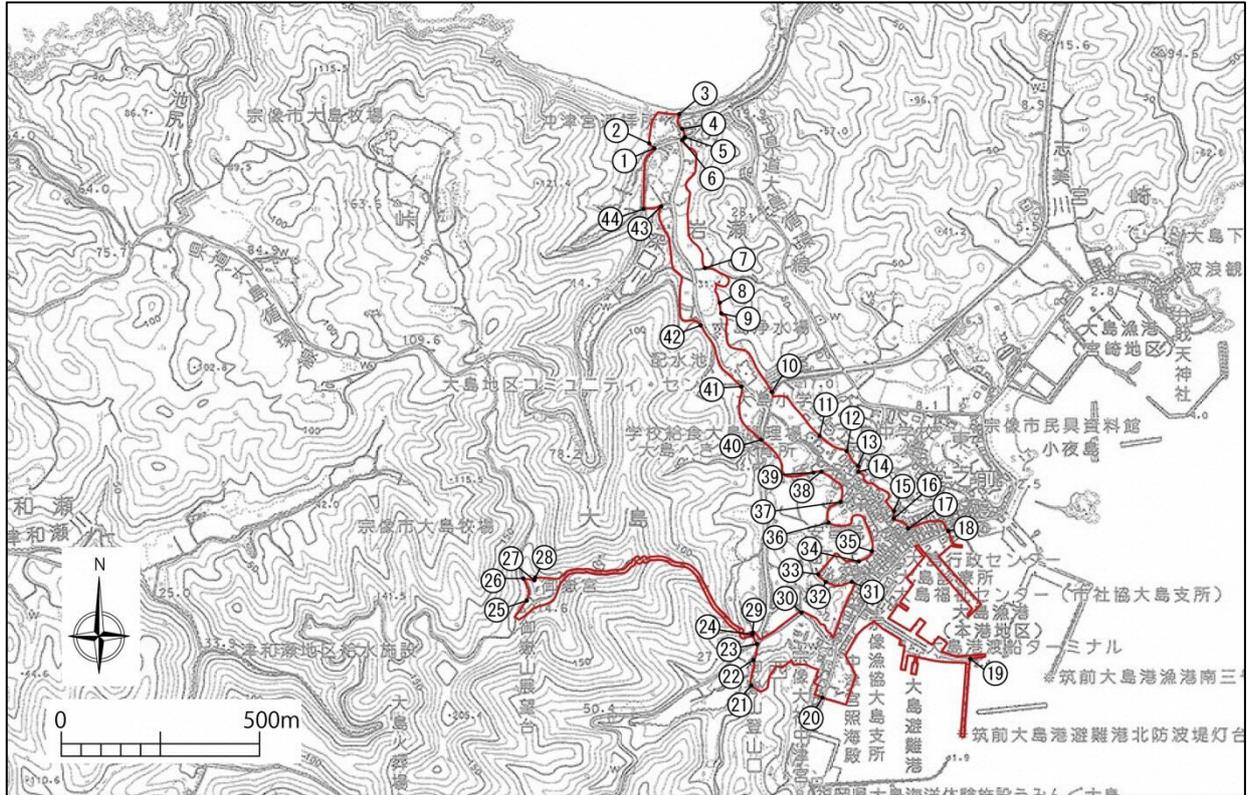


図 玄海地区の区域界



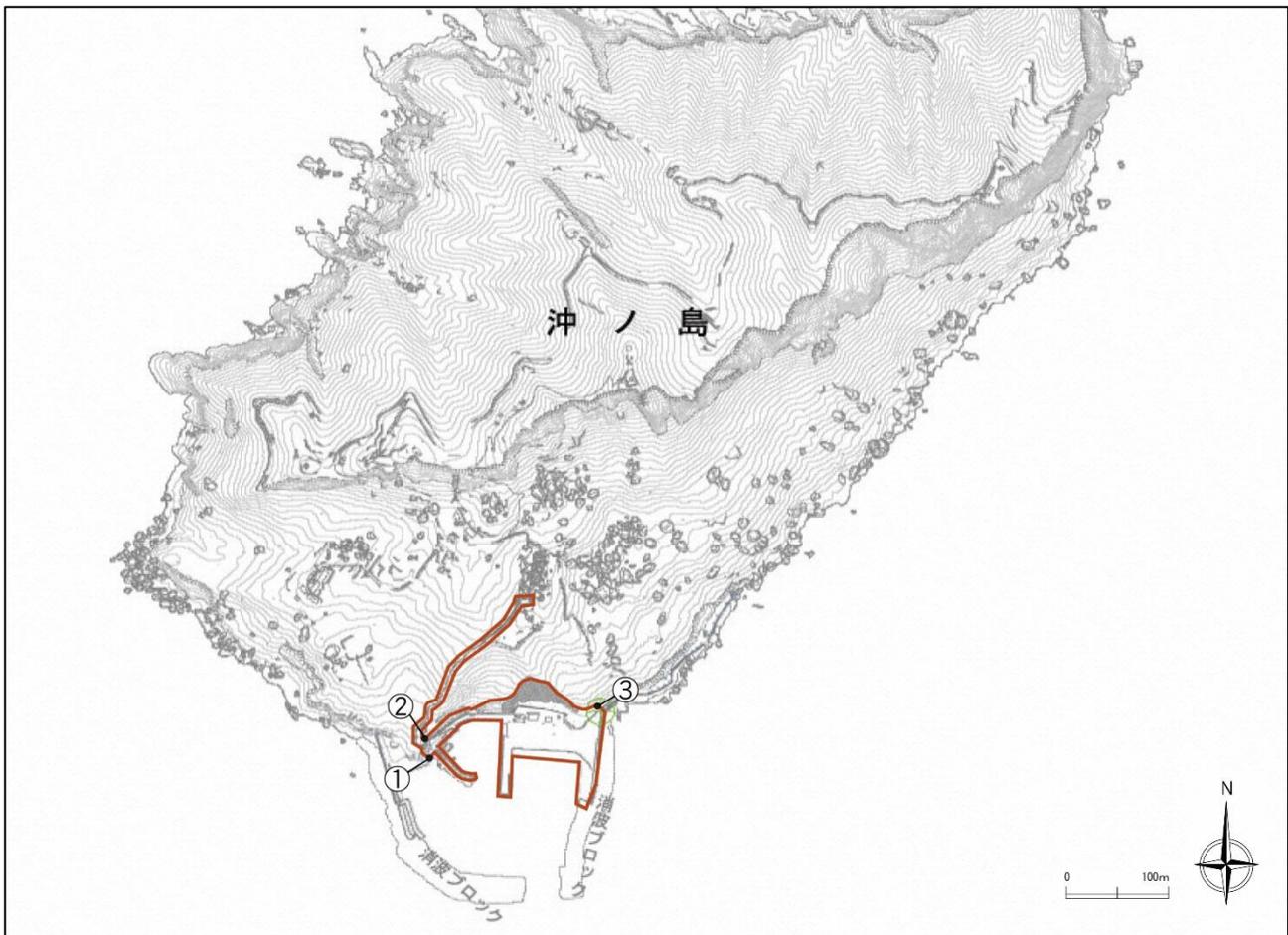
①～②	水路	②③～②④	筆界
②～③	市道 大門・地藏ヶ鼻線	②④～②⑤	漁港施設
③～④	市道 地藏ヶ鼻線	②⑤～②⑥	筆界
④～⑤	市道 大門線	②⑥～②⑦	漁港海岸
⑤～⑥	県道 玄海・田島・福間線	②⑦～②⑧	市道 神湊・臨海線
⑥～⑦	市道 宿ノ谷・日南線	②⑧～②⑨	市道 天神町5号線
⑦～⑧	市道 深田・縄手下線	②⑨～③①	市道 中町・上灘線
⑧～⑨	市道 屋敷3号線	③①～③②	市道 皐月橋・下町線
⑨～⑩	市道 屋敷・古神崎線	③②～③③	見通し界
⑩～⑪	市道 井手浦・大谷線	③③～③④	市道 開1号線
⑪～⑫	見通し界	③④～③⑤	市道 牟田尻本線
⑫～⑬	見通し界	③⑤～③⑥	県道 玄海・田島・福間線
⑬～⑭	市道 新開・寺田3号線	③⑥～③⑦	市道 サヤノ前・片田線
⑭～⑮	市道 浜久保2号線	③⑦～③⑧	市道 今ヶ浦1号線
⑮～⑯	市道 鳥越線	③⑧～③⑨	筆界
⑯～⑰	見通し界	③⑨～④①	見通し界
⑰～⑱	県道 宗像・玄海線	④①～④②	公衆用道路 筆界
⑱～⑲	国道 495号	④②～④③	市道 土手外線
⑲～⑲	県道 岡垣・玄海線	④③～④④	見通し界
⑲～⑲	市道 草崎線	④④～④⑤	市道 牟田尻本線
⑲～⑲	筆界	④⑤～④⑥	市道 今ヶ浦1号線
⑲～⑲	見通し界	④⑥～④⑦	県道 宗像・玄海線

図 大島地区の区域界



①～②	筆界	②③～④	県道 大島循環線
②～③	筆界	④～⑤	筆界
③～④	市道 中曾浦線	⑤～⑥	市道 御嶽山線
④～⑤	市道 伊東線	⑥～⑦	筆界
⑤～⑥	県道 大島循環線	⑦～⑧	筆界
⑥～⑦	筆界	⑧～⑨	筆界
⑦～⑧	筆界	⑨～⑩	市道 大島浜線
⑧～⑨	見通し界	⑩～⑪	筆界
⑨～⑩	筆界	⑪～⑫	見通し界
⑩～⑪	筆界	⑫～⑬	市道 井の浦線
⑪～⑫	公衆用道路	⑬～⑭	筆界
⑫～⑬	市道 第二谷線	⑭～⑮	筆界
⑬～⑭	市道 谷線	⑮～⑯	見通し界
⑭～⑮	筆界	⑯～⑰	市道 倉の前線
⑮～⑯	市道 毘沙門前田線	⑰～⑱	見通し界
⑯～⑰	市道 谷小路線	⑱～⑲	市道 谷山の口線
⑰～⑱	市道 町岡線	⑲～⑲	市道 雪残線
⑱～⑲	漁港施設	⑲～⑲	見通し界
⑲～⑲	港湾施設	⑲～⑲	市道 谷中津和瀬線
⑲～⑲	筆界	⑲～⑲	見通し界
⑲～⑲	市道 明り山線	⑲～⑲	市道 岩瀬原支線
⑲～⑲	市道 津和瀬線	⑲～⑲	県道 大島循環線

図 沖ノ島地区の区域界



①～②	参道（沖津宮社殿まで）
②～③	コンクリート吹付法面上端
③～①	漁港施設

2. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を推進し歴史的建造物の保存・活用や伝統的な活動等の支援を推進することで、市民の歴史的風致に対する認識や愛着が深まることが期待される。また、世界遺産への登録を契機とした来訪者の増加も見込まれるなか、歴史的風致の維持向上に関する取組によって、地域の魅力が高まり、さらなる交流人口の拡大、地域振興の効果が期待できる。

また、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

なお、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、宗像の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさとへの誇りと愛着が生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、本計画の重点区域は宗像市景観計画における景観重点区域に含まれており、本計画に基づく施策の推進と合わせて景観の規制誘導を図ることにより、歴史的風致の維持向上に更なる効果を与えることが可能である。

重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

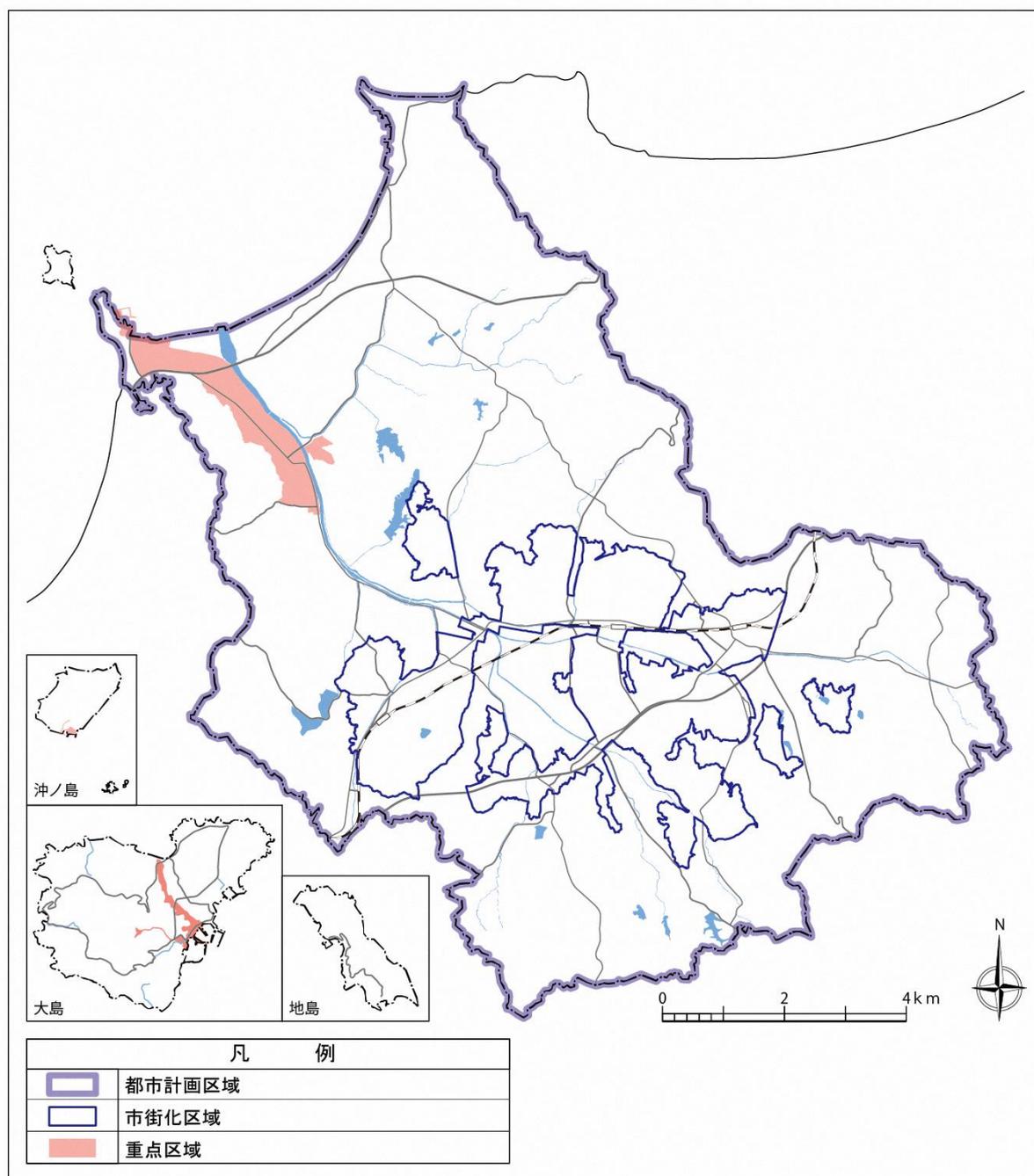
3. 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み

他法令などによる重点区域における規制の状況を以下に示す。

(1) 都市計画法

本市では、離島を除く市全域が都市計画区域であり、そのうち約17%にあたる1,876haが市街化区域、残りの9,097haが市街化調整区域である。本計画の3つの重点区域は全域が都市計画区域外又は市街化調整区域に位置している。

図 都市計画区域と重点区域



(2) 景観法

本市では、平成26年(2014)7月に景観まちづくりのあり方の骨格を示す「宗像市景観まちづくりプラン」と、景観法に基づく「宗像市景観計画」を策定するとともに、「宗像市景観条例」を制定し、その運用をはじめている。

「宗像市景観計画」では、「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定め、景観誘導を図っている。景観重点区域は、各構成資産周辺の景観保全・形成、大島御嶽山や海上からの眺望範囲の観点から、景観重点区域Ⅰ～Ⅲの3つの区域に区分している。

なお、本計画の重点区域は全て景観重点区域に含まれている。

図 景観計画における景観重点区域

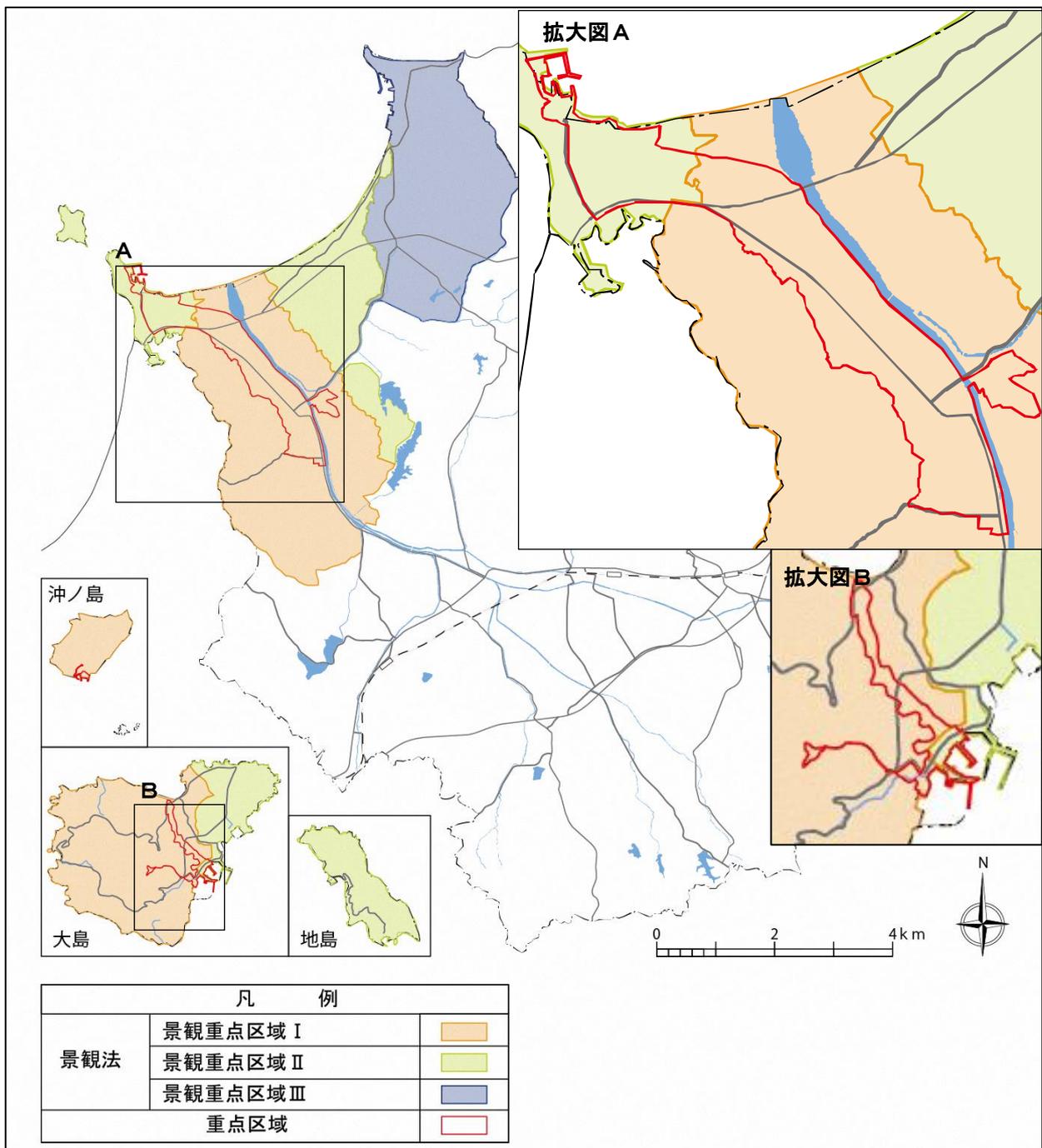


表 景観重点区域の行為の制限(建築物)

対象		景観形成基準		
		景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ
形態意匠の制限	屋根	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根（3/10～6/10の勾配）とする。 ●屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準に基づくものとする。 	—
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 	
	外観	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面線については、周囲の建築物と調和させる。 ●公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。 	—
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。 ●従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。 ●ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。 	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ●視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。 ●山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。 		
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ●空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。 	
高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ●高さは、10m以下とする。 ●視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 ●周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高さは、13m以下とする。 ●視点場からの眺望を阻害しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 ●周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。 ●視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。 	

(3) 屋外広告物法

本市では、平成27年(2015)11月から、良好な景観をより積極的に保全・形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を施行している。

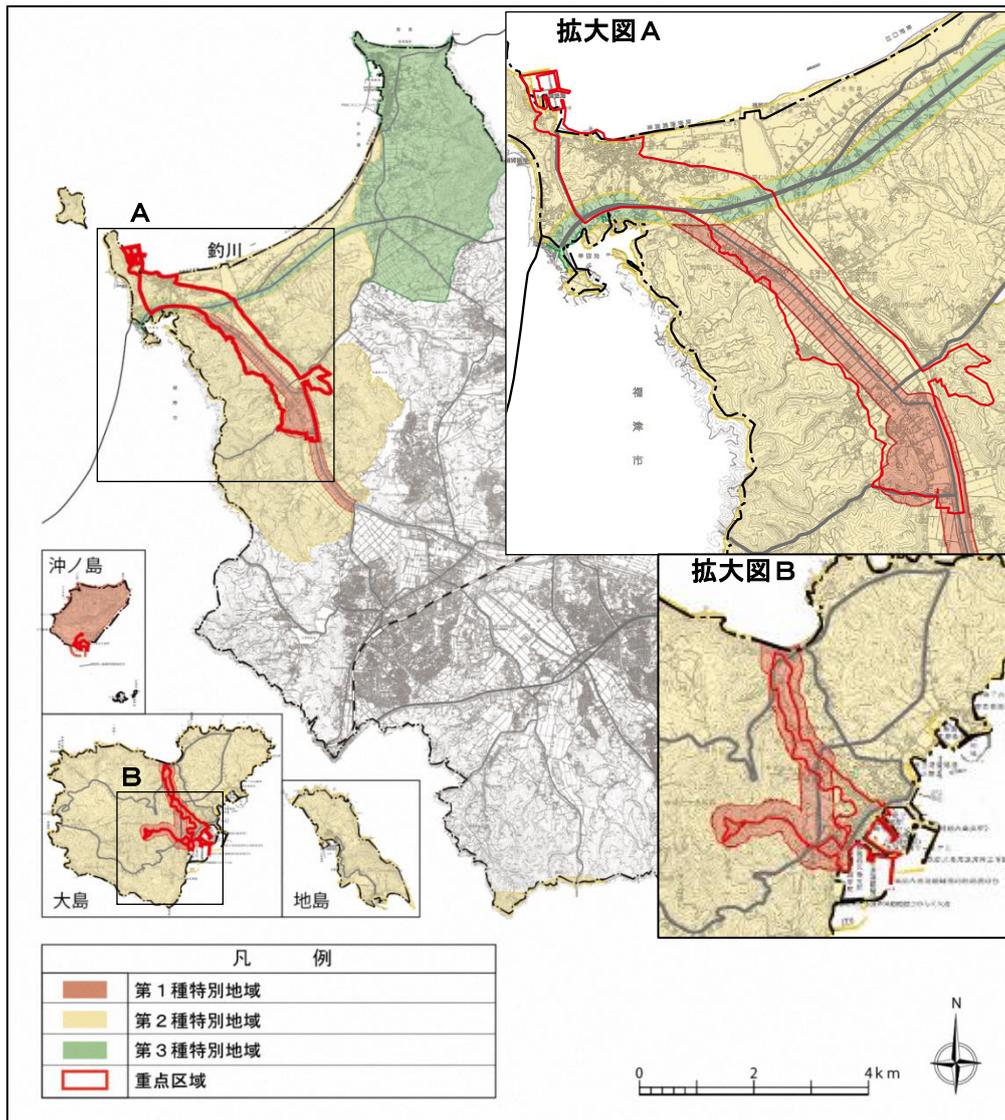
規制内容については、景観計画の内容や地域の特性を踏まえ、3つの特別地域と1つの普通地域に区分し、地域ごとの基準を定めている。

なお、本計画の重点区域は、全て特別区域に含まれている。

表 基準の概要(共通基準)

項目	基準
広告物の規模	①広告物の面積、高さ及び数量は、必要最小限とすること。 ②複数の広告物を無秩序に設置することは避け、できる限り集約化すること。
周辺との調和	③広告物の形態意匠は、地域特性や周辺環境との調和を図ること。 ④建築物その他の工作物等に附属する広告物の形態意匠は、当該建築物その他の工作物等との調和を図ること。
色彩や光の使い方	⑤広告物の色彩の基調色は、周辺環境及び建築物その他の工作物等と類似又は融和するものとする。
他法令の遵守	⑥道路法、建築基準法、自然公園法等条例以外の法令の適用を受ける広告物にあつては、これらの法令の規定に適合すること。

図 屋外広告物条例による地域区分



(4) 自然公園法

本市北部の玄界灘沿岸と地島の大部分及び勝島などを中心に 683ha が玄海国定公園に指定されている。玄海国定公園は、東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦漣付近までの東西約 120 km におよぶ福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園であり、工作物の建築や木竹の伐採などの各種行為に対し制限が設けられている。重点区域内のうち、玄海地区の神湊周辺が第 2 種特別地域、鎮国寺周辺が第 3 種特別地域に含まれている。

図 重点区域と国定公園

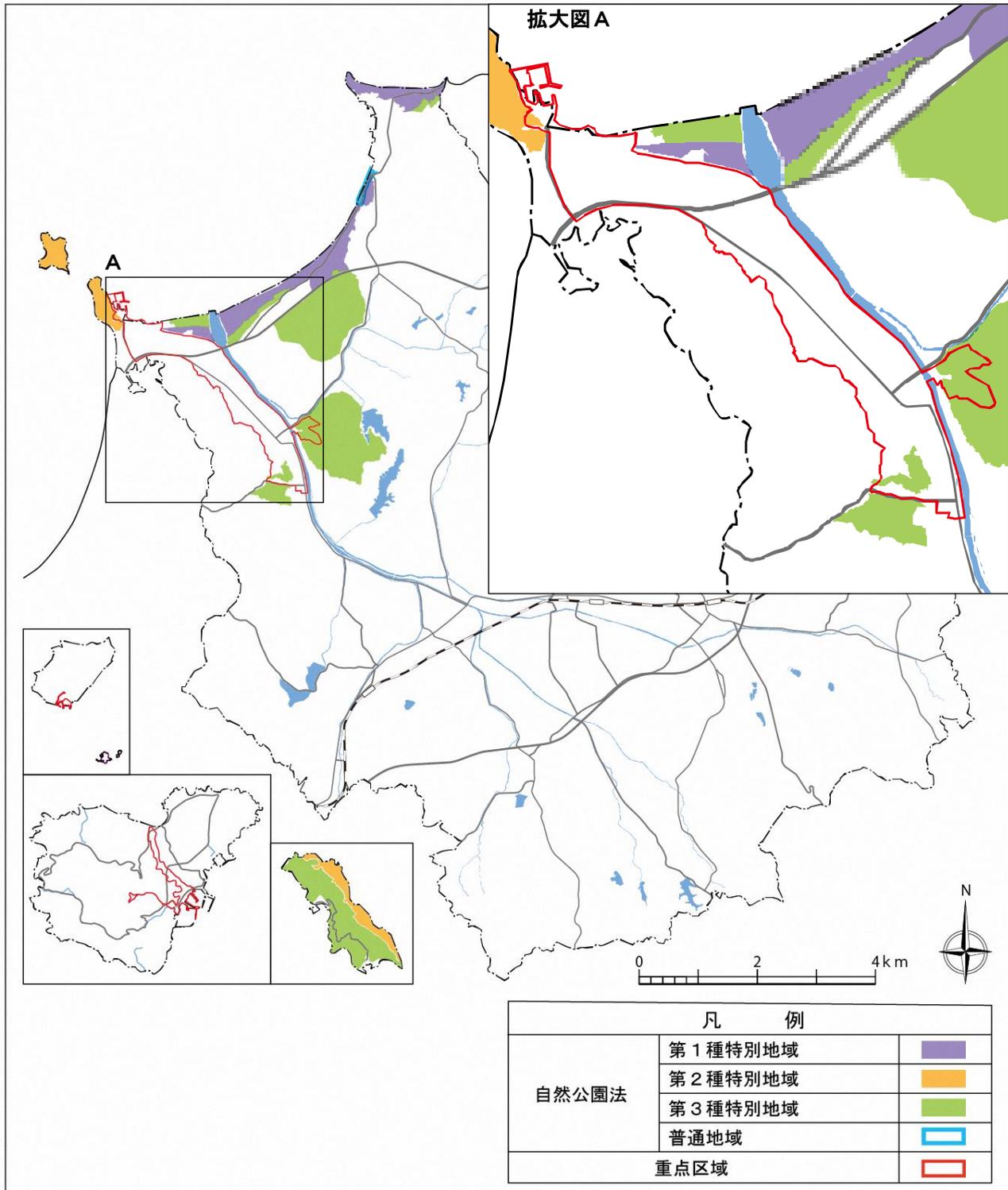


表 地域区分と行為規制

地区区分	説明	行為規制
第1種特別地域	特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区に準じた扱い
第2種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可
第3種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様
普通地域	景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む）	事前届出制 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる

表 許可申請・届出を要する各種行為一覧(●：許可 ▲：届出)

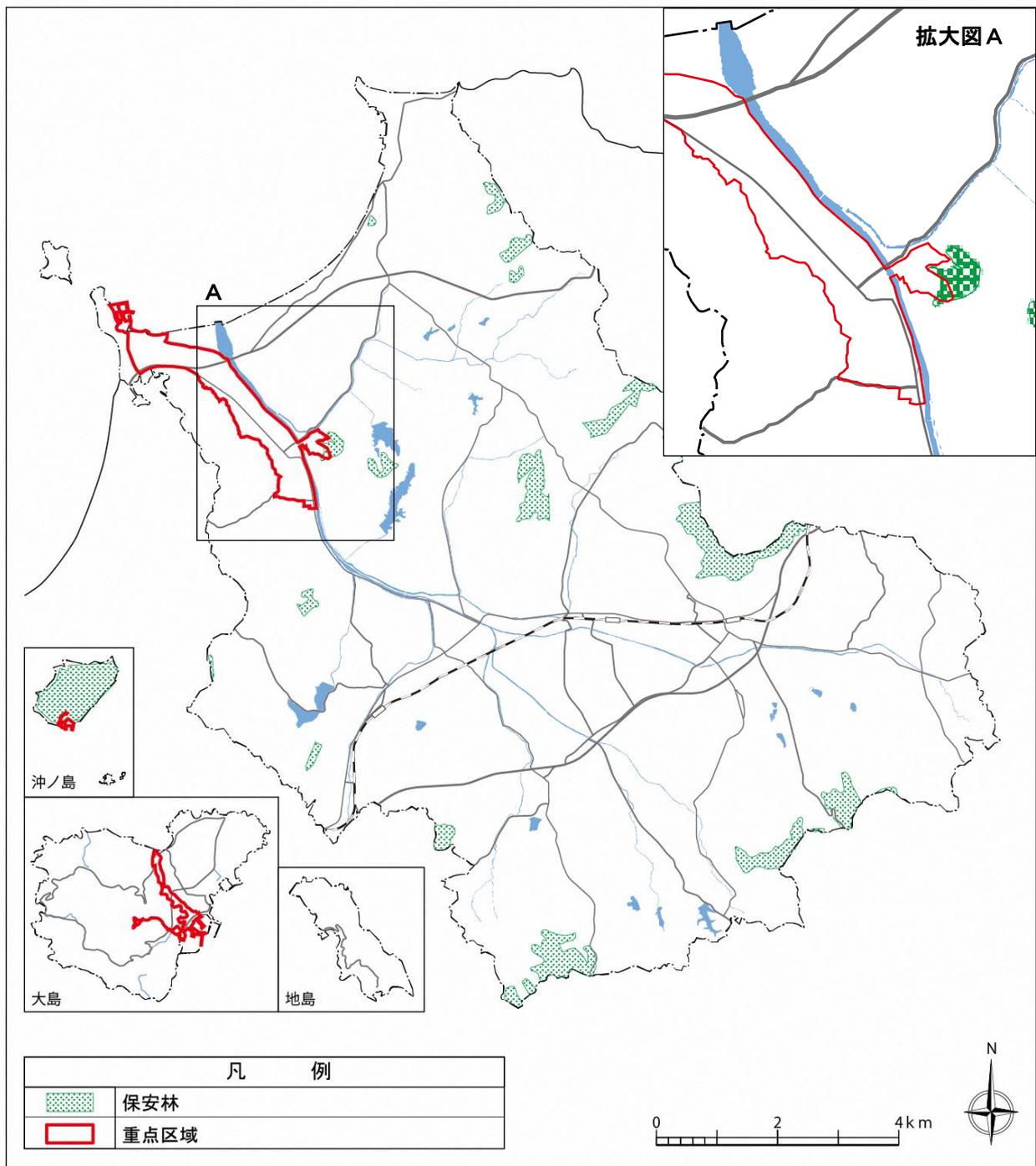
行為の種類	国立・国定公園	
	特別地域	普通地域
工作物の新築、改築、増築	●	▲（大規模な）
木竹の伐採	●	
指定区域での木竹の損傷	●	
鉱物や土石の採取	●	▲
河川、湖沼の水位・水量の増減	●	▲（特別地域内の）
指定湖沼への汚水の排出等	●	
広告物の設置・表示	●	▲
屋外での指定物の集積・貯蔵	●	
水面の埋立等	●	▲
土地の形状変更	●	▲
指定植物の採取等	●	
指定地域での指定植物の植栽。播種	●	
指定動物の捕獲等	●	
指定区域での指定動物の放出	●	
屋根、壁面等の色彩の変更	●	
指定する区域への立入	●	
指定区域での車馬等の乗り入れ	●	
政令で定める行為	●	
地域指定拡張の際の既着手行為（事後3月以内）	▲ 法第20条第6項	
非常災害のための応急措置（事後14日以内）	▲ 法第20条第7項	
木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く）	▲ 法第20条第8項	

(5) 森林法

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、保安林における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為は、許可制により制限されている。

重点区域内においては、沖ノ島全域、区域の縁辺部に保安林が分布している。沖ノ島の保安林に指定されている森林は、「宗像市森林整備計画」においても、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する文化機能維持増進森林として位置付けられている。

図 保安林区域と重点区域

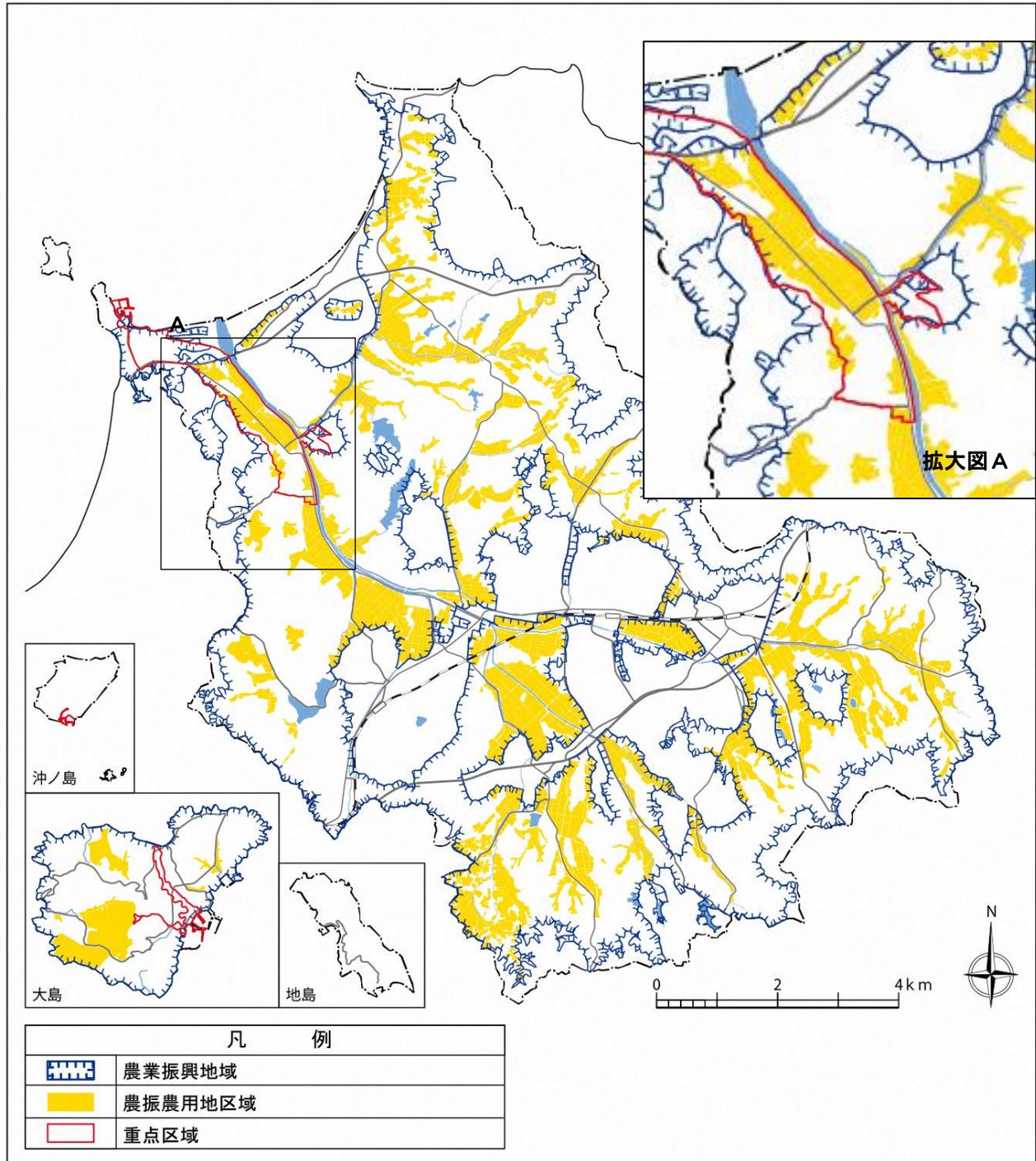


(6) 農業振興地域の整備に関する法律

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成 19 年（2007）に「宗像市農業振興地域整備計画」を策定している。市内の約 2,649ha が農用地区域に指定されており、良好な農地の保全が図られている。

重点区域のうち、玄海地区においては釣川沿いの大部分が農用地区域に指定されている。

図 農業振興地域と重点区域



第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全市に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、72件の指定文化財（国指定17件（うち国宝1件、重要文化財16件）、県指定22件、市指定33件）と4件の国登録文化財、1件の国選択文化財が存在する。これらの指定等文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、市内には歴史的風致を構成する宗像大社の境内摂末社などの建造物や、浦々に見られる恵比寿祭などの人々の活動など、歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も数多く存在し、歴史的風致の維持向上のためにも、これら未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

文化財の保存・活用については、本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取り組む。

今後も調査研究など、実態を把握する取り組みを進め、重要なものは、法令に基づき文化財指定するとともに、未指定文化財は、顕彰制度や緩やかな保護として市登録制度の創設などを検討する。

また、取り組みは、世界遺産の保存と活用に関する方針や取組を記載した世界遺産のあるまちづくり計画や重点区域とも重なる国指定史跡宗像神社境内の整備や活用に関する事項を記載した国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図りながら進めていく。

なお、本計画では、歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われている歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が、一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されていることから、本市の維持向上すべき歴史的風致の核となる有形文化財（建造物）と無形民俗文化財に関する保存と活用の方針を以下に記載する。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物としては、宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿、宗像神社中津宮本殿、鎮国寺本堂、八所宮本殿及び拝殿などが挙げられる。これら有形文化財の保存・活用に際し、宗像大社については、平成25年度策定（平成29年度改定）「国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画」及び平成25年度策定「重要文化財（建造物）宗像神社辺津宮本殿・拝殿保存活用計画」に基づき、そのほかについても現状の保存を基本としながら史跡の本質的価値に影響を与えないような修理、防災設備の整備等を行う。

【無形民俗文化財】

無形民俗文化財としては、県指定の鐘崎盆踊り、市指定の主基地方風俗舞、神湊盆踊り、宗像大社みあれ祭が指定されている。無形民俗文化財の保護にあたっては、活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承できるよう、保護団体等と連携し担い手育成も含め、保護に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により損壊し、損壊の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と損壊した場合の適切な修理が重要である。

事前の予防対策として、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な指導・助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。特に指定文化財の修理や整備の実施にあたっては、文化財保護法や福岡県及び宗像市の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会、世界遺産保存活用検討委員会、世界遺産保存活用協議会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財の修理や整備は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等については、公開活用を想定した内部の修理・整備などに対する支援を実施する。それ以外の未指定文化財は、必要に応じて所有者と協議しながら保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、海の道をテーマとして、大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」の他、休館中であった「大島資料館」をリニューアルし、沖ノ島を守ってきた大島の民俗・信仰に関する映像放映やパネル展示を行う「大島交流館」、沖ノ島の古代祭祀遺跡より発見された、約8万点の奉納品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」があり、来訪者の歴史や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。

平成29年(2017)7月に宗像大社沖津宮(沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩)、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産として登録されたこともあり、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実や、「宗像大社神宝館」の老朽化が進み、重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の再編を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体のみではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。そのため都市計画法や宗像市景観条例、宗像市屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。また、道路の美装化、排水路の整備、案内板等のデザインについて、文化財及び周辺環境との調和に配慮し実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

有形文化財については、地震、落雷、水害、台風等の自然災害により損壊、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、宗像地区消防本部と連携し文化財所在地での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事など、個

別の災害毎に必要なと考えられる対策を行うことにより、損壊・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方にに基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。文化財が被災した場合は、被災履歴を記録し、その後の防災対策に役立てる。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する基本的な方針として、市民や来訪者に対して本市の文化財に関する情報や学習・体験機会の提供に努めながら、意識の啓発を図る。また、地域における文化財の維持管理、調査、点検・モニタリングなどを行う組織・団体の育成に取り組むとともに、市内各地に残る盆踊りをはじめとする民俗芸能や伝統行事などの担い手の確保・育成に努める。

さらに、歴史文化を生かしたまちづくりに関する情報提供や学習会の開催などを通じて、地域におけるまちづくりへの取組を促進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

文化財保護法第93条第1項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については文化財保護法に基づく届出を受け、福岡県教育委員会や開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力避けるように努める。埋蔵文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、出土遺物等についても適切な保管・管理を行う。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本市では、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、宗像市附属機関設置条例に基づき、宗像市文化財保護審議会、宗像市史跡保存整備審議会、宗像市文化財保存活用地域計画協議会を設置している。今後、未指定文化財を市指定文化財にする際は、宗像市文化財保護審議会に諮り指定していくこととなり、史跡の保存整備に関することは、宗像市史跡保存整備審議会に諮り、文化財保存活用地域計画に関する事項については、宗像市文化財保存活用地域計画協議会に諮る。

表 宗像市文化財保護審議会 委員一覧(令和3年8月1日～令和5年7月31日)

氏名	所属	専門分野
伊崎 俊秋	九州歴史資料館文化財調査室長補佐	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
井上 普	元九州大学農学研究院准教授	記念物(植物)
國生 知子	九州歴史資料館文化財企画推進室企画主査	有形文化財(美術工芸品)(彫刻)
竹川 克幸	日本経済大学教授	有形文化財(古文書)(歴史資料)
田中 久美子	福岡工業大学准教授	民俗文化財(有形・無形民俗文化財)
西谷 正	九州大学名誉教授	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財
宮元 香織	北九州市立自然史・歴史博物館歴史担当係長	有形文化財(考古資料)・記念物・埋蔵文化財

表 宗像市史跡保存整備審議会 委員一覧(平成29年2月1日～平成31年1月31日)

氏名	所属	専門分野
西谷 正	九州大学名誉教授	考古学(東アジア)
佐野 千絵	東京文化財研究所文化財情報部 部長	保存科学
林 重徳	佐賀大学名誉教授	土木工学(地盤工学)
杉本 正美	九州大学名誉教授	造園学(風景工学)
石山 勲	日本考古学協会 会員	考古学(古墳)
藤 周作	宗像市立玄海東小学校 教頭	教育、体験学習
園元 かをり	一般市民	市民公募

表 宗像市文化財保存活用地域計画協議会 委員一覧(令和2年1月1日～令和3年12月31日)

氏名	所属	区分(文化財保護法第183条の9第2項)
高山 國敏	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会事務局長	文化財の所有者
立部 瑞真	鎮国寺住職	文化財の所有者
伊崎 俊秋	八女市岩戸山歴史文化交流館長	学識経験者
竹川 克幸	日本経済大学教授	学識経験者
田中 久美子	福岡工業大学准教授	学識経験者
本田 藍	元地域おこし協力隊	教育委員会が必要と認める者
吉村 一彦	マルヨシ醤油株式会社専務取締役	教育委員会が必要と認める者
石村 陽子	宗像歴史を学ぼう会	教育委員会が必要と認める者
江藤 富男	宗像歴史観光ボランティアの会	教育委員会が必要と認める者
山田 久	田熊石畑遺跡村づくりの会村長	教育委員会が必要と認める者
鎌田 隆徳	一般公募による市民代表	教育委員会が必要と認める者

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制

文化財を保存・活用していくためには、市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが必要不可欠である。市では文化財の保存・活用に関わる団体として、現在下表に示す18団体を把握しており、各団体が文化財の調査、普及啓発活動や、無形民俗文化財を保護するための活動を行っている。これらの活動団体と連携して文化財の保存・活用を図るため、団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表 宗像市の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

活動分類	団体名称	活動概要
まちなみ保全	唐津街道むなかた推進協議会	九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取組み
歴史・文化継承	赤馬塾	旧唐津街道赤間宿の歴史継承
	夢灯籠まつり実行委員会	赤間地区における夢灯籠まつりの実施
	宗像市世界遺産市民の会	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産活動の推進
	むなかた歴史を学ぼう会	世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存活用の推進
	海の道むなかた館地域学芸員の会	海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習
	宗像大社 海洋神事奉賛会	みあれ祭の保存に関する活動
	鐘崎盆踊振興会	鐘崎盆踊の保存と継承に関する活動
	陸上神幸実行委員会	陸上神幸の保存に関する活動
	八所宮奉斎会	八所宮の祭事の保存に関する活動
	吉武地区歴史・伝統文化保存振興会	吉武地区の歴史・伝統文化の保存に関する活動
	白山城址を守る会	白山城址の保存に関する活動
	池野地区コミュニティ運営協議会まちづくり計画「池野探索」活動委員会地元学班	池野地区の歴史の保存と活用に関する活動
	むなかた古道プロジェクト	鐘崎道の活用に関する活動
	神湊盆踊保存会	神湊盆踊の保存と継承に関する活動
	田熊石畑遺跡村づくりの会	田熊石畑遺跡歴史公園の保存と活用に関する活動
	田熊石畑遺跡歴史公園活用プロジェクト会議	田熊石畑遺跡歴史の活用に関する活動
観光ガイド	宗像歴史観光ボランティアの会	来訪者への歴史観光ガイド

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が15件、県指定文化財が9件、市指定文化財が6件の計30件の文化財が存在している。これらの指定文化財は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。なお、域内の文化財の保存・活用も本計画および文化財保存活用地域計画に記載された措置を講じ、関連機関、市民、専門家などの連携、協働、協力によって取組む。有形文化財のうち、重要文化財の宗像神社辺津宮本殿、宗像神社辺津宮拝殿は平成25年度策定（平成29年度改定）の保存管理計画に基づき、計画的な保護を図るとともに、取組みは世界遺産のあるまちづくり計画、国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画とも整合を図り実施する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財等については、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を継続する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な指定の有形文化財として、県指定文化財である宗像神社中津宮本殿などがあげられる。これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損が進行しており、可能な限り早い時期に修理を行う必要がある。その際は、文化財保護法、福岡県文化財保護条例、宗像市文化財保護条例の定めに従いつつ、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づいて修理を行う。未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用などに対する支援を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存・活用のための施設としては、海の道をテーマに大陸との海を介した交流に関する資料を中心に収蔵・展示を行う「海の道むなかた館」、沖ノ島で出土した4～9世紀頃のものと思われる約8万点の奉獻品の収蔵・展示を行う「宗像大社 神宝館」がある。

平成29(2017)年7月に宗像大社沖津宮（沖ノ島・小屋島・御門柱・天狗岩）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮が世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成遺産として登録され、来訪者の一層の増加が見込まれることから、世界遺産に関する情報発信等を行うガイダンス機能の充実が求められる。また、「宗像大社 神宝館」に関しても施設の老朽化などが進み重要資料を保管する施設としての設備が十分とは言えないことから、文化財の保存・活用を行うための施設の在り方を検討する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

本計画における重点区域は、景観計画における景観重点区域内にあるため、各種事業の実施にあたっては、より景観に配慮した整備を進めるものとする。特に世界遺産の構成資産である沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮については非常に重要な景観要素であることから、周辺道路の無電柱化事業についても検討し、適宜、実施していく。

(5) 文化財の防犯・防災に関する具体的な計画

宗像地区消防本部や宗像警察署と連携し、盗難等の防止のための見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防災に対する意識の向上を図るように努める。また、文化財の所有者や管理者等に対し防犯設備や消防設備を可能な限り設置するよう求める他、県と連携し、文化財に対する市民の防災意識と愛護精神の向上を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動や防火訓練を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要であることから、市内外に向けた普及啓発イベントを実施するとともに、文化財保護の将来の担い手である子ども達に対し、本市の歴史や文化財に関する副読本を作成し、学校教育の中で学習に活用して、郷土文化に対する関心や愛着を育むための取組みを推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には「周知の埋蔵文化財包蔵地」が、35ヶ所存在しており、重要な遺構として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、事業者等にその義務を周知徹底することにより保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制・整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に取り組む団体として、宗像大社海洋神事奉賛会等が活動を展開している。これらの団体が、文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供するなど、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図ることが重要である。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となる研究会・保存会等を育成・活用する仕組みを構築し、これらの団体と行政が連携することが重要である。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針

本市の歴史的風致の維持向上にあたっては、「歴史的建造物の保存・活用」、「歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生」、「歴史や伝統を反映した活動の支援・継承」、「歴史文化資産の調査研究と普及啓発」、「歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興」の5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組み及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図る。特に、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業を優先的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

歴史的風致維持向上施設の整備と管理に関する各種事業については、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するものとし、地域住民の活動状況等を十分に把握した上で、周囲の歴史的、文化的景観との調和を図りながら進める。特に、史跡や文化財に指定されている場合には、関係法令を遵守しつつ、必要に応じて「宗像市文化財保護審議会」の意見を聴いて行うものとするものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持向上を図る。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設は、施設の魅力と価値を発信させることにより、本市の歴史的風致を地域住民や来訪者が身近に感じることで、歴史的風致の維持向上を図るものとする。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、今後も適切に維持管理を行うとともに、文化財保護法のほか、景観法、市条例等に基づいた維持管理を確実に進める。

さらに、歴史的風致維持向上施設については、施設の管理者や関係課、行政機関等と十分な協議や調整の上、市民や市民団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理体制を構築し、今後も適切に管理するとともに、これらの施設の特性を活かした積極的な活用を進める。

なお、今後も発掘調査や史料調査等を継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持向上を図っていく。

このような基本的な考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業を推進する。

※歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設である。(法第3条) 具体的には、道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設といった公共施設(法第2条第1項、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令第1条)のほか、交流施設、体験学習施設、集会所等の公用施設、旧宅などの歴史的な建造物を復原した施設、看板、案内板といった案内施設などであって、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであり、道路、河川その他の土木施設等のほか、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるものなども幅広く含まれる。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する事業

歴史的風致維持向上施設の整備・管理等に関する方針に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

風情、情緒、たたずまいといったまちなみの特徴を表す歴史的建造物の修理・修景や復原を行うほか、一般公開にも努め、観光等の拠点としての活用など、その保存と活用を図る。

また、指定されていない文化財等においても歴史的価値の高い建造物等は新たな価値付けを行った上で、保存と活用を進める。

- ① 史跡宗像神社整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ② 歴史的風致形成建造物等整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・再生に関する事業

まちなみ景観を構成する建造物等の修理・修景に対する助成や道路の美装化、無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を行うことにより、歴史的建造物の周辺等におけるまちなみの良好な景観形成を図る。

- ③ 歴史的風致等景観整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ④ 道路美装化事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑤ まちなみ環境整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

ウ 歴史や伝統を反映した活動の支援・継承に関する事業

本市の歴史的風致を形成し、長い年月をかけて培われてきた地域の歴史文化資産でもある祭礼や伝統行事等の活動について、その特徴や重要性等を地域住民や来訪者に発信するとともに、後世に継承・伝承していくために、担い手育成を目的とした支援を行う。

また、日々の生活に溶け込んでいる風俗慣習等においては適切な調査の上、その支援・継承を図る。

- ⑥ 無形民俗文化財等調査支援等事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑦ 歴史文化資産継承支援事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

本市固有の歴史文化資産の調査研究や、市民が歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛着を持つための普及啓発を図る。

このため、市民や来訪者が各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史文化資産について、わかりやすく解説しながら情報発信する。

- ⑧ 歴史文化基本構想策定事業（平成 30 年度～令和 5 年度）
- ⑨ 歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑩ 歴史文化資産普及啓発事業（平成 30 年度～令和 9 年度）

オ 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興に関する事業

世界遺産構成資産の活用や、まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、アクセス道路や駐車場を整備して快適に周遊、散策できるよう回遊性を高めるとともに、着地型観光に向けた受入環境の整備を促進する。

また、これら歴史文化資産を保存するとともに、再編集し物語化するなどの更なる価値付けや魅力づくりを通じて、これらに磨きをかけ、地域活性化を図る。

- ⑪ 観光拠点施設整備事業（平成 29 年度～令和 9 年度）
- ⑫ 観光受入環境整備事業（平成 30 年度～令和 9 年度）
- ⑬ 地域活性化支援事業（平成 27 年度～令和 9 年度）

図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(全体)

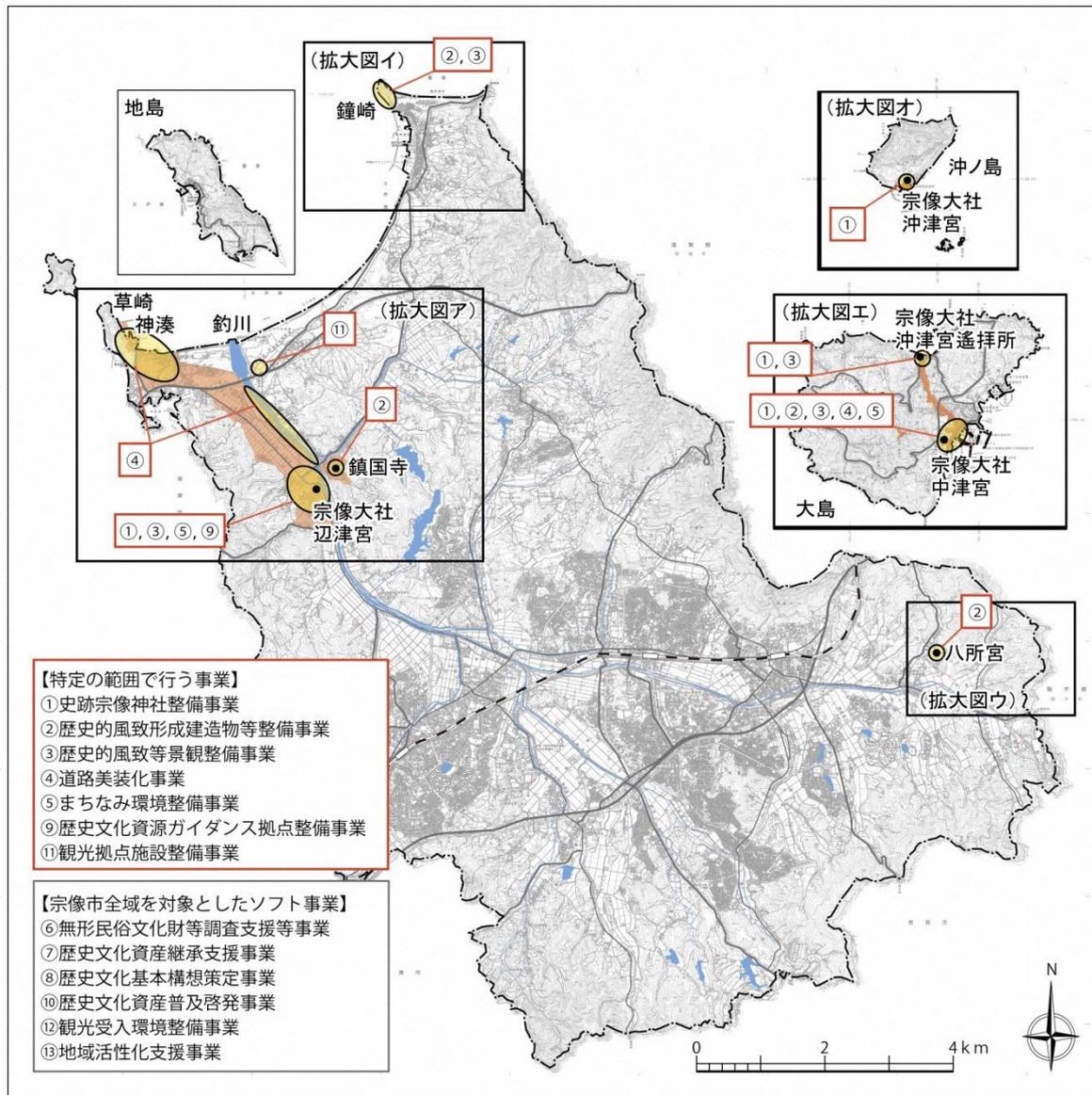


図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図ア)

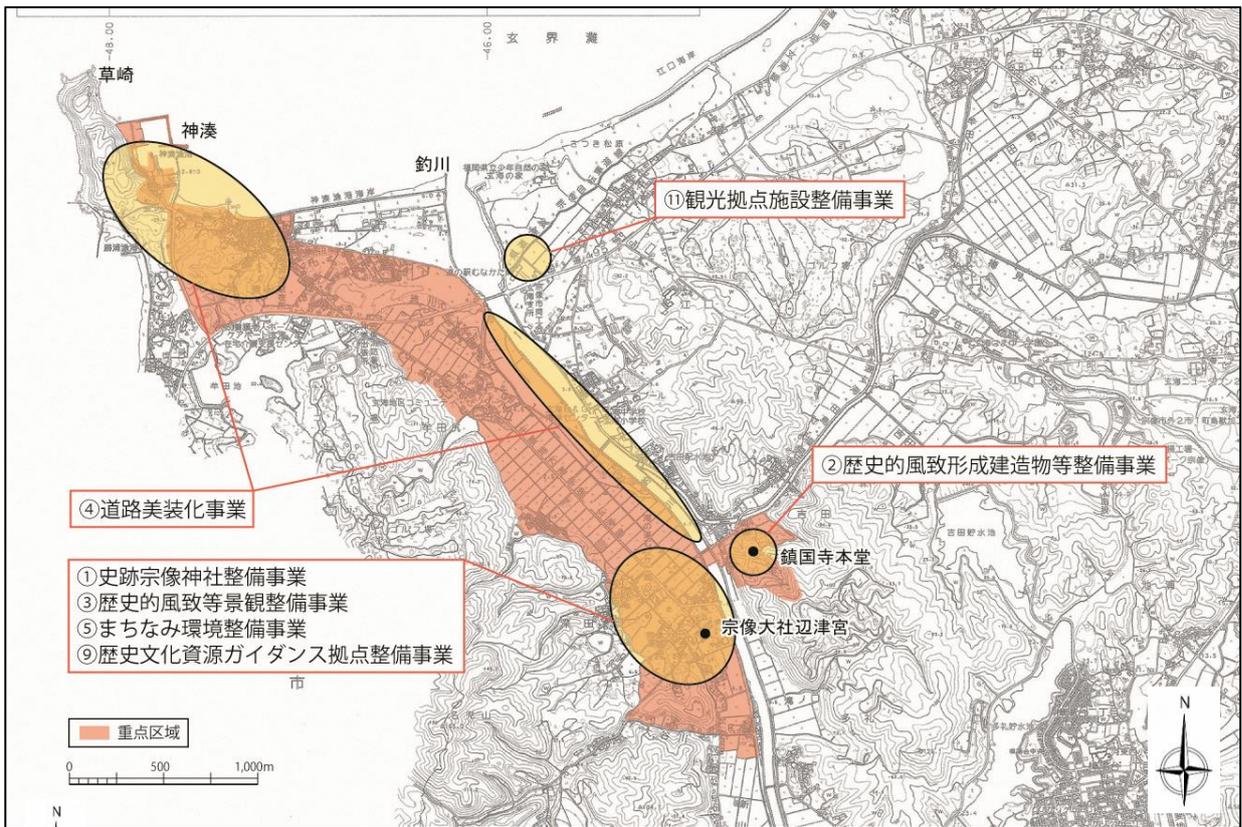


図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図イ)



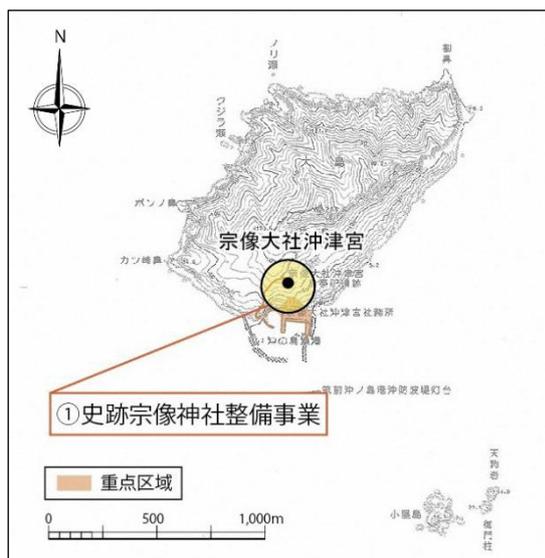
図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図ウ)



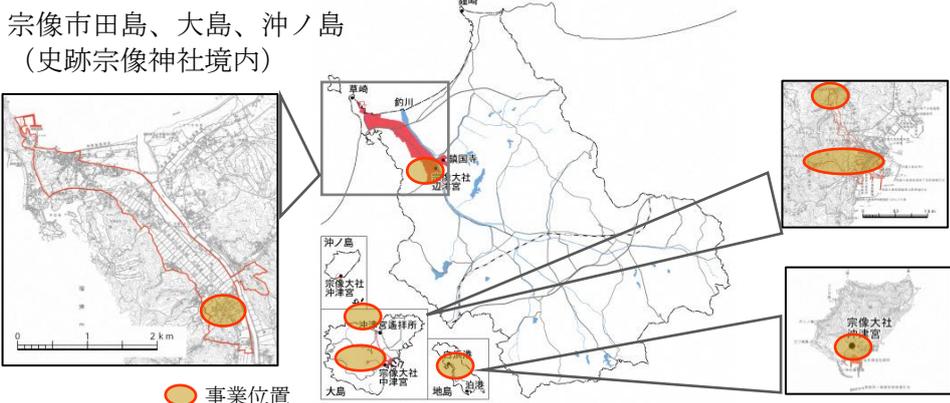
図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図工)

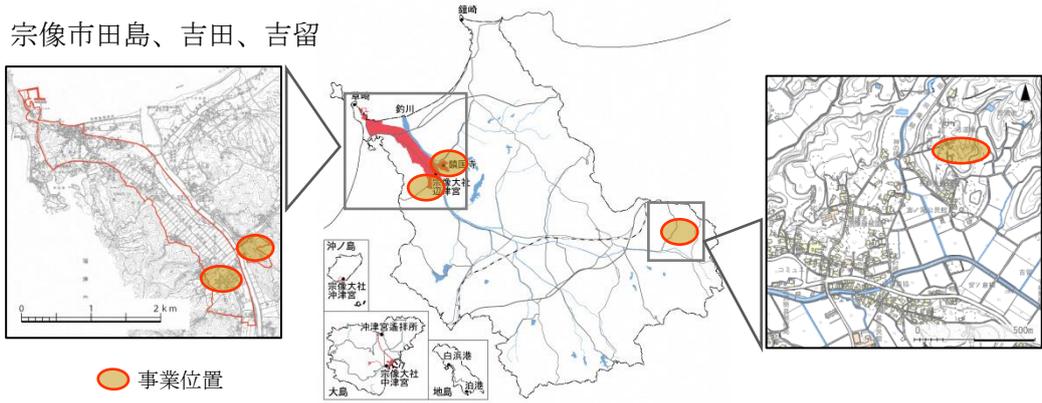


図 歴史的風致維持向上施設に係る事業位置(拡大図才)

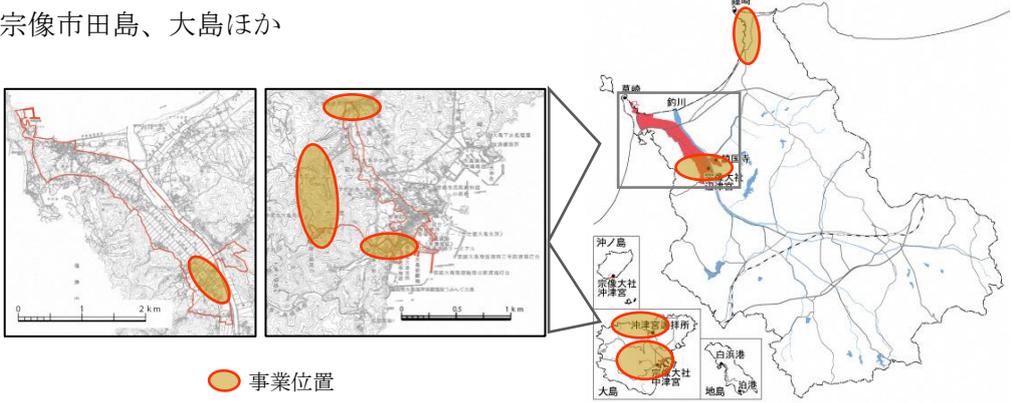
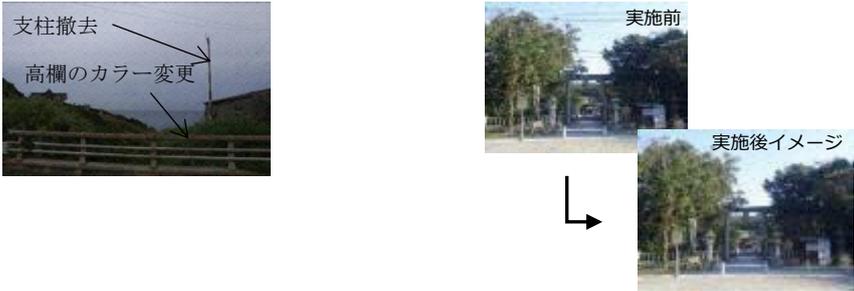


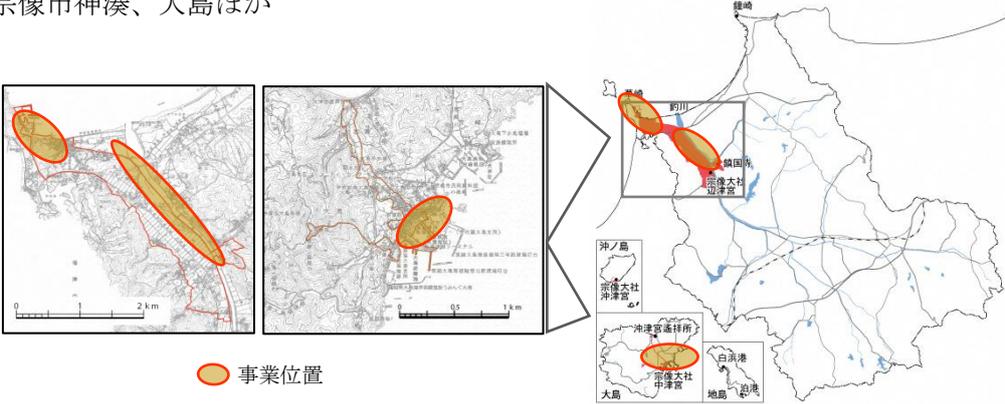
ア 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

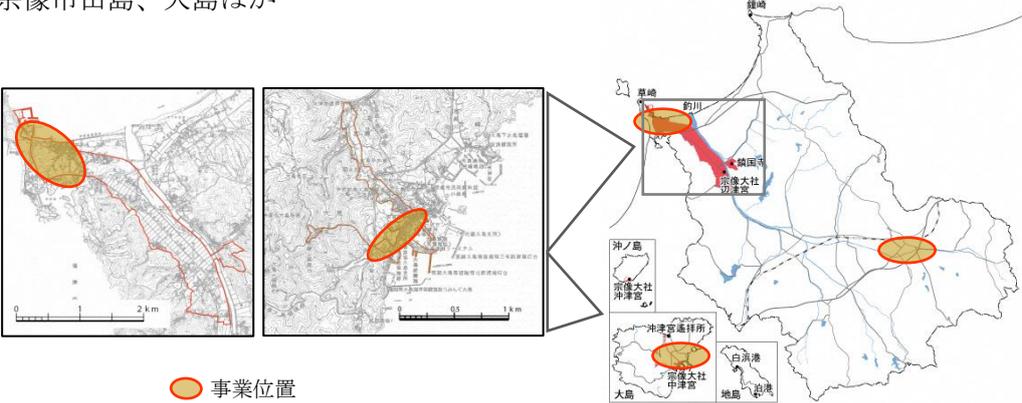
事業名	① 史跡宗像神社整備事業（沖津宮・沖津宮遙拝所・中津宮・辺津宮）
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業（平成 30 年度） 国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 福岡県文化財保護事業補助金（平成 30 年度～令和 3 年度） 市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島、沖ノ島 （史跡宗像神社境内）</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産である重要文化財宗像大社辺津宮本殿等の建造物の修理・復原や修景、また史跡宗像神社境内の参道、広場、法面等の修景や整備を行うとともに、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の設置を行うことにより周辺環境の整備を行うものである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>（辺津宮本殿）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>（沖津宮遙拝所）</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>（中津宮本殿・拝殿）</p>  </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群』の構成資産である宗像大社（重要文化財や史跡等）は大切に受け継がれてきた地域の財産でもあり、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいる。また良好な景観の構成要素の一つとなっており、後世にしっかりと継承していくため、守り活かしていく仕組みや環境づくりを進め、慎重かつ確実に保存、再生し、柔軟な活用に取り組むことで、古代から継承されてきた伝統が守られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	② 歴史的風致形成建造物等整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島、吉田、吉留</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致を形成する建造物等の整備のため、鎮国寺の参道整備や八所宮の土塀や石垣等の復原や修景、宗像大社辺津宮神門の修景など、歴史的風致形成建造物等の復原や修景を行い、歴史的風致形成建造物等の周辺の環境整備を行うものである。</p> <p>(鎮国寺) (八所宮) (宗像大社辺津宮神門)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業は、宗像大社と密接な関係にある鎮国寺や八所宮等の歴史的風致形成建造物等及びその敷地内の整備を進めることで、歴史的風致の核となる建造物等が保全され、魅力ある歴史的風致の構成要素である歴史的まちなみ景観の形成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

イ 歴史的建造物を取り巻く環境の保全・形成に関する事業

事業名	③ 歴史的風致等景観整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度） 防災・安全交付金（道路）（平成 30 年度～令和 2 年度） 無電柱化推進計画事業補助（平成 29 年～令和 6 年） 市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島ほか</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、無電柱化、道路附属物等の修景、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去等、良好な景観形成に資するための整備を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。</p> <p>(沖津宮遙拝所周辺の景観整備) (辺津宮周辺の無電柱化)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>無電柱化、景観阻害要因の除去や修景など歴史的風致における良好な環境と調和した整備を進めることで、地域への愛着を深めるとともに、都市の魅力向上や地域活性化に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰の舞台でもあることから、活動の場の整備と併せて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

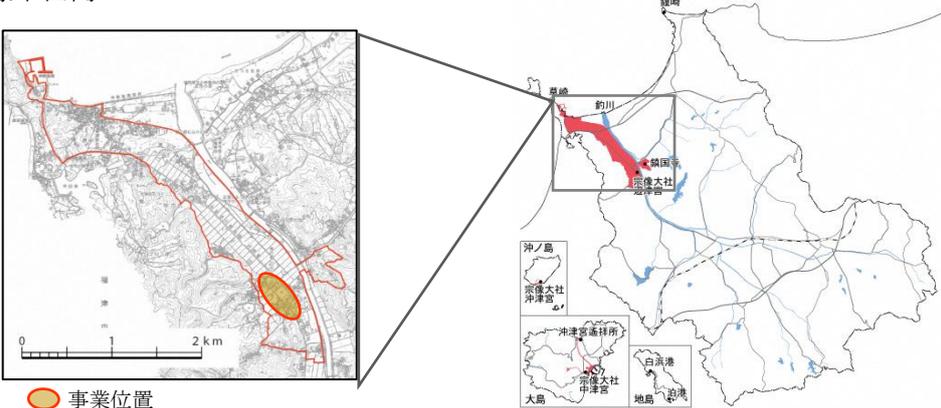
事業名	④ 道路美装化事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市神湊、大島ほか</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史的風致の維持向上の一環として、良好な景観を形成するため、主に鐘崎や神湊、大島等の市道の美装化を実施し、歴史的風致区域の景観整備を行うものである。</p> <p>(大島市道の美装化)</p>  <p>(釣川沿岸の美装化)</p>  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>道路美装化事業は、歴史的風致の舞台となる建造物や活動の場とその周辺の歴史的なまちなみの景観形成がより促進され、さらに、観光拠点と歴史文化資産を結ぶルート的美装化は、周遊ルートの役割も担い、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑤ まちなみ環境整備事業
事業主体	市、宗像大社
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島、大島ほか</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、田島地区や大島地区等、歴史的なまちなみの維持や再生を図るため、建築物や工作物の外観修景等を実施して、歴史的風致の範囲を中心にまちなみ環境の整備を実施するものである。</p> <p>(大島のまちなみ) (神湊のまちなみ)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建築物や工作物の外観修景によって、地域固有の風情が醸し出され、歴史的風致の構成要素である良好な周辺環境の整備に繋がる。さらに、事業位置は、宗像大社みあれ祭の神幸ルートや恵比寿信仰、ゑびす座等の舞台でもあることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑦ 歴史文化資産継承支援事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>民俗文化財に関する市民活動等を支援し、文化財の保存・継承及び地域の活性化を促進する。特に、民俗文化財に関する担い手や後継者を確保し、伝承の支援を行う。また、伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を修得し継承しようとする者に対する技術伝承にかかる活動費や地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動継承に対する支援を行う。</p> <p>(祭事で使用する注連縄づくりの様子)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>地域固有の民俗文化財などに関わる活動記録の作成や情報発信、活動支援は、民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるきっかけになるとともに、担い手や後継者の確保、さらにはそれらの民俗文化財を活かした地域の活性化にも資することが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

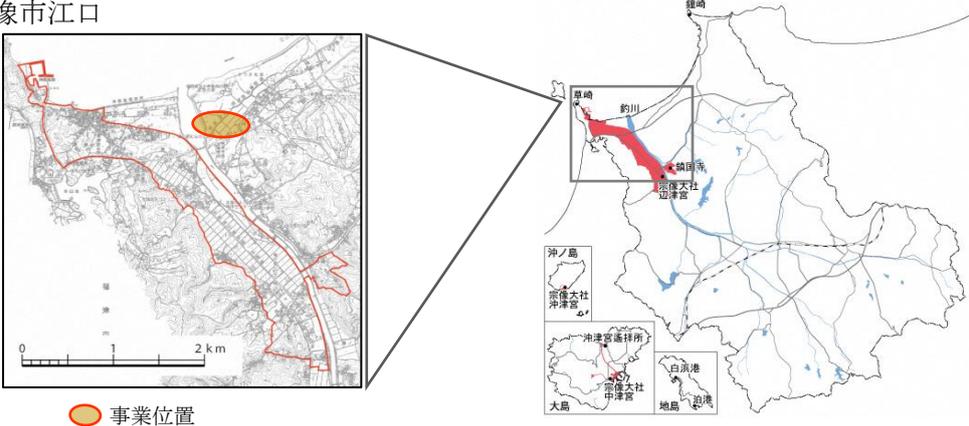
エ 歴史文化資産の調査研究と普及啓発に関する事業

事業名	⑧ 歴史文化基本構想策定事業
事業主体	市
事業期間	平成 30 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独 文化芸術振興費補助金(令和元年度～令和 2 年度)
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>未指定の建造物や祭り・習俗等の無形の民俗文化財、検証が行われていない埋蔵文化財について、学術的調査を実施し、歴史的史実の把握、価値付けに努め、後世に引き継ぐための問題点を明らかにするなど、その調査結果を総合的に整理し、全容解明に努める。また、調査によって価値が判明した歴史文化資産については、新たな文化財としての指定など、確実な保存と積極的な活用を進めるため、「宗像市文化財保存活用地域計画」を作成する。</p> <p style="text-align: center;">(市内に所在する多様な文化財)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化基本構想は、本市の文化財保護に関する基本的な考え方や方針を示すことにより文化財保護のマスタープランとしての役割を果たし、加えて、文化財を活かした地域づくりの方向性を示すものであることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑨ 歴史文化資源ガイドンス拠点整備事業
事業主体	市、所有者等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独
事業位置	<p>宗像市田島</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>歴史文化資源の価値が失われないように保存するため、宗像大社辺津宮に隣接する敷地（約 34,000 平方メートル）に国宝約 8 万点を展示・収蔵する文化施設をはじめ、中核来訪者施設（世界遺産センター）、文化財保存管理及び研究施設、図書館分館など、延べ面積約 6,000 平方メートルの施設整備を行い、歴史文化資源の啓発を図る。</p> <p>※</p> <p>（沖ノ島）</p>  <p>注) 約 6,000 平方メートルについては、現在の海の道むなかた館、宗像大社にある収蔵庫、神宝館の延べ面積の合計を参考に算出</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史的風致を構成する建造物や活動等への理解を深め、誇りと愛情を持てるよう、各種情報を入手できる場や機会の創出を進め、歴史の重層性や多様な伝統文化を総合的な観点からわかりやすく情報発信する拠点施設を整備する。さらに、沖ノ島については、「見える化」への各種の取組みにより、その歴史的価値や魅力がまちに表出し、視覚的に感じられることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑩ 歴史文化資産普及啓発事業
事業主体	市、教育委員会、青年会議所等
事業期間	平成 30 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度） 市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>市内の歴史文化資産の普及・啓発のため、各種啓発事業を行うほか、子ども向けの歴史学習教室を開催し、小学校低学年から、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供する。さらに、小中学校の地域学習を進め、地域の産業や消費生活の様子、諸活動や人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて記載し、地域に対する誇りと愛情をもち、地域の一員としての自覚を高める。</p> <p>（普及啓発活動[世界遺産登録記念ミュージカル]の様子）</p>  <p>（地域学習・世界遺産学習）</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>各学校で地域学習を進めることで、子ども達の「郷土への関心や愛着」を深めることができる。また、文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、自らが暮らす地域の文化財に対して愛着と誇りを育み、さらには文化財の保存活動などへの参加意識を芽生えさせることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

オ 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の推進に関する事業

事業名	⑪ 観光拠点施設整備事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成 29 年度～令和 9 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（平成 30 年度～令和 4 年度）市単独
事業位置	<p>宗像市江口</p>  <p>○ 事業位置</p>
事業概要	<p>本事業は、歴史文化資産の啓発と観光振興のため、宗像大社等の歴史文化資源と連携を図る特化施設として位置付けている、むなかた観光物産館の整備を実施し、歴史文化資産と観光拠点を活かした地域活性化を図る。</p> <p>(実施前) (実施後イメージ)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>むなかた観光物産館に情報コーナー等の整備を実施することにより、来訪者が本市の歴史文化に関する理解を深めることができる。さらに、宗像大社辺津宮からのアクセスが良いことから、回遊性の向上が期待できるため、歴史文化資産を活かした観光振興にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑫ 観光受入環境整備事業
事業主体	市、活動団体等
事業期間	平成30年度～令和9年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業（平成30年度） 市単独
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>本事業は、本市の歴史文化資産の魅力、伝統的な活動、まちなみなどについて、観光客等に同行して案内する観光ガイドを専門の養成講座の開催によって養成するものである。また、歴史文化資産の周辺など来訪者が多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルート等に関する案内板の新設・改修・修繕を行う。案内板の整備にあたっては、多言語化、通信機器への対応について、ICTの活用を踏まえた検討を行う。歴史文化資産の豊富なまちなかの回遊性を向上させ、市民や来訪者が歴史的風致を感じながら安心して快適に散策できる環境を整備する。</p> <p>(講座の様子①)</p>  <p>(講座の様子②)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>まちなかに点在する歴史文化資産の周遊ルートの形成により、サインや案内板、滞留拠点施設の充実を図り、本市を訪れる人々の歴史文化資産への理解、認知が高まる機会を創出することができ、さらには、伝統文化の継承や後継者の育成が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	⑬ 地域活性化支援事業
事業主体	市
事業期間	平成 27 年度～令和 9 年度
支援事業名	市単独 ※平成 27 年度は地方創生加速化交付金を活用
事業位置	宗像市全域
事業概要	<p>本事業は、良好な景観形成の推進や地域活性化の一環として、赤間宿通り等の観光拠点に新規出店を行う者に対して支援を実施する。また、地元まちづくり団体等が実施する活動を支援し、地元と行政が一体となって地域活性化を図る。</p> <p>(実施前) (実施後)</p>  <p>(地元まちづくり団体が主催するイベント)</p> 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>市民が宗像の魅力や地域で受け継がれる歴史文化資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取組みを支援することで、歴史文化を活かしたまちづくりの推進に繋がるため、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 基本的な考え方

本市は、これまで市内に点在する歴史的な建造物について、それぞれの価値に応じて、文化財保護法に基づく指定や登録、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づく指定を行い、その保存活用に取り組んできた。

一方、市内には上記の指定・登録文化財以外にも歴史的な建造物が数多く存在しており、これらについても適切な保存活用が求められている。

このようなことから、本市の維持向上すべき歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物等を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

指定を受けた建造物については、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除却の届出が必要となるが、修理・修景に係る補助制度の活用が可能になる。要件を満たす建造物を積極的に指定することで、指定・登録文化財の保存活用とともに、指定・登録以外の建造物の保存活用を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定は、所有者の同意を前提とし、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物に対して行う。

(1) 指定の対象

次表の要件に合致した建造物を対象に指定することとする。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

指定対象の要件
①文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
②福岡県文化財保護条例（昭和30年条例第25号）第4条第1項に基づく県指定有形文化財、第37条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物
③宗像市文化財保護条例（平成15年条例第77号）第4条第1項に基づく市指定有形文化財、第35条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物
④その他、宗像市の歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が認めたもの

(2) 指定基準

次表の指定基準のいずれかに合致した建造物を指定することとする。また、公共施設以外の建造物にあっては、将来にわたって所有者が適切な維持管理をする意向をもっていることを確認して指定を行うこととする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

指定基準
①概ね築50年を経過し、建造物の形態又は技術上の工夫が優れている建造物
②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
③まちなみの構成要素として重要な建造物
④地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

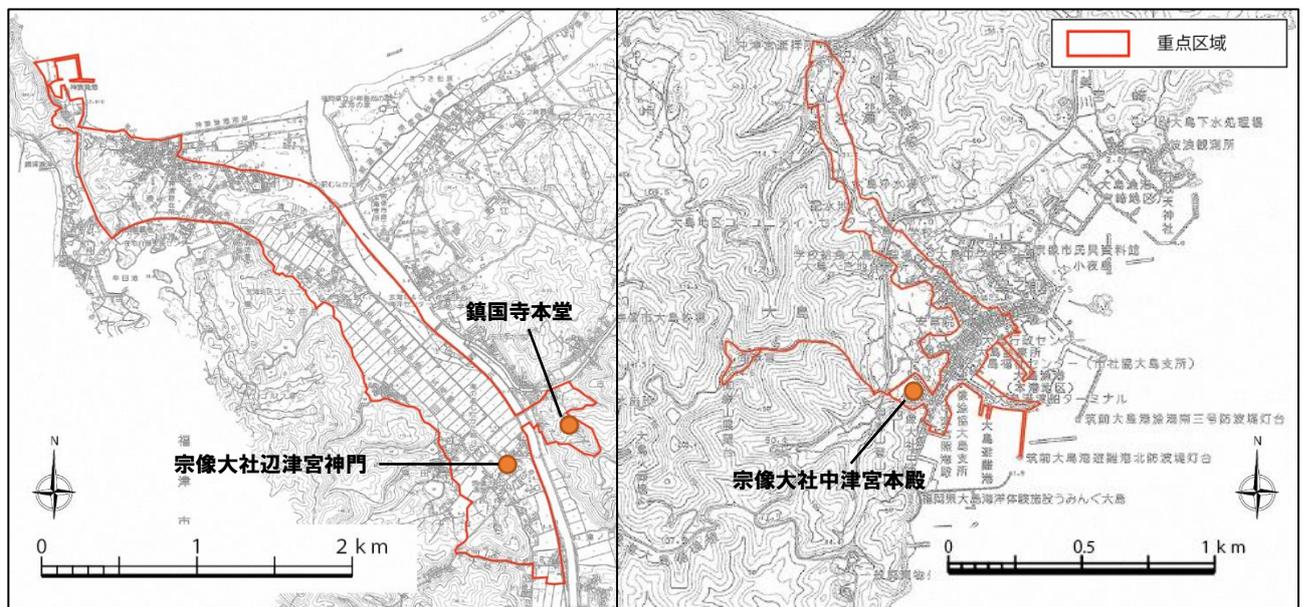
3. 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定候補は、以下のとおりとする。

表 歴史的風致形成建造物指定候補一覧

	名称	写真	所在地	所有者	その他
1	宗像大社 中津宮本殿		福岡県宗像市 大島 1811-1 番地	宗像大社	県指定 有形文化財
2	鎮国寺本堂		福岡県宗像市 吉田 966 番地	鎮国寺	市指定 有形文化財
3	宗像大社 辺津宮神門		福岡県宗像市 田島 2331 番地	宗像大社	未指定文化財

図 歴史的風致形成建造物指定候補位置図(左:玄海地区、右:大島地区)



第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物について、所有者等による維持・管理を基本とし、その保全に支障を来さないよう、適切に管理する必要がある。

歴史的風致形成建造物のうち、福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、当該条例に基づき維持・管理を行い、それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建築物の特性や価値をみて維持・管理を行う。修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査を確認した上で、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図ることとし、公開にあたっては、所有者の生活に支障を与えないよう配慮し、十分な協議を行った上で外部から望見できる措置を講じるとともに、可能な限り内部の公開に努める。

2. 個別の事項

(1) 文化財保護法に基づき登録される建造物（登録有形文化財）

有形文化財に登録される建造物の維持・管理にあたっては、文化財としての価値を損ねないような修理を基本とする。

民間所有の建造物について、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。なお、登録記念物として庭園や旧宅の登録が発生した場合は、登録有形文化財を参考に建造物の適切な維持・管理に努めるものとする。

(2) 福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に指定される建造物

福岡県文化財保護条例や宗像市文化財保護条例に基づいて指定されている建造物は、現状変更の許可申請、修理の届出をはじめとする各種手続きを行った上で適切に保存を図る。これらの建造物の維持・管理は、建造物の外観および内部を対象に、歴史資料、小写真、痕跡等の調査に基づく修復・復原を基本とする。防災上の措置を講じる場合は、文化財の保存活用に支障を与えない範囲で行う。民間所有の建造物は、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。

(3) 歴史的風致の維持向上を図る上で重要な建造物で、市長が必要と認めたもの

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財以外で市長が認めた建造物については、内部の保全に努めつつ、外観を主な対象として、現状の維持及び修理を基本とする。

民間所有の建造物について、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。なお、計画期間後も建造物の保存を図るため、登録有形文化財や市指定文化財等に登録、指定するよう努め、景観法に基づく景観重要建造物としての指定を検討する。

3. 届出が不要な行為

歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、特定の行為を除き市長への届出が必要である。

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

表 届出が不要な行為

届け出が不要な行為	
ア	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合 文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物（遺跡関係、名勝地関係）について、同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
イ 第	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定有形文化財について、同条例第 17 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 18 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
ウ 条	福岡県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく福岡県指定史跡について、同条例第 43 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合
エ	宗像市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく宗像市指定文化財について、同条例第 16 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合